

令和3年度 茨城地方最低賃金審議会  
第1回 茨城県鉄鋼業最低賃金専門部会 次第

令和3年10月11日(月)

1 開 会

2 議 題

- (1) 各専門部会の部会長及び同代理の選出について
- (2) 各専門部会の運営規程について
- (3) 賃金実態調査結果等について
- (4) 各専門部会の日程調整について
- (5) 金額審議
- (6) その他

4 閉 会

令和3年度 茨城地方最低賃金審議会  
第1回 茨城県鉄鋼業最低賃金専門部会 資料

令和3年10月11日(月)

No.1	各特定最低賃金専門部会委員名簿	…P281
No.2	最低賃金法(昭和34.4.15法律137号)	…P282
No.3	最低賃金審議会令(昭和34.5.4政令163号)	…P290
No.4	各専門部会の運営規程(案)	…P292
No.5	茨城県最低賃金及び特定最低賃金の推移	…P294
No.6	賃金実態調査結果	
	① 茨城県特定最低賃金4業種	
	産業別・規模別特性値及び未満率	…P295
	第1・10分位数及び未満率の推移	…P296
	② 茨城県鉄鋼業最低賃金	
	総括表	…P297
	第1・10分位数・最低賃金額・未満率の推移	…P301
	最低賃金額の引上げ額と影響率の関係表	…P302
	③ 茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	
	総括表	…P303
	第1・10分位数・最低賃金額・未満率の推移	…P307
	最低賃金額の引上げ額と影響率の関係表	…P308
	④ 茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金	
	総括表	…P309
	第1・10分位数・最低賃金額・未満率の推移	…P313
	最低賃金額の引上げ額と影響率の関係表	…P314
	⑤ 茨城県各種商品小売業最低賃金	
	総括表	…P315
	第1・10分位数・最低賃金額・未満率の推移	…P318
	最低賃金額の引上げ額と影響率の関係表	…P319
No.7	2021年6月企業短期経済観測調査結果(茨城県)日本銀行水戸事務所	…P320
No.8	茨城県金融経済概況(2021年9月7日)日本銀行水戸事務所	…P324
No.9	県内の雇用情勢の概況(令和3年7月)	…P336
No.10	茨城県及び全国の指標	…P351
No.11	令和3年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況(厚生労働省)	…P353
No.12	茨城県最低賃金の改正決定に関する官報公示文	…P358
No.13	令和3年度特定最低賃金決定状況	…P359

## 令和3年度年度茨城地方最低賃金審議会

## 茨城県鉄鋼業最低賃金専門部会委員名簿

茨城労働局

区分	氏名 (ふりがな)	現職
公益代表	しん みふ あ 申 美 花	茨城キリスト教大学経営学部教授
	せい やま れい 清 山 玲	茨城大学人文社会科学部 法律経済学科教授
	ぶんどう ひろゆき 文堂 弘之	常磐大学総合政策学部教授
労働者代表	うめはら きよかつ 梅原 清活	基幹労連茨城県本部事務局長
	おおもり もとのり 大森 玄則	連合茨城副事務局長
	やまだ まこと 山田 誠	基幹労連日鉄大径鋼管労働組合組合長
使用者代表	おおた よしき 太田 慶樹	大丸鐵興株式会社代表取締役CEO
	さわはた ひでふみ 澤畑 英史	一般社団法人茨城県経営者協会事務局長
	やなせ つよし 築瀬 剛	日本製鉄株式会社東日本製鉄所鹿島地区 総務部鹿島総務室長

# I 関係法令等

## 1 最低賃金法

昭和34. 4.15法律137号  
改正 昭和43. 6. 3法律 90号  
改正 昭和44. 7.18法律 64号  
改正 昭和45. 5.16法律 60号  
改正 昭和55.11.19法律 85号  
改正 昭和58.12. 2法律 78号  
改正 昭和59. 5. 8法律 25号  
改正 昭和60. 6. 8法律 56号  
改正 平成 4. 6. 3法律 67号  
改正 平成10. 9.30法律112号  
改正 平成11. 7.16法律 87号  
改正 平成11. 7.16法律102号  
改正 平成11.12.22法律160号  
改正 平成13. 4.25法律 35号  
改正 平成14. 5.31法律 54号  
改正 平成19.12. 5法律129号  
改正 平成20. 5. 2法律 26号  
改正 平成24. 4. 6法律 27号  
(施行 平成24.10. 1)

### 目次

- 第1章 総則 (第1条・第2条)
- 第2章 最低賃金
  - 第1節 総則 (第3条-第8条)
  - 第2節 地域別最低賃金 (第9条-第14条)
  - 第3節 特定最低賃金 (第15条-第19条)
- 第3章 最低賃金審議会 (第20条-第26条)
- 第4章 雑則 (第27条-第38条)
- 第5章 罰則 (第39条-第42条)
- 附則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 労働者 労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所を使用される者及び家事使用人を除く。)をいう。
- 二 使用者 労働基準法第10条に規定する使用者をいう。
- 三 賃金 労働基準法第11条に規定する賃金をいう。

### 第2章 最低賃金

## 第1節 総則

## (最低賃金額)

第3条 最低賃金額（最低賃金において定める賃金の額をいう。以下同じ。）は、時間によつて定めるものとする。

## (最低賃金の効力)

第4条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。

3 次に掲げる賃金は、前2項に規定する賃金に算入しない。

- 一 1月をこえない期間ごとに支払われる賃金以外の賃金で厚生労働省令で定めるもの
- 二 通常の労働時間又は労働日の賃金以外の賃金で厚生労働省令で定めるもの
- 三 当該最低賃金において算入しないことを定める賃金

4 第1項及び第2項の規定は、労働者がある都合により所定労働時間若しくは所定労働日の労働をしなかつた場合又は使用者が正当な理由により労働者に所定労働時間若しくは所定労働日の労働をさせなかつた場合において、労働しなかつた時間又は日に対応する限度で賃金を支払わないことを妨げるものではない。

## (現物給与等の評価)

第5条 賃金が通貨以外のもので支払われる場合又は使用者が労働者に提供した食事その他のものの代金を賃金から控除する場合においては、最低賃金の適用については、これらのものは、適正に評価されなければならない。

## (最低賃金の競合)

第6条 労働者が2以上の最低賃金の適用を受ける場合は、これらにおいて定める最低賃金額のうち最高のものにより第4条の規定を適用する。

2 前項の場合においても、第9条第1項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額については、第4条第1項及び第40条の規定の適用があるものとする。

## (最低賃金の減額の特例)

第7条 使用者が厚生労働省令で定めるところにより都道府県労働局長の許可を受けたときは、次に掲げる労働者については、当該最低賃金において定める最低賃金額から当該最低賃金額に労働能力その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額により第4条の規定を適用する。

- 一 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- 二 試の使用期間中の者
- 三 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第24条第1項の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受ける者であつて厚生労働省令で定めるもの

四 軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者

## (周知義務)

第8条 最低賃金の適用を受ける使用者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該最低賃金の概要を、常時作業場の見やすい場所に掲示し、又はその他の方法で、労働者に周知させるための措置をとらなければならない。

## 第2節 地域別最低賃金

### (地域別最低賃金の原則)

第9条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

- 2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。
- 3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

### (地域別最低賃金の決定)

第10条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

- 2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、最低賃金審議会に再審議を求めなければならない。

### (最低賃金審議会の意見に関する異議の申出)

第11条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第1項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

- 2 前条第1項の規定による最低賃金審議会の意見に係る地域の労働者又はこれを使用する使用者は、前項の規定による公示があつた日から15日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。
- 3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならない。
- 4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第1項の規定による公示の日から15日を経過するまでは、前条第1項の決定をすることができない。第2項の規定による申出があつた場合において、前項の規定による最低賃金審議会の意見が提出されるまでも、同様とする。

### (地域別最低賃金の改正等)

第12条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

### (派遣中の労働者の地域別最低賃金)

第13条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第44条第1項に規定する派遣中の労働者（第18条において「派遣中の労働者」という。）については、その派遣先の事業（同項に規定する派遣先の事業をいう。第18条において同じ。）の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額により第4条の規定を適用す

る。

(地域別最低賃金の公示及び発効)

第14条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

- 2 第10条第1項の規定による地域別最低賃金の決定及び第12条の規定による地域別最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、同条の規定による地域別最低賃金の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

### 第3節 特定最低賃金

(特定最低賃金の決定等)

第15条 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

- 2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の決定又は当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をすることができる。
- 3 第10条第2項及び第11条の規定は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第2項中「地域」とあるのは、「事業若しくは職業」と読み替えるものとする。
- 4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第2項の決定をする場合において、前項において準用する第11条第2項の規定による申出があつたときは、前項において準用する同条第3項の規定による最低賃金審議会の意見に基づき、当該特定最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低賃金額について別段の定めをすることができる。
- 5 第10条第2項の規定は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

第16条 前条第2項の規定により決定され、又は改正される特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならない。

第17条 第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、同項の規定により決定され、又は改正された特定最低賃金が著しく不相当となつたと認めるときは、その決定の例により、その廃止の決定をすることができる。

(派遣中の労働者の特定最低賃金)

第18条 派遣中の労働者については、その派遣先の事業と同種の事業又はその派遣先の事業の事業場で使用される同種の労働者の職業について特定最低賃金が適用されている場合にあつては、当該特定最低賃金において定める最低賃金額により第4条の規定を適用する。

(特定最低賃金の公示及び発効)

第19条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、特定最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

- 2 第15条第2項の規定による特定最低賃金の決定及び特定最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、同条第2項及び第17条の規定による特定最低賃金の廃止の決定は、前項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

### 第3章 最低賃金審議会

#### （設置）

第20条 厚生労働省に中央最低賃金審議会を、都道府県労働局に地方最低賃金審議会を置く。

#### （権限）

第21条 最低賃金審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、地方最低賃金審議会にあつては、都道府県労働局長の諮問に応じて、最低賃金に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を都道府県労働局長に建議することができる。

#### （組織）

第22条 最低賃金審議会は、政令で定めるところにより、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

#### （委員）

第23条 委員は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまでその職務を行うものとする。
- 4 委員は、非常勤とする。

#### （会長）

第24条 最低賃金審議会に会長を置く。

- 2 会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。

#### （専門部会等）

第25条 最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。
- 3 専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。
- 4 第23条第1項及び第4項並びに前条の規定は、専門部会について準用する。
- 5 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。



6 最低賃金審議会は、前項の規定によるほか、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。

(政令への委任)

第26条 この法律に規定するもののほか、最低賃金審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 第4章 雑則

(援助)

第27条 政府は、使用者及び労働者に対し、関係資料の提供その他最低賃金制度の円滑な実施に必要な援助に努めなければならない。

(調査)

第28条 厚生労働大臣は、賃金その他労働者の実情について必要な調査を行い、最低賃金制度が円滑に実施されるように努めなければならない。

(報告)

第29条 厚生労働大臣及び都道府県労働局長は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、使用者又は労働者に対し、賃金に関する事項の報告をさせることができる。

(職権等)

第30条 第10条第1項、第12条、第15条第2項及び第17条に規定する厚生労働大臣又は都道府県労働局長の職権は、2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる事案及び1の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案で厚生労働大臣が全国的に関連があると認めて厚生労働省令で定めるところにより指定するものについては、厚生労働大臣が行い、1の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案（厚生労働大臣の職権に属する事案を除く。）については、当該都道府県労働局長が行う。

2 厚生労働大臣は、都道府県労働局長が決定した最低賃金が著しく不相当であると認めるときは、その改正又は廃止の決定をなすべきことを都道府県労働局長に命ずることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ中央最低賃金審議会の意見を聴かななければならない。

4 第10条第2項の規定は、前項の規定による中央最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第31条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、厚生労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

(労働基準監督官の権限)

第32条 労働基準監督官は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、使用者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問をすることができる。

2 前項の規定により立入検査をする労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第33条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）

の規定による司法警察員の職務を行う。

(監督機関に対する申告)

第34条 労働者は、事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるよう求めることができる。

2 使用者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(船員に関する特例)

第35条 第6条第2項、第2章第2節、第16条及び第17条の規定は、船員法(昭和22年法律第100号)の適用を受ける船員(以下「船員」という。)に関しては、適用しない。

2 船員に関しては、この法律に規定する厚生労働大臣、都道府県労働局長若しくは労働基準監督署長又は労働基準監督官の権限に属する事項は、国土交通大臣、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)又は船員労務官が行うものとし、この法律中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第3条中「時間」とあるのは「時間、日、週又は月」と、第7条第4号中「軽易な」とあるのは「所定労働時間の特に短い者、軽易な」と、第19条第2項中「第15条第2項」とあるのは「第15条第2項並びに第35条第3項及び第7項」と、「同条第2項及び第17条」とあるのは「第15条第2項及び第35条第7項」と、第30条第1項中「第10条第1項、第12条、第15条第2項及び第17条」とあるのは「第15条第2項並びに第35条第3項及び第7項」と、「都道府県労働局の管轄区域」とあるのは「地方運輸局又は運輸監理部の管轄区域(政令で定める地方運輸局にあつては、運輸監理部の管轄区域を除く。)」と読み替えるものとする。

3 国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)は、賃金の低廉な船員の労働条件の改善を図るため、船員の生計費、類似の船員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、交通政策審議会又は地方運輸局に置かれる政令で定める審議会(以下「交通政策審議会等」という。)の調査審議を求め、その意見を聴いて、船員に適用される特定最低賃金の決定をすることができる。

4 第10条第2項及び第11条の規定は、前項の規定による交通政策審議会等の意見の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第2項中「地域」とあるのは、「事業若しくは職業」と読み替えるものとする。

5 国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)は、第3項の決定をする場合において、前項において準用する第11条第2項の規定による申出があつたときは、前項において準用する同条第3項の規定による交通政策審議会等の意見に基づき、当該特定最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低賃金額について別段の定めをすることができる。

6 第10条第2項の規定は、前項の規定による交通政策審議会等の意見の提出があつた場合について準用する。

7 国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)は、第15条第2項又はこの条第3項の規定により決定された船員に適用される特定最低賃金について、船員の生計費、類似の船員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

8 船員職業安定法(昭和23年法律第130号)第89条第1項に規定する乗組み派遣船員については、その

船員派遣の役務の提供を受ける者の事業又はその船員派遣の役務の提供を受ける者に使用される同種の船員の職業について特定最低賃金が適用されている場合にあつては、当該特定最低賃金において定める最低賃金額により第4条の規定を適用する。

第36条 船員に関しては、この法律に規定する最低賃金審議会の権限に属する事項は、交通政策審議会等が行う。

第37条 交通政策審議会等に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、最低賃金専門部会を置くことができる。

2 交通政策審議会等は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、最低賃金専門部会を置かなければならない。

3 第25条第5項及び第6項の規定は、交通政策審議会等について準用する。

(省令への委任)

第38条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

## 第5章 罰則

第39条 第34条第2項の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第40条 第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50万円以下の罰金に処する。

第41条 次の各号の1に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第8条の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）

二 第29条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第32条第1項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第42条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則（平成24年4月6日法律第27号）（抄）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 2 最低賃金審議会令

昭和34. 5. 4政令163号  
 改正 昭和35. 6.20政令162号  
 改正 昭和45. 5.30政令151号  
 改正 平成11.12. 3政令390号  
 改正 平成12. 6. 7政令309号  
 改正 平成13. 9.27政令317号  
 改正 平成17. 9.30政令306号  
 改正 平成20. 4.25政令151号  
 改正 平成22. 8. 4政令178号  
 改正 平成28. 6.17政令238号  
 (施行 平成28. 6.21)

(名称)

第1条 地方最低賃金審議会には、当該都道府県労働局の名を冠する。

(組織)

第2条 中央最低賃金審議会の委員の数は、18人とする。

2 地方最低賃金審議会の委員の数は、15人とする。ただし、東京地方最低賃金審議会及び大阪地方最低賃金審議会にあつては、18人とする。

3 中央最低賃金審議会に、最低賃金法第25条第1項に規定する事項及び同条第2項に規定する最低賃金の決定又はその改正の決定その他特別の事項(第4条第2項において「最低賃金決定等」という。)を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の推薦)

第3条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない。

2 前項に規定する審議会の委員は、同項の規定による推薦があつた候補者のうちから任命するものとする。ただし、その期間内に推薦がなかつたときは、この限りでない。

(臨時委員の任命等)

第4条 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 臨時委員は、その者の任命に係る最低賃金決定等に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

3 臨時委員は、非常勤とする。

4 前条の規定は、関係労働者を代表する臨時委員及び関係使用者を代表する臨時委員の任命について準用する。この場合において、同条第1項中「関係労働組合又は関係使用者団体」とあるのは「関係者(関係者の団体を含む。)」と、同条第2項中「推薦」とあるのは「推薦(厚生労働大臣が、会長の同意を得て、関係者を代表するに適當でないとする候補者に係る推薦を除く。)」と読み替えるものとする。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員(地方最低賃金審議会にあつては、委員)の3分の2以上又は労働者関係委員(中央最低賃金審議会にあつては労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては労働者を代表する委員をい

う。)、使用者関係委員(中央最低賃金審議会にあつては使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては使用者を代表する委員をいう。))及び公益関係委員(中央最低賃金審議会にあつては公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては公益を代表する委員をいう。))の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員(地方最低賃金審議会にあつては、委員)で会議に出席したものの過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(最低賃金専門部会)

第6条 最低賃金法第25条第1項又は第2項の規定により審議会に置かれる専門部会(以下「最低賃金専門部会」という。)の委員及び臨時委員(地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会にあつては、委員)の数は、9人以内とする。

2 中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき委員及び臨時委員は、中央最低賃金審議会の委員及び臨時委員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき関係労働者を代表する臨時委員、関係使用者を代表する臨時委員及び公益を代表する臨時委員の数は、各同数とする。

4 第3条の規定は、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命について準用する。この場合において、同条第1項中「関係労働組合又は関係使用者団体」とあるのは「関係者(関係者の団体を含む。)」と、同条第2項中「推薦」とあるのは「推薦(都道府県労働局長が、会長の同意を得て、関係者を代表するに相当でないと認める候補者に係る推薦を除く。)」と読み替えるものとする。

5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

6 前条の規定は、最低賃金専門部会について準用する。この場合において、中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同条第2項中「中央最低賃金審議会」とあるのは「中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとし、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同項中「地方最低賃金審議会」とあるのは「地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとする。

7 最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。

(庶務)

第7条 中央最低賃金審議会の庶務は厚生労働省労働基準局賃金課において、地方最低賃金審議会の庶務は当該都道府県労働局において、処理する。

(雑則)

第8条 この政令に規定するもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 (省略)

茨城地方最低賃金審議会  
鉄鋼業最低賃金専門部会運営規程

- 第1条 この規程は、茨城地方最低賃金審議会鉄鋼業最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。
- 第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、茨城労働局長又は3人以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。
- 2 前項の規程により茨城労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、少なくとも当該期日の1週間前までに、付議事項及び希望期日を部会長に通知するものとする。
  - 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合を除き、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、茨城労働局長に通知するものとする。
- 第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。
- 第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
  - 3 専門部会は、部会長が必要があると認めたときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、その都度、議決書を茨城地方最低賃金審議会会長に提出するものとする。

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第9条 専門部会は、茨城県鉄鋼業最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

## 附 則

第1条 この規程は、令和 年 月 日から施行する。

資料No. 5

茨城県最低賃金及び特定最低賃金の推移

(単位：円、%)

		22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	R2年	R3年
県最賃	時間額	690	692	699	713	729	747	771	796	822	849	851	879
	引上額	12	2	7	14	16	18	24	25	26	27	2	28
	引上率	1.77	0.29	1.01	2.00	2.24	2.47	3.21	3.24	3.27	3.28	0.24	3.29
発効日		10.16	10.8	10.6	10.20	10.4	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
鉄鋼業	時間額	793	799	805	818	834	851	871	892	916	943	945	
	引上額	8	6	6	13	16	17	20	21	24	27	2	
	引上率	1.02	0.76	0.75	1.61	1.96	2.04	2.35	2.41	2.69	2.95	0.21	
発効日		12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	時間額	778	783	789	798	811	825	841	859	880	905	907	
	引上額	6	5	6	9	13	14	16	18	21	25	2	
	引上率	0.78	0.64	0.77	1.14	1.63	1.73	1.94	2.14	2.44	2.84	0.22	
発効日		12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	時間額	772	776	782	793	806	821	837	855	877	901	904	
	引上額	7	4	6	11	13	15	16	18	22	24	3	
	引上率	0.92	0.52	0.77	1.41	1.64	1.86	1.95	2.15	2.57	2.74	0.33	
発効日		12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	
各種商品小売業	時間額	744	750	756	767	780	795	811	828	849	871	874	
	引上額	7	6	6	11	13	15	16	17	21	22	3	
	引上率	0.95	0.81	0.80	1.46	1.69	1.92	2.01	2.10	2.54	2.59	0.34	
発効日		12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	12.31	



資料No. 6

令和3年度賃金等実態調査結果

産業別特性値及び未満率

区分	第1・20分位数				第1・10分位数				中位数				未満率	
	R2年	R3年	増減額	増減率	R2年	R3年	増減額	増減率	R2年	R3年	増減額	増減率	R2年	R3年
県最賃適用産業計	850	855	5	0.59	865	870	5	0.58	1,130 (1,324)	1,190 (1,381)	60 (57)	5.31 (4.31)	1.50	1.80
鉄鋼業	987	950	△37	△3.75	1,043	1,042	△1	△0.10	1,461 (1,547)	1,475 (1,568)	14 (21)	0.96 (1.36)	2.60	4.40
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	860	860	0	0.00	944	909	△35	△3.71	1,410 (1,521)	1,370 (1,494)	△40 (△27)	△2.84 (△1.78)	7.80	9.90
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	875	860	△15	△1.71	910	902	△8	△0.88	1,331 (1,450)	1,350 (1,493)	19 (43)	1.43 (2.97)	7.00	10.10
各種商品小売業	849	873	24	2.83	849	880	31	3.65	850 (1,037)	1,067 (1,212)	217 (175)	25.53 (16.88)	83.30	6.30

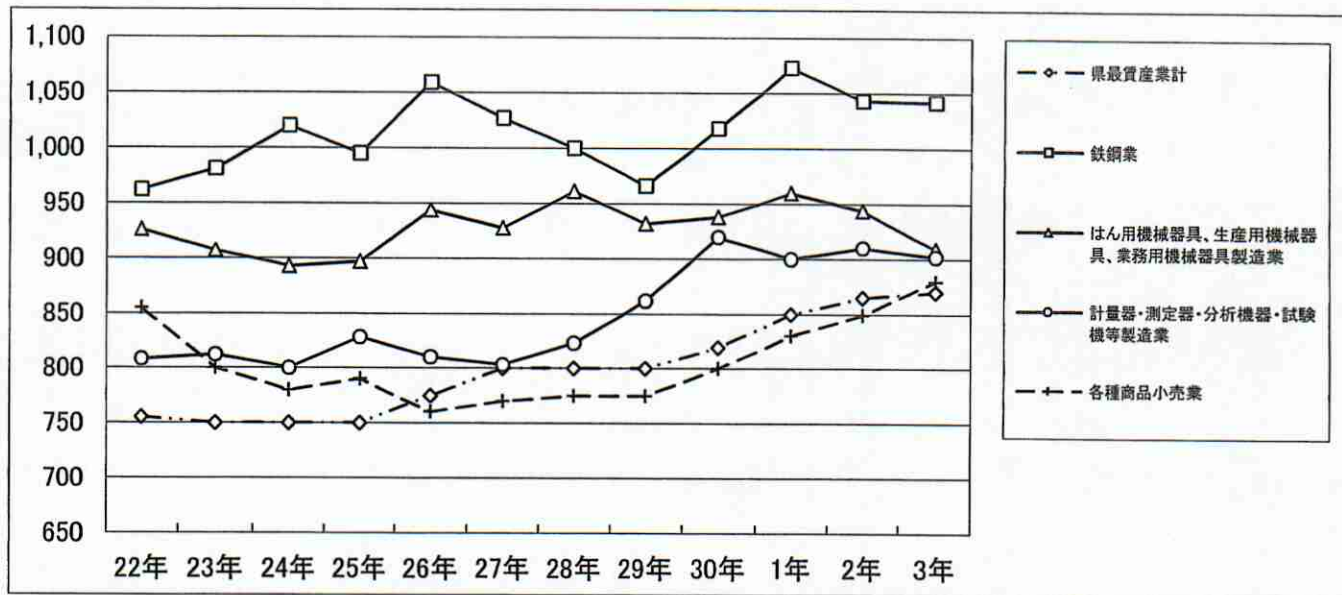
( ) は、時間当たり平均賃金額

規模別特性値及び未満率

	規模(人)	鉄鋼業		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業		計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業		各種商品小売業	
		R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年	R2年	R3年
第1・20分位数(円)	1~9	1,000	911	850	900	819	851	849	851
	10~29	969	850	867	860	850	851	0	1,000
	30~99	980	1,069	900	860	907	904		873
	計	987	950	860	860	875	860	849	873
第1・10分位数(円)	1~9	1,107	950	900	942	900	855	849	851
	10~29	1,049	938	902	900	860	895	0	1,000
	30~99	1,038	1,130	990	900	952	938		880
	計	1,043	1,042	944	909	910	902	849	880
未満率(%)	1~9	0.00	7.40	10.60	7.50	10.70	26.80	83.30	81.80
	10~29	2.80	10.00	10.10	11.00	14.40	12.60	0.00	0.00
	30~99	3.00	0.60	5.40	10.10	3.80	4.10		6.20
	計	2.60	4.40	7.80	9.90	7.00	10.10	83.30	6.30

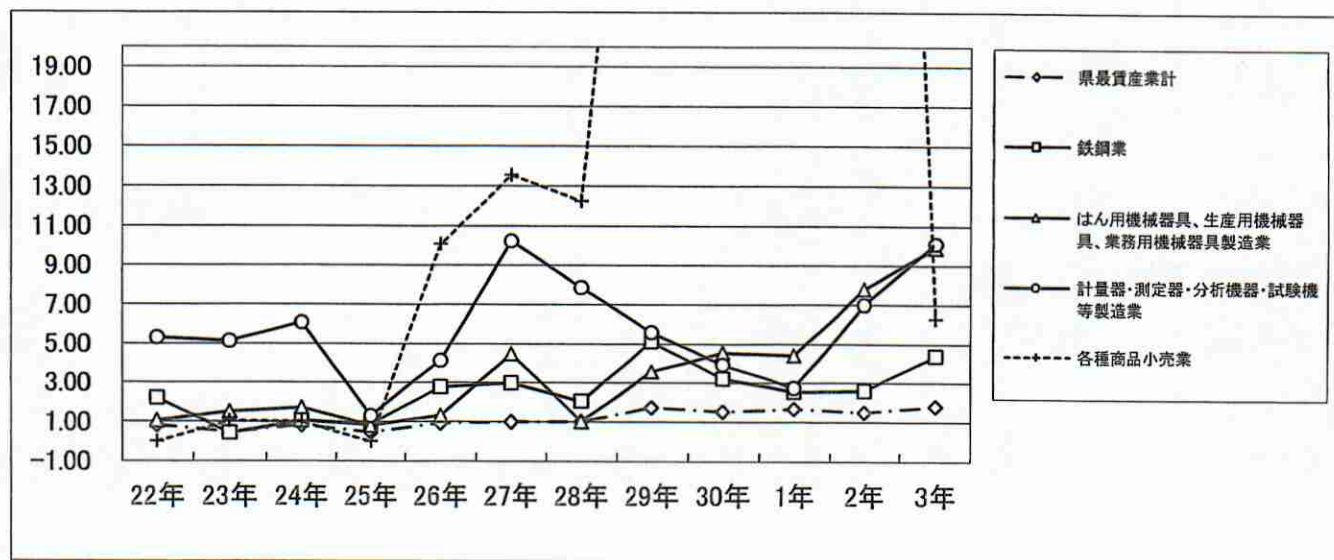
#### 4業種の ”第1・10分位数の推移”

	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年	3年
県最賃産業計	755	750	750	750	775	800	800	800	819	850	865	870
鉄鋼業	962	981	1,020	995	1,059	1,027	1,000	966	1,018	1,073	1,043	1,042
はん用機械器具、生産用機械器具、 業務用機械器具製造業	926	907	893	897	944	928	961	932	938	960	944	909
計量器・測定器・分析機器・試験機等 製造業	808	812	800	828	810	803	823	862	920	900	910	902
各種商品小売業	855	800	780	790	760	770	775	775	800	830	849	880



#### 4業種の未満率の推移

	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年	3年
県最賃産業計	0.84	0.49	0.85	0.48	0.94	1.01	1.00	1.74	1.52	1.68	1.50	1.80
鉄鋼業	2.20	0.44	1.08	0.86	2.78	2.98	2.06	5.13	3.21	2.55	2.60	4.40
はん用機械器具、生産用機械器具、 業務用機械器具製造業	1.05	1.51	1.72	0.82	1.31	4.50	1.02	3.57	4.56	4.43	7.80	9.90
計量器・測定器・分析機器・試験機等 製造業	5.32	5.14	6.10	1.30	4.15	10.25	7.89	5.60	3.95	2.75	7.00	10.10
各種商品小売業	0.00	1.04	1.00	0.00	10.08	13.56	12.28	47.50	29.16	50.20	83.30	6.30



総括表(1) (産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別表) ※最低賃金額 945円 (労働者数による復元)

03年 就業形態：(全て)

産業：特定最低賃金一鉄鋼業

総括表(1)

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別					全県	地域別					年齢別					
		1~9人	10~29人	30~99人	地域別					17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上			
		355 26 (7.4)	796 78 (9.8)	1,468 8 (0.6)	2,619 113 (4.3)	8 26 (7.4)		8 26 (7.4)	8 26 (7.4)	8 26 (7.4)	8 26 (7.4)	8 26 (7.4)	8 26 (7.4)	8 26 (7.4)	8 26 (7.4)	8 26 (7.4)	8 26 (7.4)	8 26 (7.4)
計	2,619	355	796	1,468	2,619	8	2,619	28	4	1,982	215	198	195	195	195	195	195	195
円	113	26	78	8	113	8	113	4	61	7	7	7	7	7	7	7	7	7
934	(4.3)	(7.4)	(9.8)	(0.6)	(4.3)	(0.6)	(4.3)	(13.8)	(3.1)	(3.2)	(3.2)	(3.4)	(17.4)	(17.4)	(17.4)	(17.4)	(17.4)	(17.4)
935	113	26	78	8	113	8	113	4	61	7	7	7	7	7	7	7	7	7
936	(4.3)	(7.4)	(9.8)	(0.6)	(4.3)	(0.6)	(4.3)	(13.8)	(3.1)	(3.2)	(3.2)	(3.4)	(17.4)	(17.4)	(17.4)	(17.4)	(17.4)	(17.4)
937	113	26	78	8	113	8	113	4	61	7	7	7	7	7	7	7	7	7
938	(4.3)	(7.4)	(9.8)	(0.6)	(4.3)	(0.6)	(4.3)	(13.8)	(3.1)	(3.2)	(3.2)	(3.4)	(17.4)	(17.4)	(17.4)	(17.4)	(17.4)	(17.4)
938	115	26	80	8	115	8	115	4	61	7	7	7	7	7	7	7	7	7
938	(4.4)	(7.4)	(10.0)	(0.6)	(4.4)	(0.6)	(4.4)	(13.8)	(3.1)	(3.2)	(3.2)	(3.4)	(18.4)	(18.4)	(18.4)	(18.4)	(18.4)	(18.4)
939	115	26	80	8	115	8	115	4	61	7	7	7	7	7	7	7	7	7
939	(4.4)	(7.4)	(10.0)	(0.6)	(4.4)	(0.6)	(4.4)	(13.8)	(3.1)	(3.2)	(3.2)	(3.4)	(18.4)	(18.4)	(18.4)	(18.4)	(18.4)	(18.4)
940	115	26	80	8	115	8	115	4	61	7	7	7	7	7	7	7	7	7
940	(4.4)	(7.4)	(10.0)	(0.6)	(4.4)	(0.6)	(4.4)	(13.8)	(3.1)	(3.2)	(3.2)	(3.4)	(18.4)	(18.4)	(18.4)	(18.4)	(18.4)	(18.4)
941	115	26	80	8	115	8	115	4	61	7	7	7	7	7	7	7	7	7
941	(4.4)	(7.4)	(10.0)	(0.6)	(4.4)	(0.6)	(4.4)	(13.8)	(3.1)	(3.2)	(3.2)	(3.4)	(18.4)	(18.4)	(18.4)	(18.4)	(18.4)	(18.4)
942	115	26	80	8	115	8	115	4	61	7	7	7	7	7	7	7	7	7
942	(4.4)	(7.4)	(10.0)	(0.6)	(4.4)	(0.6)	(4.4)	(13.8)	(3.1)	(3.2)	(3.2)	(3.4)	(18.4)	(18.4)	(18.4)	(18.4)	(18.4)	(18.4)
943	115	26	80	8	115	8	115	4	61	7	7	7	7	7	7	7	7	7
943	(4.4)	(7.4)	(10.0)	(0.6)	(4.4)	(0.6)	(4.4)	(13.8)	(3.1)	(3.2)	(3.2)	(3.4)	(18.4)	(18.4)	(18.4)	(18.4)	(18.4)	(18.4)
944	115	26	80	8	115	8	115	4	61	7	7	7	7	7	7	7	7	7
944	(4.4)	(7.4)	(10.0)	(0.6)	(4.4)	(0.6)	(4.4)	(13.8)	(3.1)	(3.2)	(3.2)	(3.4)	(18.4)	(18.4)	(18.4)	(18.4)	(18.4)	(18.4)
945	115	26	80	8	115	8	115	4	61	7	7	7	7	7	7	7	7	7
945	(4.4)	(7.4)	(10.0)	(0.6)	(4.4)	(0.6)	(4.4)	(13.8)	(3.1)	(3.2)	(3.2)	(3.4)	(18.4)	(18.4)	(18.4)	(18.4)	(18.4)	(18.4)
946	115	26	80	8	115	8	115	4	61	7	7	7	7	7	7	7	7	7
946	(4.4)	(7.4)	(10.0)	(0.6)	(4.4)	(0.6)	(4.4)	(13.8)	(3.1)	(3.2)	(3.2)	(3.4)	(18.4)	(18.4)	(18.4)	(18.4)	(18.4)	(18.4)
947	116	26	82	8	116	8	116	4	61	7	7	7	7	7	7	7	7	7
947	(4.4)	(7.4)	(10.3)	(0.6)	(4.4)	(0.6)	(4.4)	(13.8)	(3.1)	(3.2)	(3.2)	(3.4)	(19.4)	(19.4)	(19.4)	(19.4)	(19.4)	(19.4)
948	116	26	82	8	116	8	116	4	61	7	7	7	7	7	7	7	7	7
948	(4.4)	(7.4)	(10.3)	(0.6)	(4.4)	(0.6)	(4.4)	(13.8)	(3.1)	(3.2)	(3.2)	(3.4)	(19.4)	(19.4)	(19.4)	(19.4)	(19.4)	(19.4)
949	116	26	82	8	116	8	116	4	61	7	7	7	7	7	7	7	7	7
949	(4.4)	(7.4)	(10.3)	(0.6)	(4.4)	(0.6)	(4.4)	(13.8)	(3.1)	(3.2)	(3.2)	(3.4)	(19.4)	(19.4)	(19.4)	(19.4)	(19.4)	(19.4)
950	137	38	88	11	137	11	137	4	73	11	5.0	7	43	43	43	43	43	43
950	(5.2)	(10.7)	(11.0)	(0.8)	(5.2)	(0.8)	(5.2)	(13.8)	(3.7)	(5.0)	(5.0)	(3.4)	(21.8)	(21.8)	(21.8)	(21.8)	(21.8)	(21.8)
951	139	38	90	11	139	11	139	4	75	11	5.0	7	43	43	43	43	43	43
951	(5.3)	(10.7)	(11.2)	(0.8)	(5.3)	(0.8)	(5.3)	(13.8)	(3.8)	(5.0)	(5.0)	(3.4)	(21.8)	(21.8)	(21.8)	(21.8)	(21.8)	(21.8)
952	139	38	90	11	139	11	139	4	75	11	5.0	7	43	43	43	43	43	43
952	(5.3)	(10.7)	(11.2)	(0.8)	(5.3)	(0.8)	(5.3)	(13.8)	(3.8)	(5.0)	(5.0)	(3.4)	(21.8)	(21.8)	(21.8)	(21.8)	(21.8)	(21.8)
953	139	38	90	11	139	11	139	4	75	11	5.0	7	43	43	43	43	43	43
953	(5.3)	(10.7)	(11.2)	(0.8)	(5.3)	(0.8)	(5.3)	(13.8)	(3.8)	(5.0)	(5.0)	(3.4)	(21.8)	(21.8)	(21.8)	(21.8)	(21.8)	(21.8)
954	139	38	90	11	139	11	139	4	75	11	5.0	7	43	43	43	43	43	43
954	(5.3)	(10.7)	(11.2)	(0.8)	(5.3)	(0.8)	(5.3)	(13.8)	(3.8)	(5.0)	(5.0)	(3.4)	(21.8)	(21.8)	(21.8)	(21.8)	(21.8)	(21.8)
955	139	38	90	11	139	11	139	4	75	11	5.0	7	43	43	43	43	43	43
955	(5.3)	(10.7)	(11.2)	(0.8)	(5.3)	(0.8)	(5.3)	(13.8)	(3.8)	(5.0)	(5.0)	(3.4)	(21.8)	(21.8)	(21.8)	(21.8)	(21.8)	(21.8)

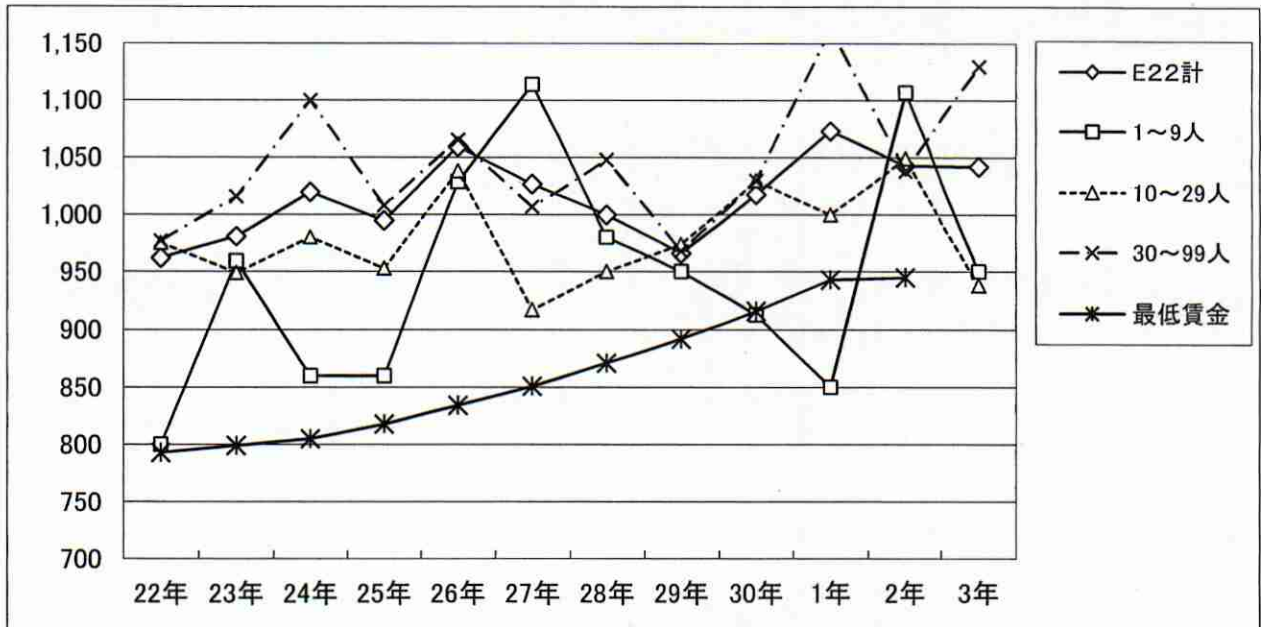
956 -	956	139	38	90	11	139	11	75	11	7	43
		(5.3)	(10.7)	(11.2)	(0.8)	(5.3)	(5.0)	(3.8)	(5.0)	(3.4)	(21.8)
957 -	957	139	38	90	11	139	11	75	11	7	43
		(5.3)	(10.7)	(11.2)	(0.8)	(5.3)	(5.0)	(3.8)	(5.0)	(3.4)	(21.8)
958 -	958	139	38	90	11	139	11	75	11	7	43
		(5.3)	(10.7)	(11.2)	(0.8)	(5.3)	(5.0)	(3.8)	(5.0)	(3.4)	(21.8)
959 -	959	139	38	90	11	139	11	75	11	7	43
		(5.3)	(10.7)	(11.2)	(0.8)	(5.3)	(5.0)	(3.8)	(5.0)	(3.4)	(21.8)
960 -	960	139	38	90	11	139	11	75	11	7	43
		(5.3)	(10.7)	(11.2)	(0.8)	(5.3)	(5.0)	(3.8)	(5.0)	(3.4)	(21.8)
961 -	961	139	38	90	11	139	11	75	11	7	43
		(5.3)	(10.7)	(11.2)	(0.8)	(5.3)	(5.0)	(3.8)	(5.0)	(3.4)	(21.8)
962 -	962	141	38	91	11	141	11	75	11	9	43
		(5.4)	(10.7)	(11.5)	(0.8)	(5.4)	(5.0)	(3.8)	(5.0)	(4.4)	(21.8)
963 -	963	141	38	91	11	141	11	75	11	9	43
		(5.4)	(10.7)	(11.5)	(0.8)	(5.4)	(5.0)	(3.8)	(5.0)	(4.4)	(21.8)
964	964	141	38	91	11	141	11	75	11	9	43
		(5.4)	(10.7)	(11.5)	(0.8)	(5.4)	(5.0)	(3.8)	(5.0)	(4.4)	(21.8)
965	965	141	38	91	11	141	11	75	11	9	43
		(5.4)	(10.7)	(11.5)	(0.8)	(5.4)	(5.0)	(3.8)	(5.0)	(4.4)	(21.8)
966	966	141	38	91	11	141	11	75	11	9	43
		(5.4)	(10.7)	(11.5)	(0.8)	(5.4)	(5.0)	(3.8)	(5.0)	(4.4)	(21.8)
967	967	141	38	91	11	141	11	75	11	9	43
		(5.4)	(10.7)	(11.5)	(0.8)	(5.4)	(5.0)	(3.8)	(5.0)	(4.4)	(21.8)
968	968	145	38	95	11	145	11	79	11	9	43
		(5.5)	(10.7)	(12.0)	(0.8)	(5.5)	(5.0)	(4.0)	(5.0)	(4.4)	(21.8)
969	969	145	38	95	11	145	11	79	11	9	43
		(5.5)	(10.7)	(12.0)	(0.8)	(5.5)	(5.0)	(4.0)	(5.0)	(4.4)	(21.8)
970	970	147	38	95	14	147	14	81	11	9	43
		(5.6)	(10.7)	(12.0)	(0.9)	(5.6)	(5.0)	(4.1)	(5.0)	(4.4)	(21.8)
971	971	147	38	95	14	147	14	81	11	9	43
		(5.6)	(10.7)	(12.0)	(0.9)	(5.6)	(5.0)	(4.1)	(5.0)	(4.4)	(21.8)
972	972	147	38	95	14	147	14	81	11	9	43
		(5.6)	(10.7)	(12.0)	(0.9)	(5.6)	(5.0)	(4.1)	(5.0)	(4.4)	(21.8)
973	973	147	38	95	14	147	14	81	11	9	43
		(5.6)	(10.7)	(12.0)	(0.9)	(5.6)	(5.0)	(4.1)	(5.0)	(4.4)	(21.8)
974	974	153	44	95	14	153	14	81	11	12	45
		(5.9)	(12.4)	(12.0)	(0.9)	(5.9)	(5.0)	(4.1)	(5.0)	(5.9)	(23.3)
975	975	153	44	95	14	153	14	81	11	12	45
		(5.9)	(12.4)	(12.0)	(0.9)	(5.9)	(5.0)	(4.1)	(5.0)	(5.9)	(23.3)
976	976	153	44	95	14	153	14	81	11	12	45
		(5.9)	(12.4)	(12.0)	(0.9)	(5.9)	(5.0)	(4.1)	(5.0)	(5.9)	(23.3)
977	977	153	44	95	14	153	14	81	11	12	45
		(5.9)	(12.4)	(12.0)	(0.9)	(5.9)	(5.0)	(4.1)	(5.0)	(5.9)	(23.3)
978	978	153	44	95	14	153	14	81	11	12	45
		(5.9)	(12.4)	(12.0)	(0.9)	(5.9)	(5.0)	(4.1)	(5.0)	(5.9)	(23.3)
979	979	153	44	95	14	153	14	81	11	12	45
		(5.9)	(12.4)	(12.0)	(0.9)	(5.9)	(5.0)	(4.1)	(5.0)	(5.9)	(23.3)
980	980	153	44	95	14	153	14	81	11	12	45
		(5.9)	(12.4)	(12.0)	(0.9)	(5.9)	(5.0)	(4.1)	(5.0)	(5.9)	(23.3)
981	981	155	44	97	14	155	14	83	11	12	45
		(5.9)	(12.4)	(12.2)	(0.9)	(5.9)	(5.0)	(4.2)	(5.0)	(5.9)	(23.3)

982	982	158	44	97	17	158	158	17	83	11	12	45
		(6.0)	(12.4)	(12.2)	(1.1)	(6.0)	(6.0)	(23.6)	(4.2)	(5.0)	(5.9)	(23.3)
983	983	158	44	97	17	158	158	7	83	11	12	45
		(6.0)	(12.4)	(12.2)	(1.1)	(6.0)	(6.0)	(23.6)	(4.2)	(5.0)	(5.9)	(23.3)
984	984	158	44	97	17	158	158	7	83	11	12	45
		(6.0)	(12.4)	(12.2)	(1.1)	(6.0)	(6.0)	(23.6)	(4.2)	(5.0)	(5.9)	(23.3)
985	985	158	44	97	17	158	158	7	83	11	12	45
		(6.0)	(12.4)	(12.2)	(1.1)	(6.0)	(6.0)	(23.6)	(4.2)	(5.0)	(5.9)	(23.3)
986	986	164	44	97	22	164	164	7	89	11	12	45
		(6.2)	(12.4)	(12.2)	(1.5)	(6.2)	(6.2)	(23.6)	(4.5)	(5.0)	(5.9)	(23.3)
987	987	164	44	97	22	164	164	7	89	11	12	45
		(6.2)	(12.4)	(12.2)	(1.5)	(6.2)	(6.2)	(23.6)	(4.5)	(5.0)	(5.9)	(23.3)
988	988	164	44	97	22	164	164	7	89	11	12	45
		(6.2)	(12.4)	(12.2)	(1.5)	(6.2)	(6.2)	(23.6)	(4.5)	(5.0)	(5.9)	(23.3)
989	989	164	44	97	22	164	164	7	89	11	12	45
		(6.2)	(12.4)	(12.2)	(1.5)	(6.2)	(6.2)	(23.6)	(4.5)	(5.0)	(5.9)	(23.3)
990	990	164	44	97	22	164	164	7	89	11	12	45
		(6.2)	(12.4)	(12.2)	(1.5)	(6.2)	(6.2)	(23.6)	(4.5)	(5.0)	(5.9)	(23.3)
991	991	164	44	97	22	164	164	7	89	11	12	45
		(6.2)	(12.4)	(12.2)	(1.5)	(6.2)	(6.2)	(23.6)	(4.5)	(5.0)	(5.9)	(23.3)
992	992	164	44	97	22	164	164	7	89	11	12	45
		(6.2)	(12.4)	(12.2)	(1.5)	(6.2)	(6.2)	(23.6)	(4.5)	(5.0)	(5.9)	(23.3)
993	993	165	44	99	22	165	165	7	91	11	12	45
		(6.3)	(12.4)	(12.5)	(1.5)	(6.3)	(6.3)	(23.6)	(4.6)	(5.0)	(5.9)	(23.3)
994	994	165	44	99	22	165	165	7	91	11	12	45
		(6.3)	(12.4)	(12.5)	(1.5)	(6.3)	(6.3)	(23.6)	(4.6)	(5.0)	(5.9)	(23.3)
995	995	165	44	99	22	165	165	7	91	11	12	45
		(6.3)	(12.4)	(12.5)	(1.5)	(6.3)	(6.3)	(23.6)	(4.6)	(5.0)	(5.9)	(23.3)
996	999	172	44	103	25	172	172	7	96	11	14	45
		(6.6)	(12.4)	(13.0)	(1.7)	(6.6)	(6.6)	(23.6)	(4.8)	(5.0)	(6.9)	(23.3)
1000	1009	208	65	113	31	208	208	10	112	14	16	57
		(7.9)	(18.2)	(14.2)	(2.1)	(7.9)	(7.9)	(34.0)	(5.7)	(6.3)	(7.9)	(29.2)
1010	1019	218	65	115	39	218	218	10	122	14	16	57
		(8.3)	(18.2)	(14.4)	(2.6)	(8.3)	(8.3)	(34.0)	(6.2)	(6.3)	(7.9)	(29.2)
1020	1029	239	70	127	42	239	239	10	135	14	23	57
		(9.1)	(19.8)	(15.9)	(2.8)	(9.1)	(9.1)	(34.0)	(6.8)	(6.3)	(11.8)	(29.2)
1030	1039	262	76	138	47	262	262	12	150	16	23	60
		(10.0)	(21.5)	(17.4)	(3.2)	(10.0)	(10.0)	(43.9)	(7.6)	(7.2)	(11.8)	(30.7)
1040	1049	276	79	138	58	276	276	12	161	16	23	63
		(10.5)	(22.3)	(17.4)	(4.0)	(10.5)	(10.5)	(43.9)	(8.1)	(7.2)	(11.8)	(32.2)
1050	1059	289	82	140	67	289	289	12	170	16	26	65
		(11.0)	(23.1)	(17.6)	(4.5)	(11.0)	(11.0)	(43.9)	(8.6)	(7.2)	(13.3)	(33.2)
1060	1069	299	82	142	75	299	299	15	177	16	26	65
		(11.4)	(23.1)	(17.8)	(5.1)	(11.4)	(11.4)	(53.7)	(8.9)	(7.2)	(13.3)	(33.2)
1070	1079	317	85	146	86	317	317	15	191	16	26	69
		(12.1)	(24.0)	(18.3)	(5.9)	(12.1)	(12.1)	(53.7)	(9.7)	(7.2)	(13.3)	(35.2)
1080	1089	331	85	152	94	331	331	18	196	19	29	69
		(12.6)	(24.0)	(19.1)	(6.4)	(12.6)	(12.6)	(63.6)	(9.9)	(9.0)	(14.7)	(35.2)
1090	1099	338	85	156	97	338	338	18	201	19	29	71
		(12.9)	(24.0)	(19.6)	(6.6)	(12.9)	(12.9)	(63.6)	(10.1)	(9.0)	(14.7)	(36.2)
1100	1199	558	106	208	244	558	558	18	391	19	43	87
		(21.3)	(29.8)	(26.2)	(16.6)	(21.3)	(21.3)	(63.6)	(19.7)	(9.0)	(21.8)	(44.4)

1200	1299	830 (31.7)	138 (38.8)	284 (35.7)	408 (27.8)	830 (31.7)					21 (73.4)	610 (30.8)	24 (11.2)	66 (33.4)	109 (55.8)
1300	1399	1,106 (42.2)	170 (47.9)	383 (48.2)	552 (37.6)	1,106 (42.2)					26 (93.1)	826 (41.7)	55 (25.5)	79 (39.7)	119 (61.2)
1400	1499	1,353 (51.7)	194 (54.5)	444 (55.7)	716 (48.8)	1,353 (51.7)					28 (100.0)	1,019 (51.4)	79 (36.5)	95 (48.0)	133 (68.0)
1500		2,619 (100.0)	355 (100.0)	796 (100.0)	1,468 (100.0)	2,619 (100.0)						1,982 (100.0)	215 (100.0)	198 (100.0)	195 (100.0)
月平均賃金額		257,180	244,392	246,769	265,918	257,180					166,325	260,038	298,663	279,868	172,488
時間当平均賃金額		1,568	1,545	1,509	1,606	1,568					1,125	1,558	1,786	1,708	1,353
月一人当たり労働時間数		163	158	161	166	163					148	167	167	163	127
第1・2 0分位数		950	911	850	1,069	950					865	1,000	1,000	974	850
第1・1 0分位数		1,042	950	938	1,130	1,042					875	1,099	1,271	1,023	900
第1・4分位数		1,237	1,100	1,187	1,270	1,237					1,000	1,250	1,388	1,221	1,000
中位		1,475	1,429	1,421	1,509	1,475					1,065	1,477	1,714	1,535	1,228
四分位偏差係数		0.1878	0.2578	0.2079	0.1755	0.1878					0.1498	0.1770	0.1961	0.2267	0.2399

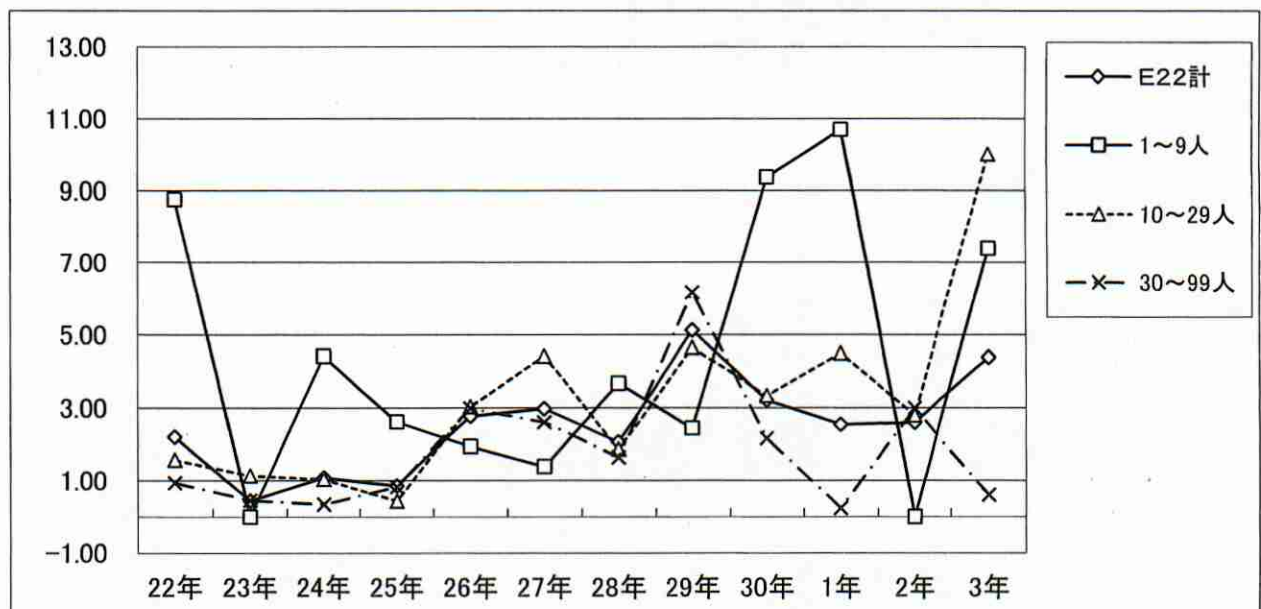
鉄鋼業の "第1・10分位数と最低賃金の推移"

	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年	3年
E22計	962	981	1,020	995	1,059	1,027	1,000	966	1,018	1,073	1,043	1,042
1~9人	800	959	860	860	1,029	1,114	980	950	913	850	1,107	950
10~29人	975	949	980	953	1,038	917	950	974	1,030	1,000	1,049	938
30~99人	977	1,016	1,100	1,008	1,065	1,007	1,048	968	1,030	1,163	1,038	1,130
最低賃金	793	799	805	818	834	851	871	892	916	943	945	



鉄鋼業の未満率の推移

	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年	3年
E22計	2.20	0.44	1.08	0.86	2.78	2.98	2.06	5.13	3.21	2.55	2.60	4.40
1~9人	8.76	0.00	4.42	2.62	1.93	1.38	3.68	2.44	9.36	10.70	0.00	7.40
10~29人	1.57	1.13	1.04	0.43	3.04	4.42	1.86	4.65	3.34	4.50	2.80	10.00
30~99人	0.94	0.45	0.34	0.82	2.99	2.61	1.64	6.16	2.16	0.24	3.00	0.60



最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表					
件名		茨城県鉄鋼業最低賃金			
現行の最低賃金額		時間額		945円	
未満率		4.4%			
項番	時間額			影響率(%)	未満労働者数(人)
	引上げ額(円)	引き上げ率(%)	引上げ後時間額(円)		
1	0	0.00	945	4.4	115
2	1	0.11	946	4.4	115
3	2	0.21	947	4.4	115
4	3	0.32	948	4.4	116
5	4	0.42	949	4.4	116
6	5	0.53	950	4.4	116
7	6	0.63	951	5.2	137
8	7	0.74	952	5.3	139
9	8	0.85	953	5.3	139
10	9	0.95	954	5.3	139
11	10	1.06	955	5.3	139
12	11	1.16	956	5.3	139
13	12	1.27	957	5.3	139
14	13	1.38	958	5.3	139
15	14	1.48	959	5.3	139
16	15	1.59	960	5.3	139
17	16	1.69	961	5.3	139
18	17	1.80	962	5.3	139
19	18	1.90	963	5.4	141
20	19	2.01	964	5.4	141
21	20	2.12	965	5.4	141
22	21	2.22	966	5.4	141
23	22	2.33	967	5.4	141
24	23	2.43	968	5.4	141
25	24	2.54	969	5.5	145
26	25	2.65	970	5.5	145
27	26	2.75	971	5.6	147
28	27	2.86	972	5.6	147
29	28	2.96	973	5.6	147
30	29	3.07	974	5.6	147
31	30	3.17	975	5.8	153
32	31	3.28	976	5.8	153
33	32	3.39	977	5.8	153
34	33	3.49	978	5.8	153
35	34	3.60	979	5.8	153
36	35	3.70	980	5.8	153

(令和3年度基礎調査データ)



時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	業種別					地域別					年齢別				
		1~9人	10~29人	30~99人	全県		17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上				
計	13,883	2,742	4,265	5,876	13,883			92	10,076	1,230	1,104	1,380				
円	1,150	112	376	662	1,150			21	757	108	84	181				
896	(8.3)	(4.1)	(8.8)	(9.6)	(8.3)			(22.5)	(7.5)	(8.7)	(7.6)	(13.1)				
897	1,150	112	376	662	1,150			21	757	108	84	181				
	(8.3)	(4.1)	(8.8)	(9.6)	(8.3)			(22.5)	(7.5)	(8.7)	(7.6)	(13.1)				
898	1,159	112	376	671	1,159			21	766	108	84	181				
	(8.3)	(4.1)	(8.8)	(9.8)	(8.3)			(22.5)	(7.6)	(8.7)	(7.6)	(13.1)				
899	1,188	112	405	671	1,188			27	790	108	84	181				
	(8.6)	(4.1)	(9.5)	(9.8)	(8.6)			(28.9)	(7.8)	(8.7)	(7.6)	(13.1)				
900	1,350	200	452	697	1,350			27	872	120	129	202				
	(9.7)	(7.3)	(10.6)	(10.1)	(9.7)			(28.9)	(8.7)	(9.8)	(11.7)	(14.7)				
901	1,350	200	452	697	1,350			27	872	120	129	202				
	(9.7)	(7.3)	(10.6)	(10.1)	(9.7)			(28.9)	(8.7)	(9.8)	(11.7)	(14.7)				
902	1,350	200	452	697	1,350			27	872	120	129	202				
	(9.7)	(7.3)	(10.6)	(10.1)	(9.7)			(28.9)	(8.7)	(9.8)	(11.7)	(14.7)				
903	1,350	200	452	697	1,350			27	872	120	129	202				
	(9.7)	(7.3)	(10.6)	(10.1)	(9.7)			(28.9)	(8.7)	(9.8)	(11.7)	(14.7)				
904	1,350	200	452	697	1,350			27	872	120	129	202				
	(9.7)	(7.3)	(10.6)	(10.1)	(9.7)			(28.9)	(8.7)	(9.8)	(11.7)	(14.7)				
905	1,374	206	470	697	1,374			27	896	120	129	202				
	(9.9)	(7.5)	(11.0)	(10.1)	(9.9)			(28.9)	(8.9)	(9.8)	(11.7)	(14.7)				
906	1,374	206	470	697	1,374			27	896	120	129	202				
	(9.9)	(7.5)	(11.0)	(10.1)	(9.9)			(28.9)	(8.9)	(9.8)	(11.7)	(14.7)				
907	1,374	206	470	697	1,374			27	896	120	129	202				
	(9.9)	(7.5)	(11.0)	(10.1)	(9.9)			(28.9)	(8.9)	(9.8)	(11.7)	(14.7)				
908	1,380	212	470	697	1,380			27	902	120	129	202				
	(9.9)	(7.7)	(11.0)	(10.1)	(9.9)			(28.9)	(9.0)	(9.8)	(11.7)	(14.7)				
909	1,404	219	470	715	1,404			27	920	120	129	208				
	(10.1)	(8.0)	(11.0)	(10.4)	(10.1)			(28.9)	(9.1)	(9.8)	(11.7)	(15.1)				
910	1,457	219	505	733	1,457			27	961	126	135	208				
	(10.5)	(8.0)	(11.8)	(10.7)	(10.5)			(28.9)	(9.5)	(10.2)	(12.2)	(15.1)				
911	1,457	219	505	733	1,457			27	961	126	135	208				
	(10.5)	(8.0)	(11.8)	(10.7)	(10.5)			(28.9)	(9.5)	(10.2)	(12.2)	(15.1)				
912	1,463	219	511	733	1,463			27	967	126	135	208				
	(10.5)	(8.0)	(12.0)	(10.7)	(10.5)			(28.9)	(9.6)	(10.2)	(12.2)	(15.1)				
913	1,463	219	511	733	1,463			27	967	126	135	208				
	(10.5)	(8.0)	(12.0)	(10.7)	(10.5)			(28.9)	(9.6)	(10.2)	(12.2)	(15.1)				
914	1,463	219	511	733	1,463			27	967	126	135	208				
	(10.5)	(8.0)	(12.0)	(10.7)	(10.5)			(28.9)	(9.6)	(10.2)	(12.2)	(15.1)				
915	1,475	219	523	733	1,475			27	979	126	135	208				
	(10.6)	(8.0)	(12.3)	(10.7)	(10.6)			(28.9)	(9.7)	(10.2)	(12.2)	(15.1)				
916	1,475	219	523	733	1,475			27	979	126	135	208				
	(10.6)	(8.0)	(12.3)	(10.7)	(10.6)			(28.9)	(9.7)	(10.2)	(12.2)	(15.1)				
917	1,475	219	523	733	1,475			27	979	126	135	208				
	(10.6)	(8.0)	(12.3)	(10.7)	(10.6)			(28.9)	(9.7)	(10.2)	(12.2)	(15.1)				
918	1,475	219	523	733	1,475			27	979	126	135	208				
	(10.6)	(8.0)	(12.3)	(10.7)	(10.6)			(28.9)	(9.7)	(10.2)	(12.2)	(15.1)				
919	1,475	219	523	733	1,475			27	979	126	135	208				
	(10.6)	(8.0)	(12.3)	(10.7)	(10.6)			(28.9)	(9.7)	(10.2)	(12.2)	(15.1)				
920	1,502	225	535	742	1,502			27	1,006	126	135	208				
	(10.8)	(8.2)	(12.5)	(10.8)	(10.8)			(28.9)	(10.0)	(10.2)	(12.2)	(15.1)				

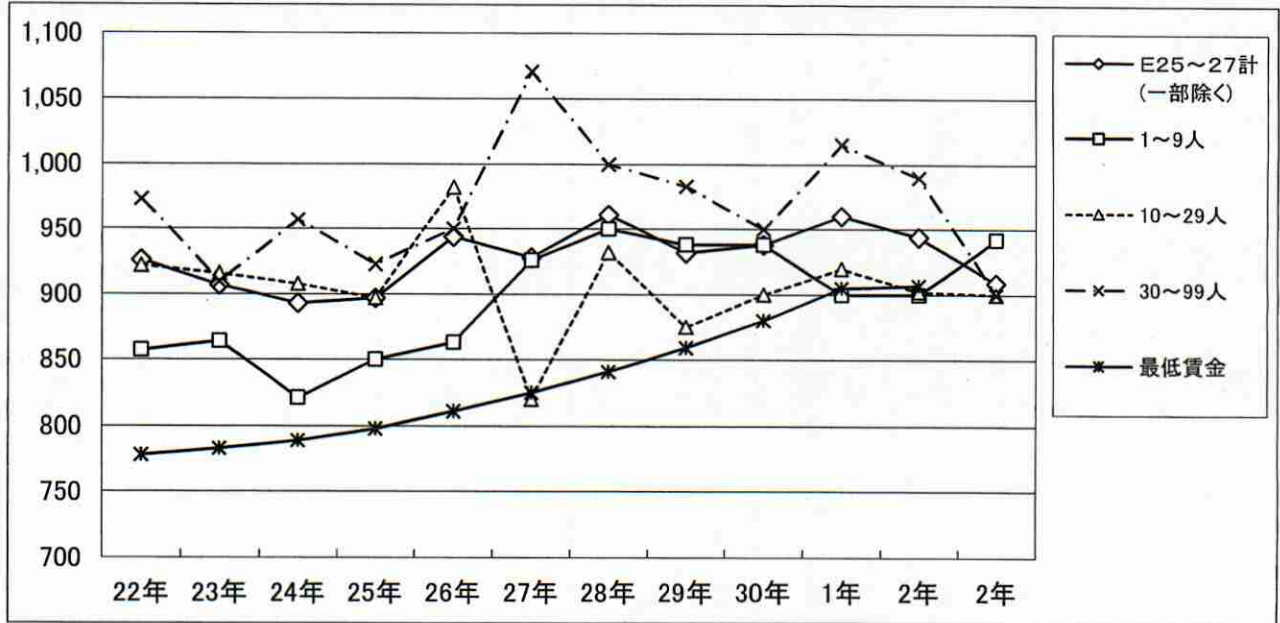


949	949	1,687	275	617	796	1,687	617	796	1,687	33	1,158	126	141	230
		(10.0)	(10.0)	(14.5)	(11.6)	(12.2)	(14.5)	(11.6)	(12.2)	(35.6)	(11.5)	(10.2)	(12.8)	(16.6)
950	950	1,775	300	634	840	1,775	634	840	1,775	33	1,209	132	150	251
		(12.8)	(10.9)	(14.9)	(12.2)	(12.8)	(14.9)	(12.2)	(12.8)	(35.6)	(12.0)	(10.7)	(13.6)	(18.2)
951	951	1,795	300	646	849	1,795	646	849	1,795	33	1,221	132	150	260
		(12.9)	(10.9)	(15.2)	(12.4)	(12.9)	(15.2)	(12.4)	(12.9)	(35.6)	(12.1)	(10.7)	(13.6)	(18.8)
952	952	1,823	319	646	858	1,823	646	858	1,823	33	1,230	132	150	279
		(13.1)	(11.6)	(15.2)	(12.5)	(13.1)	(15.2)	(12.5)	(13.1)	(35.6)	(12.2)	(10.7)	(13.6)	(20.2)
953	953	1,823	319	646	858	1,823	646	858	1,823	33	1,230	132	150	279
		(13.1)	(11.6)	(15.2)	(12.5)	(13.1)	(15.2)	(12.5)	(13.1)	(35.6)	(12.2)	(10.7)	(13.6)	(20.2)
954	954	1,850	319	646	885	1,850	646	885	1,850	33	1,257	132	150	279
		(13.3)	(11.6)	(15.2)	(12.9)	(13.3)	(15.2)	(12.9)	(13.3)	(35.6)	(12.5)	(10.7)	(13.6)	(20.2)
955	955	1,856	325	646	885	1,856	646	885	1,856	33	1,257	132	150	285
		(13.4)	(11.8)	(15.2)	(12.9)	(13.4)	(15.2)	(12.9)	(13.4)	(35.6)	(12.5)	(10.7)	(13.6)	(20.6)
956	956	1,856	325	646	885	1,856	646	885	1,856	33	1,257	132	150	285
		(13.4)	(11.8)	(15.2)	(12.9)	(13.4)	(15.2)	(12.9)	(13.4)	(35.6)	(12.5)	(10.7)	(13.6)	(20.6)
957	957	1,856	325	646	885	1,856	646	885	1,856	33	1,257	132	150	285
		(13.4)	(11.8)	(15.2)	(12.9)	(13.4)	(15.2)	(12.9)	(13.4)	(35.6)	(12.5)	(10.7)	(13.6)	(20.6)
958	959	1,856	325	646	885	1,856	646	885	1,856	33	1,257	132	150	285
		(13.4)	(11.8)	(15.2)	(12.9)	(13.4)	(15.2)	(12.9)	(13.4)	(35.6)	(12.5)	(10.7)	(13.6)	(20.6)
960	969	1,877	331	652	894	1,877	652	894	1,877	39	1,266	132	156	285
		(13.5)	(12.1)	(15.3)	(13.0)	(13.5)	(15.3)	(13.0)	(13.5)	(42.0)	(12.6)	(10.7)	(14.1)	(20.6)
970	979	1,931	337	664	930	1,931	664	930	1,931	39	1,308	132	156	297
		(13.9)	(12.3)	(15.6)	(13.5)	(13.9)	(15.6)	(13.5)	(13.9)	(42.0)	(13.0)	(10.7)	(14.1)	(21.5)
980	989	1,958	337	664	957	1,958	664	957	1,958	39	1,317	132	174	297
		(14.1)	(12.3)	(15.6)	(13.9)	(14.1)	(15.6)	(13.9)	(14.1)	(42.0)	(13.1)	(10.7)	(15.7)	(21.5)
990	999	2,018	356	670	993	2,018	670	993	2,018	48	1,362	132	180	297
		(14.5)	(13.0)	(15.7)	(14.4)	(14.5)	(15.7)	(14.4)	(14.5)	(51.7)	(13.5)	(10.7)	(16.3)	(21.5)
1000	1009	2,379	518	787	1,073	2,379	787	1,073	2,379	62	1,554	144	204	414
		(17.1)	(18.9)	(18.5)	(15.6)	(17.1)	(18.5)	(15.6)	(17.1)	(67.8)	(15.4)	(11.7)	(18.5)	(30.0)
1010	1019	2,490	550	822	1,118	2,490	822	1,118	2,490	68	1,633	144	231	414
		(17.9)	(20.0)	(19.3)	(16.3)	(17.9)	(19.3)	(16.3)	(17.9)	(74.2)	(16.2)	(11.7)	(20.9)	(30.0)
1020	1029	2,523	562	834	1,127	2,523	834	1,127	2,523	74	1,654	144	237	414
		(18.2)	(20.5)	(19.6)	(16.4)	(18.2)	(19.6)	(16.4)	(18.2)	(80.6)	(16.4)	(11.7)	(21.5)	(30.0)
1030	1039	2,577	568	846	1,162	2,577	846	1,162	2,577	74	1,702	144	243	414
		(18.6)	(20.7)	(19.8)	(16.9)	(18.6)	(19.8)	(16.9)	(18.6)	(80.6)	(16.9)	(11.7)	(22.0)	(30.0)
1040	1049	2,691	593	846	1,252	2,691	846	1,252	2,691	74	1,810	144	243	420
		(19.4)	(21.6)	(19.8)	(18.2)	(19.4)	(19.8)	(18.2)	(19.4)	(80.6)	(18.0)	(11.7)	(22.0)	(30.4)
1050	1059	2,897	606	869	1,422	2,897	869	1,422	2,897	83	1,950	167	259	438
		(20.9)	(22.1)	(20.4)	(20.7)	(20.9)	(20.4)	(20.7)	(20.9)	(90.3)	(19.4)	(13.6)	(23.4)	(31.7)
1060	1069	3,041	637	911	1,493	3,041	911	1,493	3,041	83	2,064	167	283	444
		(21.9)	(23.2)	(21.3)	(21.7)	(21.9)	(21.3)	(21.7)	(21.9)	(90.3)	(20.5)	(13.6)	(25.6)	(32.2)
1070	1079	3,142	643	952	1,547	3,142	952	1,547	3,142	83	2,147	179	289	444
		(22.6)	(23.5)	(22.3)	(22.5)	(22.6)	(22.3)	(22.5)	(22.6)	(90.3)	(21.3)	(14.6)	(26.1)	(32.2)
1080	1089	3,249	650	999	1,601	3,249	999	1,601	3,249	83	2,248	179	289	450
		(23.7)	(23.7)	(23.4)	(23.3)	(23.7)	(23.4)	(23.3)	(23.7)	(90.3)	(22.3)	(14.6)	(26.1)	(32.6)
1090	1099	3,372	687	1,022	1,663	3,372	1,022	1,663	3,372	83	2,351	179	295	464
		(24.3)	(25.1)	(24.3)	(24.3)	(24.3)	(24.3)	(24.3)	(24.3)	(90.3)	(23.3)	(14.6)	(26.7)	(33.7)
1100	1199	4,684	924	1,363	2,396	4,684	1,363	2,396	4,684	92	3,354	245	441	552
		(33.7)	(33.7)	(32.0)	(34.9)	(33.7)	(32.0)	(34.9)	(33.7)	(100.0)	(33.3)	(19.9)	(39.9)	(40.0)
1200	1299	5,966	1,143	1,809	3,013	5,966	1,809	3,013	5,966	434	4,342	328	510	694
		(43.0)	(41.7)	(42.4)	(43.8)	(43.0)	(42.4)	(43.8)	(43.0)	(43.1)	(43.1)	(26.7)	(46.1)	(50.3)
1300	1399	7,213	1,330	2,262	3,621	7,213	2,262	3,621	7,213	532	5,323	397	575	826
		(52.0)	(48.5)	(53.0)	(52.7)	(52.0)	(53.0)	(52.7)	(52.0)	(52.8)	(52.8)	(32.2)	(52.1)	(59.9)
1400	1499	8,209	1,512	2,585	4,113	8,209	2,585	4,113	8,209	610	6,100	483	659	875
		(59.1)	(55.1)	(60.6)	(59.8)	(59.1)	(60.6)	(59.8)	(59.1)	(60.5)	(60.5)	(39.3)	(59.7)	(63.4)

1500	13,883 (100.0)	2,742 (100.0)	4,265 (100.0)	6,876 (100.0)	13,883 (100.0)				10,076 (100.0)	1,230 (100.0)	1,104 (100.0)	1,380 (100.0)
月平均賃金額	247,778	243,578	240,327	254,074	247,778				248,726	285,357	250,454	210,353
時間当平均賃金額	1,494	1,550	1,450	1,499	1,494				1,477	1,701	1,539	1,431
月一人当たり労働時間数	164	155	165	168	164				167	166	162	146
第1・20分位数	860	900	860	860	860				860	862	880	851
第1・10分位数	909	942	900	900	909				922	910	900	880
第1・4分位数	1,102	1,098	1,117	1,100	1,102				1,115	1,282	1,068	1,000
中位数	1,370	1,420	1,374	1,358	1,370				1,368	1,596	1,324	1,299
四分位偏差係数	0.2310	0.2536	0.2070	0.2315	0.2310				0.2159	0.2330	0.2725	0.2570
									170,621			

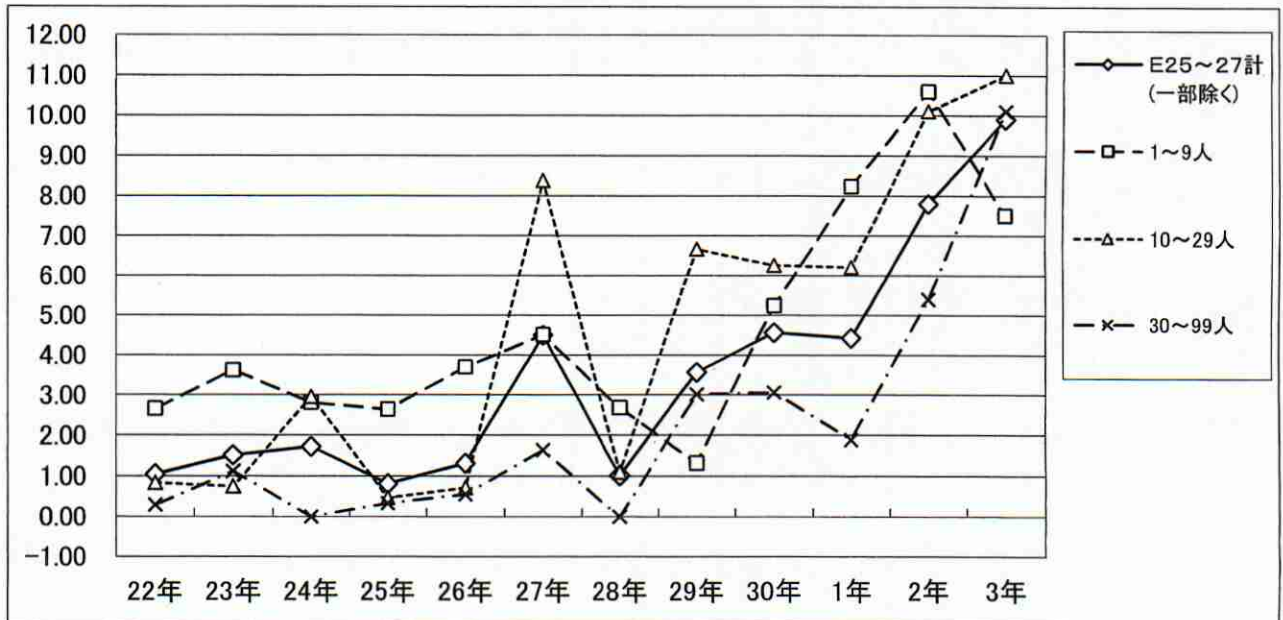
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の "第1・10分位数、最低賃金の推移"

	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年	2年
E25~27計(一部除く)	926	907	893	897	944	928	961	932	938	960	944	909
1~9人	857	864	821	850	863	926	950	938	938	900	900	942
10~29人	922	916	908	897	982	820	932	875	900	920	902	900
30~99人	973	910	957	923	950	1,071	1,000	983	950	1,015	990	900
最低賃金	778	783	789	798	811	825	841	859	880	905	907	



はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の未満率の推移

	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年	3年
E25~27計(一部除く)	1.05	1.51	1.72	0.82	1.31	4.50	1.02	3.57	4.56	4.43	7.80	9.90
1~9人	2.66	3.62	2.81	2.64	3.70	4.51	2.68	1.31	5.24	8.23	10.60	7.50
10~29人	0.84	0.75	2.95	0.47	0.72	8.37	1.10	6.67	6.26	6.21	10.10	11.00
30~99人	0.30	1.12	0.00	0.34	0.56	1.63	0.00	3.02	3.07	1.89	5.40	10.10



最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件名		茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金			
現行の最低賃金額		時間額	907円		
未満率		9.9%			
項番	時間額			影響率(%)	未満労働者数(人)
	引上げ額(円)	引き上げ率(%)	引上げ後時間額(円)		
1	0	0.00	907	9.9	1,374
2	1	0.11	908	9.9	1,374
3	2	0.22	909	9.9	1,380
4	3	0.33	910	10.1	1,404
5	4	0.44	911	10.5	1,457
6	5	0.55	912	10.5	1,457
7	6	0.66	913	10.5	1,463
8	7	0.77	914	10.5	1,463
9	8	0.88	915	10.5	1,463
10	9	0.99	916	10.6	1,475
11	10	1.10	917	10.6	1,475
12	11	1.21	918	10.6	1,475
13	12	1.32	919	10.6	1,475
14	13	1.43	920	10.6	1,475
15	14	1.54	921	10.8	1,502
16	15	1.65	922	10.8	1,502
17	16	1.76	923	10.9	1,507
18	17	1.87	924	10.9	1,519
19	18	1.98	925	10.9	1,519
20	19	2.09	926	11.1	1,540
21	20	2.21	927	11.1	1,546
22	21	2.32	928	11.1	1,546
23	22	2.43	929	11.1	1,546
24	23	2.54	930	11.1	1,546
25	24	2.65	931	11.4	1,579
26	25	2.76	932	11.4	1,579
27	26	2.87	933	11.4	1,579
28	27	2.98	934	11.4	1,585
29	28	3.09	935	11.4	1,585
30	29	3.20	936	11.5	1,591
31	30	3.31	937	11.6	1,615

(令和3年度基礎調査データ)

総括表(1) (産業・就業形態別の賞金額階級別、規模別、地域別、年齢別表)  
03年

産業：特定最低賃金－電気精密機械器具製造業 就業形態：(全て)  
※最低賃金額 904円 (労働者数による復元)

時間当り所定内賞金額 (3手当を除く)	合計		規模別					地域別					年齢別								
	1～9人		10～29人		30～99人			全県		17歳以下			18～19歳		20～54歳		55～59歳		60～64歳		65歳以上
	計	円	計	円	計	円	計	円	計	円	計	円	計	円	計	円	計	円	計	円	
計	18,414	2,910	5,311	10,193	18,414	18,414	9	155	12,385	2,414	1,760	1,692	828	216	259	229	828	216	259	229	
893	1,531	679	529	323	1,531	1,531			828	216	259	229	828	216	259	229	828	216	259	229	
894	1,531	679	529	323	1,531	1,531			828	216	259	229	828	216	259	229	828	216	259	229	
895	1,540	679	538	323	1,540	1,540			828	216	268	229	828	216	268	229	828	216	268	229	
896	1,540	679	538	323	1,540	1,540			828	216	268	229	828	216	268	229	828	216	268	229	
897	1,540	679	538	323	1,540	1,540			828	216	268	229	828	216	268	229	828	216	268	229	
898	1,548	687	538	323	1,548	1,548			836	216	268	229	836	216	268	229	836	216	268	229	
899	1,824	772	668	384	1,824	1,824			1,048	216	307	254	1,048	216	307	254	1,048	216	307	254	
900	1,840	780	668	400	1,840	1,840			1,055	231	307	254	1,055	231	307	254	1,055	231	307	254	
901	1,848	780	668	400	1,848	1,848			1,071	231	307	254	1,071	231	307	254	1,071	231	307	254	
902	1,863	780	668	415	1,863	1,863			1,071	231	307	254	1,071	231	307	254	1,071	231	307	254	
903	2,314	780	781	753	2,314	2,314			1,323	319	331	341	1,323	319	331	341	1,323	319	331	341	
904	2,323	780	790	753	2,323	2,323			1,331	319	331	341	1,331	319	331	341	1,331	319	331	341	
905	2,323	780	790	753	2,323	2,323			1,331	319	331	341	1,331	319	331	341	1,331	319	331	341	
906	2,323	780	790	753	2,323	2,323			1,331	319	331	341	1,331	319	331	341	1,331	319	331	341	
907	2,323	780	790	753	2,323	2,323			1,331	319	331	341	1,331	319	331	341	1,331	319	331	341	
908	2,364	780	816	769	2,364	2,364			1,355	319	349	341	1,355	319	349	341	1,355	319	349	341	
909	2,511	841	824	846	2,511	2,511			1,457	349	364	341	1,457	349	364	341	1,457	349	364	341	
910	2,511	841	824	846	2,511	2,511			1,457	349	364	341	1,457	349	364	341	1,457	349	364	341	
911	2,546	841	859	846	2,546	2,546			1,491	349	364	341	1,491	349	364	341	1,491	349	364	341	
912	2,546	841	859	846	2,546	2,546			1,491	349	364	341	1,491	349	364	341	1,491	349	364	341	
913	2,546	841	859	846	2,546	2,546			1,491	349	364	341	1,491	349	364	341	1,491	349	364	341	
914	2,578	849	868	861	2,578	2,578			1,515	349	372	341	1,515	349	372	341	1,515	349	372	341	
915	2,578	849	868	861	2,578	2,578			1,515	349	372	341	1,515	349	372	341	1,515	349	372	341	
916	2,586	857	868	861	2,586	2,586			1,523	349	372	341	1,523	349	372	341	1,523	349	372	341	
917	2,586	857	868	861	2,586	2,586			1,523	349	372	341	1,523	349	372	341	1,523	349	372	341	



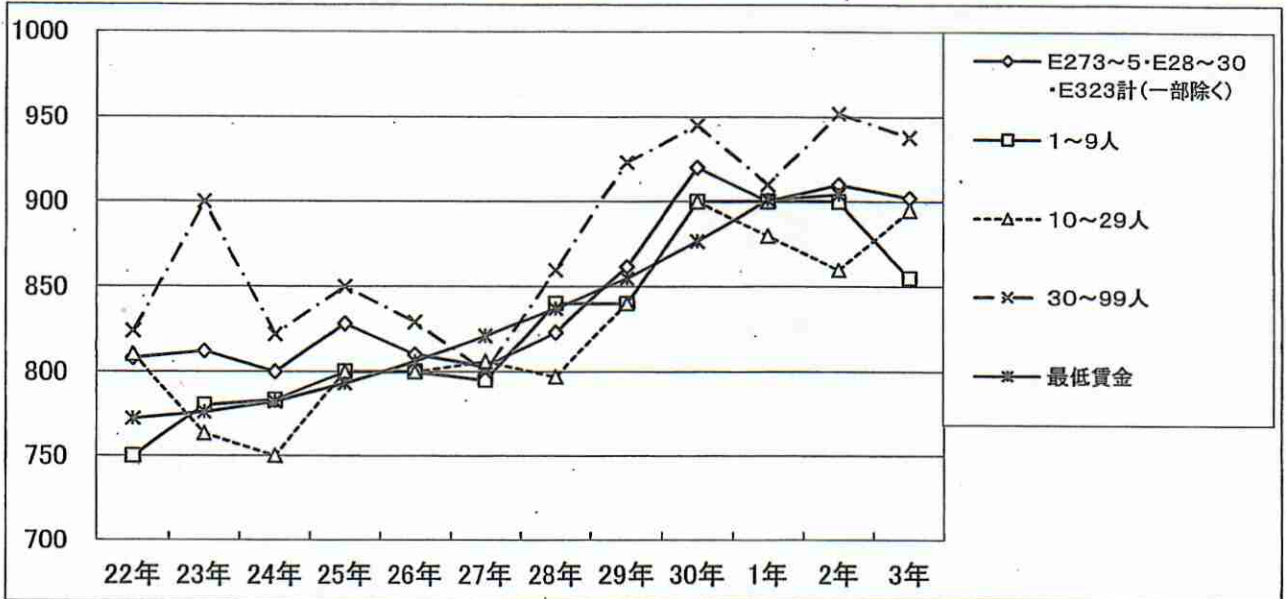


946	946	3,214 (17.5)	1,042 (35.8)	1,050 (17.5)	1,122 (11.0)	3,214 (17.5)	3,214 (17.5)	1,864 (15.1)	366 (15.2)	544 (30.9)	401 (23.7)
947	947	3,214 (17.5)	1,042 (35.8)	1,050 (17.5)	1,122 (11.0)	3,214 (17.5)	3,214 (17.5)	1,864 (15.1)	366 (15.2)	544 (30.9)	401 (23.7)
948	948	3,223 (17.5)	1,042 (35.8)	1,059 (17.5)	1,122 (11.0)	3,223 (17.5)	3,223 (17.5)	1,873 (15.1)	366 (15.2)	544 (30.9)	401 (23.7)
949	949	3,240 (17.6)	1,042 (35.8)	1,076 (20.3)	1,122 (11.0)	3,240 (17.6)	3,240 (17.6)	1,890 (15.3)	366 (15.2)	544 (30.9)	401 (23.7)
950	950	3,381 (18.4)	1,088 (37.4)	1,093 (20.6)	1,199 (11.8)	3,381 (18.4)	3,381 (18.4)	1,960 (15.8)	366 (15.2)	576 (32.7)	439 (26.0)
951	951	3,381 (18.4)	1,088 (37.4)	1,093 (20.6)	1,199 (11.8)	3,381 (18.4)	3,381 (18.4)	1,960 (15.8)	366 (15.2)	576 (32.7)	439 (26.0)
952	952	3,381 (18.4)	1,088 (37.4)	1,093 (20.6)	1,199 (11.8)	3,381 (18.4)	3,381 (18.4)	1,960 (15.8)	366 (15.2)	576 (32.7)	439 (26.0)
953	953	3,381 (18.4)	1,088 (37.4)	1,093 (20.6)	1,199 (11.8)	3,381 (18.4)	3,381 (18.4)	1,960 (15.8)	366 (15.2)	576 (32.7)	439 (26.0)
954	954	3,381 (18.4)	1,088 (37.4)	1,093 (20.6)	1,199 (11.8)	3,381 (18.4)	3,381 (18.4)	1,960 (15.8)	366 (15.2)	576 (32.7)	439 (26.0)
955	955	3,444 (18.7)	1,088 (37.4)	1,111 (20.9)	1,245 (12.2)	3,444 (18.7)	3,444 (18.7)	2,024 (16.3)	366 (15.2)	576 (32.7)	439 (26.0)
960	969	3,584 (19.5)	1,112 (38.2)	1,119 (21.1)	1,353 (13.3)	3,584 (19.5)	3,584 (19.5)	2,093 (16.9)	381 (15.8)	591 (33.6)	455 (26.9)
970	979	3,742 (20.3)	1,112 (38.2)	1,154 (21.7)	1,476 (14.5)	3,742 (20.3)	3,742 (20.3)	2,211 (17.9)	397 (16.4)	607 (34.5)	464 (27.4)
980	989	3,768 (20.5)	1,112 (38.2)	1,180 (22.2)	1,476 (14.5)	3,768 (20.5)	3,768 (20.5)	2,238 (18.1)	397 (16.4)	607 (34.5)	464 (27.4)
990	999	3,932 (21.4)	1,127 (38.7)	1,206 (22.7)	1,599 (15.7)	3,932 (21.4)	3,932 (21.4)	2,339 (18.9)	420 (17.4)	607 (34.5)	472 (27.9)
1000	1009	4,262 (23.1)	1,204 (41.4)	1,336 (25.2)	1,722 (16.9)	4,262 (23.1)	4,262 (23.1)	2,495 (20.1)	452 (18.7)	645 (36.7)	576 (34.1)
1010	1019	4,413 (24.0)	1,212 (41.6)	1,371 (25.8)	1,830 (17.9)	4,413 (24.0)	4,413 (24.0)	2,557 (20.6)	461 (19.1)	654 (37.1)	600 (35.5)
1020	1029	4,706 (25.6)	1,235 (42.4)	1,519 (28.6)	1,953 (19.2)	4,706 (25.6)	4,706 (25.6)	2,770 (22.4)	494 (20.5)	687 (39.0)	616 (36.4)
1030	1039	4,776 (25.9)	1,250 (43.0)	1,527 (28.8)	1,999 (19.6)	4,776 (25.9)	4,776 (25.9)	2,801 (22.6)	502 (20.8)	687 (39.0)	632 (37.4)
1040	1049	4,872 (26.5)	1,258 (43.2)	1,553 (29.2)	2,060 (20.2)	4,872 (26.5)	4,872 (26.5)	2,849 (23.0)	533 (22.1)	687 (39.0)	647 (38.3)
1050	1059	5,018 (27.3)	1,304 (44.8)	1,623 (30.6)	2,091 (20.5)	5,018 (27.3)	5,018 (27.3)	2,939 (23.7)	557 (23.1)	702 (39.9)	664 (35.2)
1060	1069	5,050 (27.4)	1,312 (45.1)	1,631 (30.7)	2,106 (20.7)	5,050 (27.4)	5,050 (27.4)	2,971 (24.0)	557 (23.1)	702 (39.9)	664 (35.2)
1070	1079	5,160 (28.0)	1,312 (45.1)	1,649 (31.0)	2,198 (21.6)	5,160 (28.0)	5,160 (28.0)	3,057 (24.7)	581 (24.1)	702 (39.9)	664 (35.2)
1080	1089	5,323 (28.9)	1,320 (45.4)	1,666 (31.4)	2,337 (22.9)	5,323 (28.9)	5,323 (28.9)	3,189 (25.8)	597 (24.7)	702 (39.9)	679 (40.2)
1090	1099	5,409 (29.4)	1,335 (45.9)	1,675 (31.5)	2,398 (23.5)	5,409 (29.4)	5,409 (29.4)	3,251 (26.2)	597 (24.7)	717 (40.8)	688 (40.7)
1100	1199	6,954 (37.8)	1,582 (54.4)	2,204 (41.5)	3,167 (31.1)	6,954 (37.8)	6,954 (37.8)	4,396 (35.5)	685 (28.4)	881 (50.1)	828 (49.0)
1200	1299	8,406 (45.7)	1,845 (63.4)	2,595 (48.9)	3,967 (38.9)	8,406 (45.7)	8,406 (45.7)	5,473 (44.2)	822 (34.1)	999 (56.8)	949 (56.1)
1300	1399	9,800 (53.2)	1,968 (67.6)	3,020 (56.9)	4,812 (47.2)	9,800 (53.2)	9,800 (53.2)	6,388 (51.6)	987 (40.9)	1,135 (64.5)	1,128 (66.7)
1400	1499	11,426 (62.0)	2,115 (72.7)	3,515 (66.2)	5,796 (56.9)	11,426 (62.0)	11,426 (62.0)	7,697 (62.1)	1,092 (45.2)	1,265 (71.9)	1,208 (71.4)

1500	18,414 (100.0)	2,910 (100.0)	5,311 (100.0)	10,193 (100.0)	18,414 (100.0)				12,385 (100.0)	2,414 (100.0)	1,760 (100.0)	1,692 (100.0)
月平均賃金額	235,850	188,680	227,754	253,535	235,850				241,712	273,248	209,976	173,095
時間当平均賃金額	1,493	1,416	1,455	1,535	1,493	161,952	167,565	994	1,485	1,666	1,345	1,503
月一人当たり労働時間数	156	135	155	163	156	964	964	169	160	160	153	125
第1・2 0 分位数	860	851	851	904	860	168	926	926	870	870	860	851
第1・1 0 分位数	902	855	895	938	902	964	938	938	904	904	870	860
第1・4 分位数	1,023	900	1,008	1,115	1,023	964	938	938	1,081	1,103	938	950
中位数	1,350	1,130	1,317	1,434	1,350	964	995	995	1,380	1,555	1,187	1,200
四分位偏差係数	0.2500	0.2769	0.2487	0.2192	0.2500	0.0004	0.0404	0.0404	0.2178	0.2941	0.2815	0.2709

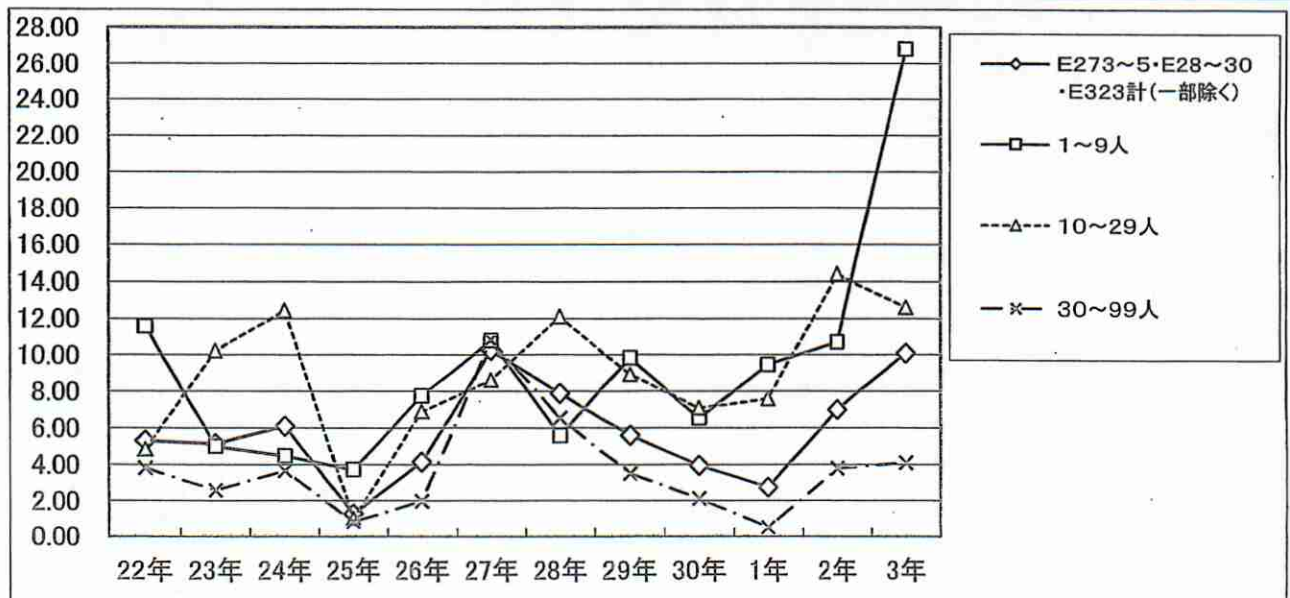
計量器・測量器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業の“第1・10分位数、最低賃金の推移”

	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年	3年
E273~5・E28~30 ・E323計(一部除く)	808	812	800	828	810	803	823	862	920	900	910	902
1~9人	750	780	783	800	800	795	840	840	900	900	900	855
10~29人	810	763	750	800	800	806	797	840	900	880	860	895
30~99人	824	900	822	850	829	800	860	923	945	910	952	938
最低賃金	772	776	782	793	806	821	837	855	877	901	904	



計量器・測量器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業の未満率の推移

	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年	3年
E273~5・E28~30 ・E323計(一部除く)	5.32	5.14	6.10	1.30	4.15	10.25	7.89	5.60	3.95	2.75	7.00	10.10
1~9人	11.56	5.00	4.47	3.72	7.76	10.78	5.58	9.82	6.54	9.45	10.70	26.80
10~29人	4.84	10.21	12.42	1.03	6.90	8.62	12.10	8.92	7.10	7.59	14.40	12.60
30~99人	3.81	2.57	3.67	0.83	1.99	10.84	6.54	3.51	2.13	0.52	3.80	4.10



最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件名		茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金			
現行の最低賃金額		時間額		904円	
未満率		10.1%			
項番	時間額			影響率(%)	未満労働者数(人)
	引上げ額(円)	引き上げ率(%)	引上げ後時間額(円)		
1	0	0.00	904	10.1	1,863
2	1	0.11	905	12.6	2,314
3	2	0.22	906	12.6	2,323
4	3	0.33	907	12.6	2,323
5	4	0.44	908	12.6	2,323
6	5	0.55	909	12.6	2,323
7	6	0.66	910	12.8	2,364
8	7	0.77	911	13.6	2,511
9	8	0.88	912	13.6	2,511
10	9	1.00	913	13.8	2,546
11	10	1.11	914	13.8	2,546
12	11	1.22	915	13.8	2,546
13	12	1.33	916	14.0	2,578
14	13	1.44	917	14.0	2,578
15	14	1.55	918	14.0	2,586
16	15	1.66	919	14.0	2,586
17	16	1.77	920	14.0	2,586
18	17	1.88	921	14.5	2,666
19	18	1.99	922	14.6	2,690
20	19	2.10	923	14.6	2,690
21	20	2.21	924	14.6	2,697
22	21	2.32	925	14.6	2,697
23	22	2.43	926	14.6	2,697
24	23	2.54	927	14.7	2,714
25	24	2.65	928	14.9	2,740
26	25	2.77	929	14.9	2,748
27	26	2.88	930	14.9	2,748
28	27	2.99	931	15.4	2,843
29	28	3.10	932	15.5	2,858
30	29	3.21	933	15.5	2,858
31	30	3.32	934	15.8	2,902

(令和3年度基礎調査データ)

03年  
 総括表(1) (産業・職業形態別の集金額級別、規模別、地域別、年齢別表)  
 産業：特定最低賃金—各種商品小売業

就業形態：全て ※最低賃金額 874円 (労働者数による換算)

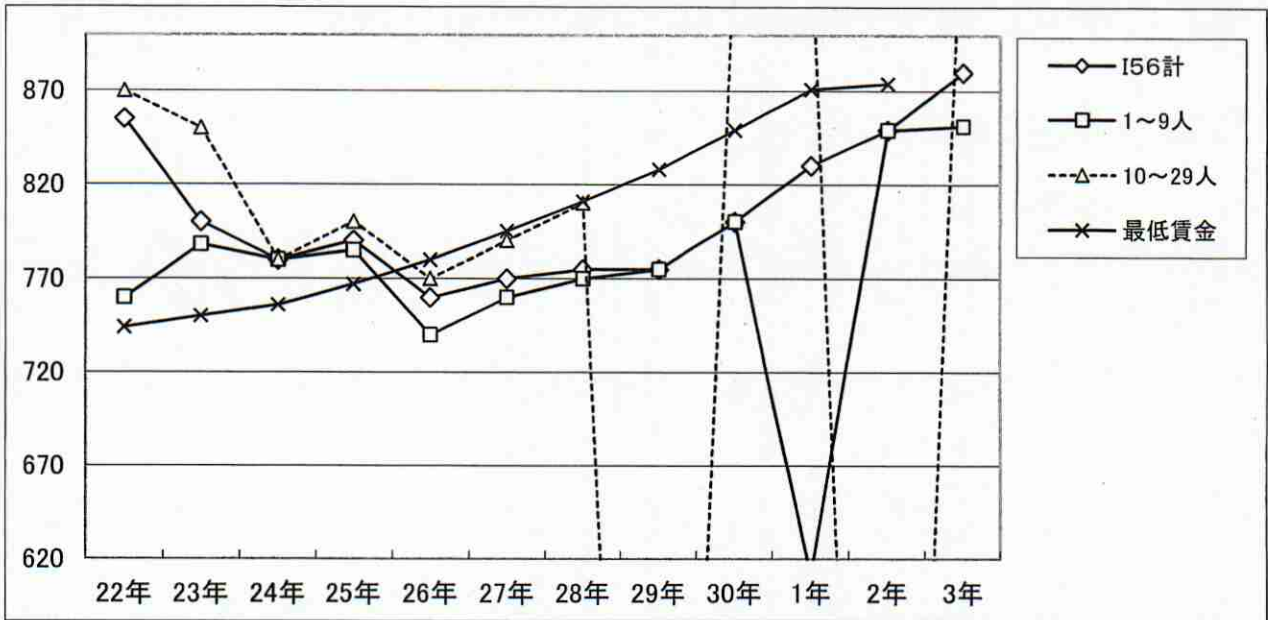
時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計		規模別				地域別					年齢別				
	1~9人	10~29人	30~99人	全県	17歳以下	18~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
	人	人	人	千円	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
計	11	54	4,813	4,878								4,039	539	59		
円	9	9	(0.2)	(0.2)								7	2			
863	(81.8)			(0.2)								(0.2)	(0.4)			
864	9	9		(0.2)								7	2			
864	(81.8)			(0.2)								(0.2)	(0.4)			
865	9	9		(0.2)								7	2			
865	(81.8)			(0.2)								(0.2)	(0.4)			
866	9	9		(0.2)								7	2			
866	(81.8)			(0.2)								(0.2)	(0.4)			
867	9	9		(0.2)								7	2			
867	(81.8)			(0.2)								(0.2)	(0.4)			
868	9	9		(0.2)								7	2			
868	(81.8)			(0.2)								(0.2)	(0.4)			
869	9	9		(0.2)								7	2			
869	(81.8)			(0.2)								(0.2)	(0.4)			
870	9	9		(0.2)								7	2			
870	(81.8)			(0.2)								(0.2)	(0.4)			
871	9	9		(0.2)								7	2			
871	(81.8)			(0.2)								(0.2)	(0.4)			
872	9	9		(0.2)								7	2			
872	(81.8)			(0.2)								(0.2)	(0.4)			
873	306	297	297	306	297	297	238	66	2			66	2			
873	(6.3)	(6.2)	(6.2)	(6.3)	(6.2)	(6.2)	(98.5)	(1.6)	(0.4)			(1.6)	(0.4)			
874	306	297	297	306	297	297	238	66	2			66	2			
874	(6.3)	(6.2)	(6.2)	(6.3)	(6.2)	(6.2)	(98.5)	(1.6)	(0.4)			(1.6)	(0.4)			
875	306	297	297	306	297	297	238	66	2			66	2			
875	(6.3)	(6.2)	(6.2)	(6.3)	(6.2)	(6.2)	(98.5)	(1.6)	(0.4)			(1.6)	(0.4)			
876	306	297	297	306	297	297	238	66	2			66	2			
876	(6.3)	(6.2)	(6.2)	(6.3)	(6.2)	(6.2)	(98.5)	(1.6)	(0.4)			(1.6)	(0.4)			
877	425	416	416	425	416	416	238	185	2			185	2			
877	(8.7)	(8.7)	(8.7)	(8.7)	(8.7)	(8.7)	(98.5)	(4.6)	(0.4)			(4.6)	(0.4)			
878	425	416	416	425	416	416	238	185	2			185	2			
878	(8.7)	(8.7)	(8.7)	(8.7)	(8.7)	(8.7)	(98.5)	(4.6)	(0.4)			(4.6)	(0.4)			
879	425	416	416	425	416	416	238	185	2			185	2			
879	(8.7)	(8.7)	(8.7)	(8.7)	(8.7)	(8.7)	(98.5)	(4.6)	(0.4)			(4.6)	(0.4)			
880	1,435	1,426	1,426	1,435	1,426	1,426	238	958	180			958	180			
880	(29.4)	(29.6)	(29.6)	(29.4)	(29.6)	(29.6)	(98.5)	(23.7)	(33.5)			(23.7)	(33.5)			
881	1,435	1,426	1,426	1,435	1,426	1,426	238	958	180			958	180			
881	(29.4)	(29.6)	(29.6)	(29.4)	(29.6)	(29.6)	(98.5)	(23.7)	(33.5)			(23.7)	(33.5)			
882	1,435	1,426	1,426	1,435	1,426	1,426	238	958	180			958	180			
882	(29.4)	(29.6)	(29.6)	(29.4)	(29.6)	(29.6)	(98.5)	(23.7)	(33.5)			(23.7)	(33.5)			
883	1,435	1,426	1,426	1,435	1,426	1,426	238	958	180			958	180			
883	(29.4)	(29.6)	(29.6)	(29.4)	(29.6)	(29.6)	(98.5)	(23.7)	(33.5)			(23.7)	(33.5)			
884	1,435	1,426	1,426	1,435	1,426	1,426	238	958	180			958	180			
884	(29.4)	(29.6)	(29.6)	(29.4)	(29.6)	(29.6)	(98.5)	(23.7)	(33.5)			(23.7)	(33.5)			
885	1,435	1,426	1,426	1,435	1,426	1,426	238	958	180			958	180			
885	(29.4)	(29.6)	(29.6)	(29.4)	(29.6)	(29.6)	(98.5)	(23.7)	(33.5)			(23.7)	(33.5)			
886	1,494	1,485	1,485	1,494	1,485	1,485	238	1,017	180			1,017	180			
886	(30.6)	(30.9)	(30.9)	(30.6)	(30.9)	(30.9)	(98.5)	(25.2)	(33.5)			(25.2)	(33.5)			
887	1,494	1,485	1,485	1,494	1,485	1,485	238	1,017	180			1,017	180			
887	(30.6)	(30.9)	(30.9)	(30.6)	(30.9)	(30.9)	(98.5)	(25.2)	(33.5)			(25.2)	(33.5)			

888 -	888	1,613 (33.1)	9 (81.8)	1,604 (33.3)	1,613 (33.1)	238 (98.5)	1,136 (28.1)	180 (33.5)
889 -	889	1,613 (33.1)	9 (81.8)	1,604 (33.3)	1,613 (33.1)	238 (98.5)	1,136 (28.1)	180 (33.5)
890 -	890	1,613 (33.1)	9 (81.8)	1,604 (33.3)	1,613 (33.1)	238 (98.5)	1,136 (28.1)	180 (33.5)
891 -	891	1,613 (33.1)	9 (81.8)	1,604 (33.3)	1,613 (33.1)	238 (98.5)	1,136 (28.1)	180 (33.5)
892 -	892	1,613 (33.1)	9 (81.8)	1,604 (33.3)	1,613 (33.1)	238 (98.5)	1,136 (28.1)	180 (33.5)
893	893	1,613 (33.1)	9 (81.8)	1,604 (33.3)	1,613 (33.1)	238 (98.5)	1,136 (28.1)	180 (33.5)
894	894	1,613 (33.1)	9 (81.8)	1,604 (33.3)	1,613 (33.1)	238 (98.5)	1,136 (28.1)	180 (33.5)
895	895	1,673 (34.3)	9 (81.8)	1,664 (34.6)	1,673 (34.3)	238 (98.5)	1,195 (28.6)	180 (33.5)
896	896	1,673 (34.3)	9 (81.8)	1,664 (34.6)	1,673 (34.3)	238 (98.5)	1,195 (28.6)	180 (33.5)
897	897	1,673 (34.3)	9 (81.8)	1,664 (34.6)	1,673 (34.3)	238 (98.5)	1,195 (28.6)	180 (33.5)
898	898	1,673 (34.3)	9 (81.8)	1,664 (34.6)	1,673 (34.3)	238 (98.5)	1,195 (28.6)	180 (33.5)
899	899	1,673 (34.3)	9 (81.8)	1,664 (34.6)	1,673 (34.3)	238 (98.5)	1,195 (28.6)	180 (33.5)
900	900	1,732 (35.5)	9 (81.8)	1,723 (35.8)	1,732 (35.5)	238 (98.5)	1,255 (31.1)	180 (33.5)
901	901	1,792 (36.7)	9 (81.8)	1,783 (37.0)	1,792 (36.7)	238 (98.5)	1,314 (32.5)	180 (33.5)
902	902	1,792 (36.7)	9 (81.8)	1,783 (37.0)	1,792 (36.7)	238 (98.5)	1,314 (32.5)	180 (33.5)
903	903	1,910 (39.2)	9 (81.8)	1,901 (39.5)	1,910 (39.2)	238 (98.5)	1,314 (32.5)	299 (55.5)
904	904	1,910 (39.2)	9 (81.8)	1,901 (39.5)	1,910 (39.2)	238 (98.5)	1,314 (32.5)	299 (55.5)
905	905	1,910 (39.2)	9 (81.8)	1,901 (39.5)	1,910 (39.2)	238 (98.5)	1,314 (32.5)	299 (55.5)
906	906	1,970 (40.4)	9 (81.8)	1,961 (40.7)	1,970 (40.4)	238 (98.5)	1,374 (34.0)	299 (55.5)
907	907	1,970 (40.4)	9 (81.8)	1,961 (40.7)	1,970 (40.4)	238 (98.5)	1,374 (34.0)	299 (55.5)
908	908	1,970 (40.4)	9 (81.8)	1,961 (40.7)	1,970 (40.4)	238 (98.5)	1,374 (34.0)	299 (55.5)
909	909	1,970 (40.4)	9 (81.8)	1,961 (40.7)	1,970 (40.4)	238 (98.5)	1,374 (34.0)	299 (55.5)
910	910	1,970 (40.4)	9 (81.8)	1,961 (40.7)	1,970 (40.4)	238 (98.5)	1,374 (34.0)	299 (55.5)
911	911	1,970 (40.4)	9 (81.8)	1,961 (40.7)	1,970 (40.4)	238 (98.5)	1,374 (34.0)	299 (55.5)
912	912	1,970 (40.4)	9 (81.8)	1,961 (40.7)	1,970 (40.4)	238 (98.5)	1,374 (34.0)	299 (55.5)
913	913	1,970 (40.4)	9 (81.8)	1,961 (40.7)	1,970 (40.4)	238 (98.5)	1,374 (34.0)	299 (55.5)
914	914	1,970 (40.4)	9 (81.8)	1,961 (40.7)	1,970 (40.4)	238 (98.5)	1,374 (34.0)	299 (55.5)
915	915	1,970 (40.4)	9 (81.8)	1,961 (40.7)	1,970 (40.4)	238 (98.5)	1,374 (34.0)	299 (55.5)



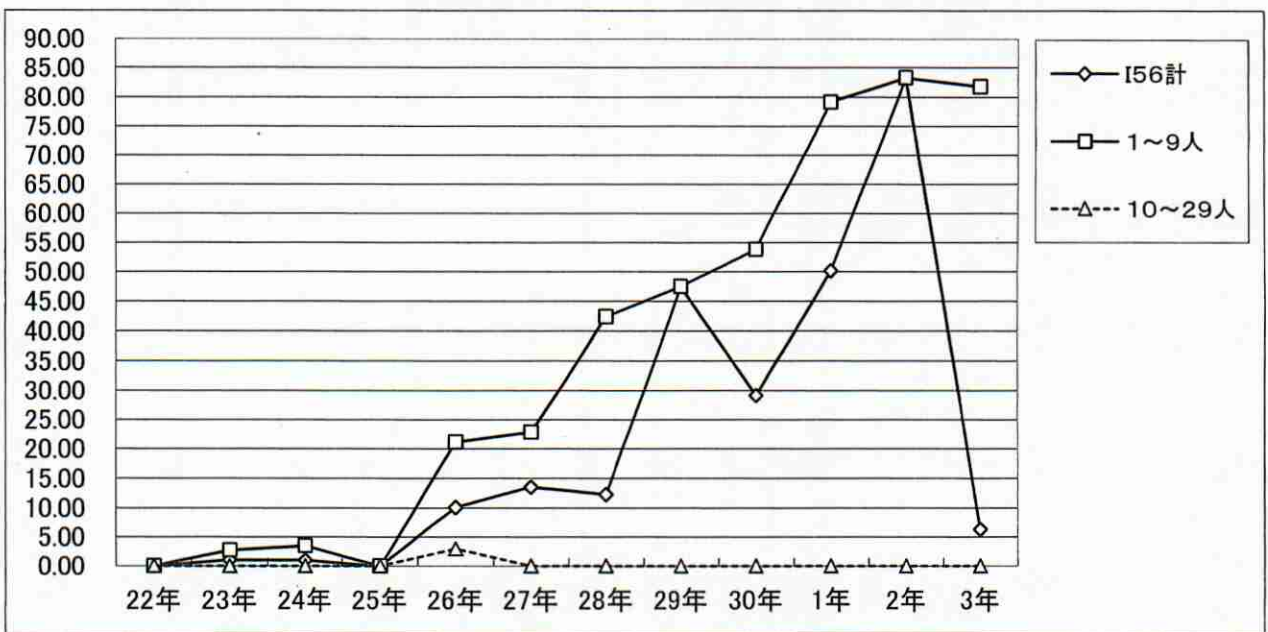
各種商品小売業の “第1・10分位数、最低賃金の推移”

	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年	3年
I56計	855	800	780	790	760	770	775	775	800	830	849	880
1~9人	760	788	780	785	740	760	770	775	800	611	849	851
10~29人	870	850	780	800	770	790	810	—	955	950	—	1,000
最低賃金	744	750	756	767	780	795	811	828	849	871	874	



各種商品小売業の未満率の推移

	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年	3年
I56計	0.00	1.04	1.00	0.00	10.08	13.56	12.28	47.50	29.16	50.20	83.30	6.30
1~9人	0.00	2.75	3.50	0.00	21.15	22.86	42.42	47.50	53.84	79.17	83.30	81.80
10~29人	0.00	0.00	0.00	0.00	2.99	0.00	0.00	—	0.00	0.00	0.00	0.00





最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件名	茨城県各種商品小売業最低賃金				
現行の最低賃金額	時間額	874円			
未満率	0.2%				
項番	時間額			影響率(%)	未満労働者数(人)
	引上げ額(円)	引き上げ率(%)	引上げ後時間額(円)		
1	0	0.00	874	0.2	9
2	1	0.11	875	0.2	9
3	2	0.23	876	0.2	9
4	3	0.34	877	0.2	9
5	4	0.46	878	0.2	9
6	5	0.57	879	0.2	9
7	6	0.69	880	0.2	9
8	7	0.80	881	20.9	1,019
9	8	0.92	882	20.9	1,019
10	9	1.03	883	20.9	1,019
11	10	1.14	884	20.9	1,019
12	11	1.26	885	20.9	1,019
13	12	1.37	886	20.9	1,019
14	13	1.49	887	20.9	1,019
15	14	1.60	888	20.9	1,019
16	15	1.72	889	23.3	1,138
17	16	1.83	890	23.3	1,138
18	17	1.95	891	23.3	1,138
19	18	2.06	892	23.3	1,138
20	19	2.17	893	23.3	1,138
21	20	2.29	894	23.3	1,138
22	21	2.40	895	23.3	1,138
23	22	2.52	896	24.5	1,197
24	23	2.63	897	24.5	1,197
25	24	2.75	898	24.5	1,197
26	25	2.86	899	24.5	1,197
27	26	2.97	900	24.5	1,197
28	27	3.09	901	25.8	1,257
29	28	3.20	902	27.0	1,316
30	29	3.32	903	27.0	1,316
31	30	3.43	904	29.4	1,435

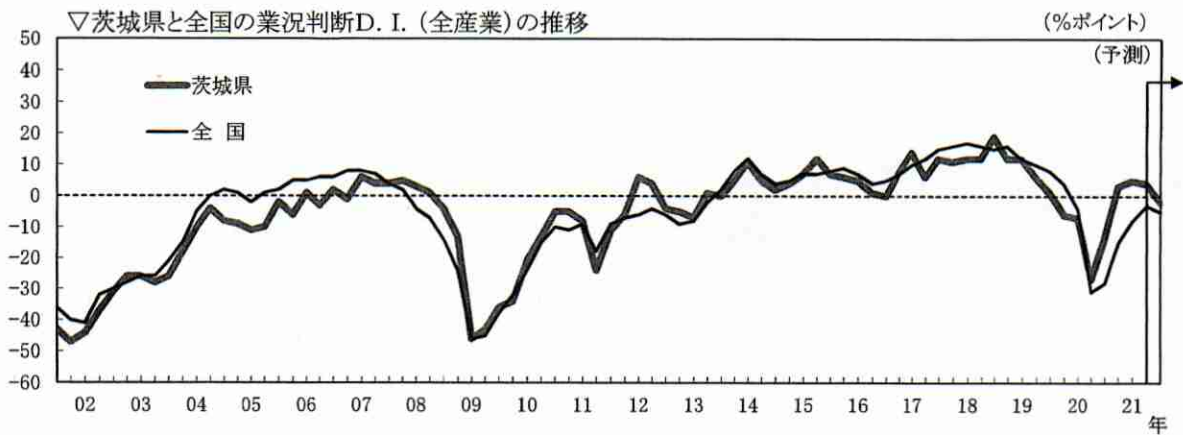
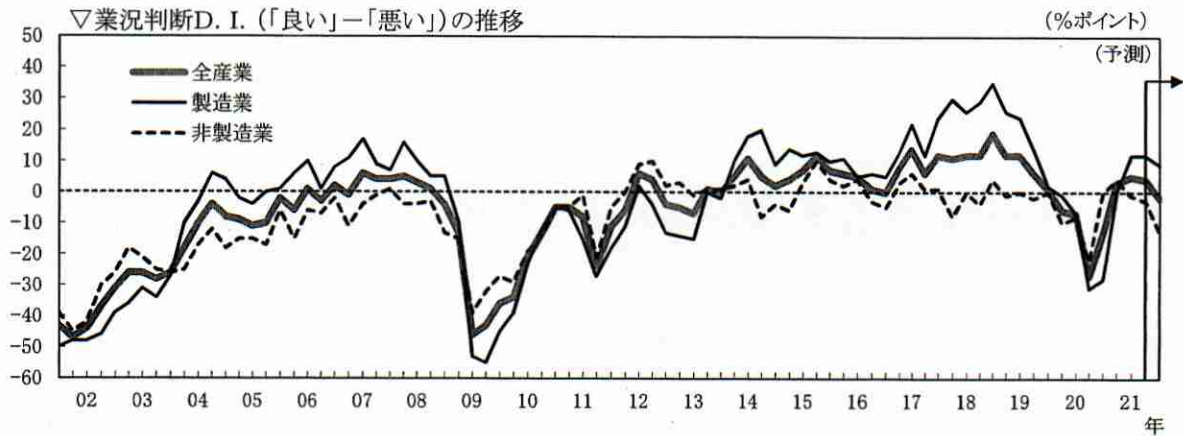
(令和3年度基礎調査データ)

## 2021年6月 企業短期経済観測調査結果（茨城県）

○調査時期 2021年6月 (回答期間 5月27日～6月30日)

○調査対象企業数

	全産業			うち中小企業		
	合計	製造業	非製造業	合計	製造業	非製造業
対象企業数	141社	69社	72社	75社	33社	42社
回答率	98.6%	97.1%	100.0%	98.7%	97.0%	100.0%



▽業況判断D.I. (%ポイント)

	調査時期										
	19年6月	19年9月	19年12月	20年3月	20年6月	20年9月	20年12月	21年3月		21年6月	
								最近	先行き	最近	先行き
全産業	6	1	▲6	▲7	▲27	▲13	3	5	▲8	4	▲2
製造業	14	2	▲1	▲7	▲31	▲28	0	12	0	12	9
非製造業	▲2	0	▲10	▲8	▲22	0	4	▲1	▲16	▲3	▲13

(注1) D. I. は、Diffusion Indexの略。

(注2) 判断D. I. は、「良い」(回答社数構成比%) - 「悪い」(回答社数構成比%) (以下同じ)。

I. 判断D. I.

1. 業況判断D. I. および業況判断の選択肢別社数構成比

(%ポイント、%)

	回答 企業数	調 査 時 期						
		20年6月	20年9月	20年12月	21年3月		21年6月	
					最近	先行き	最近	先行き
全 産 業	139	▲27	▲13	3	5	▲8	4	▲2
製 造 業	67	▲31	▲28	0	12	0	12	9
良	い	13	10	19	26	16	27	22
さほど良くない		43	52	62	60	68	58	65
悪	い	44	38	19	14	16	15	13
化 学	5	0	0	20	20	20	20	20
窯 業・土 石	9	0	0	33	33	▲11	0	0
鉄 鋼	4	▲100	▲100	▲20	0	0	75	75
非 鉄 金 属	5	▲40	▲20	0	0	▲20	20	20
食 料 品	5	60	60	40	40	40	20	20
金 属 製 品	6	▲50	▲50	▲33	▲50	▲16	▲50	▲16
はん用・生産用 ・業務用機械	9	▲56	▲33	0	44	0	33	0
電 気 機 械	13	▲22	▲15	8	22	14	23	8
輸 送 用 機 械	9	▲67	▲78	▲37	▲11	▲11	▲11	0
非 製 造 業	72	▲22	0	4	▲1	▲16	▲3	▲13
良	い	21	29	24	23	8	19	8
さほど良くない		36	42	56	53	68	59	71
悪	い	43	29	20	24	24	22	21
建 設	12	0	0	8	17	▲17	8	▲9
不 動 産・ 物 品 賃 貸	5	0	0	20	0	20	0	0
卸 売	10	▲50	0	0	0	▲30	▲10	▲30
小 売	20	▲24	15	20	11	▲10	0	▲20
運 輸・郵 便	5	▲20	0	▲40	0	0	20	20
情 報 通 信	3	33	33	33	33	0	33	0
電 気・ガ ス	3	▲33	0	0	0	▲33	0	0
対 事 業 所 サ ー ビ ス	5	40	20	0	0	0	20	20
対 個 人 サ ー ビ ス	5	▲60	▲60	▲50	▲60	▲40	▲60	▲40
宿 泊・飲 食 サ ー ビ ス	4	▲100	▲50	0	▲75	▲50	▲50	▲25

(注) 回答社数が3社未満の業種(紙・パルプ、その他製造業)については、業種別計数は非公表。

2. 需給・在庫・価格判断D. I.

(%ポイント)

		調 査 時 期						
		20年6月	20年9月	20年12月	21年3月		21年6月	
					最近	先行き	最近	先行き
国内での製商品・サービス需給判断 「需要超過」-「供給超過」	全 産 業	▲ 32	▲ 26	▲ 17	▲ 22	▲ 24	▲ 16	▲ 19
	製 造 業	▲ 40	▲ 31	▲ 15	▲ 15	▲ 17	▲ 2	▲ 12
	非 製 造 業	▲ 25	▲ 22	▲ 20	▲ 30	▲ 30	▲ 30	▲ 27
海外での製商品需給判断 「需要超過」-「供給超過」	製 造 業	▲ 42	▲ 28	0	▲ 3	▲ 2	19	8
製商品在庫水準判断 「過大」-「不足」	全 産 業	27	17	18	4	/	8	/
	製 造 業	32	27	24	5	/	10	/
	非 製 造 業	20	4	8	5	/	4	/
仕入価格判断 「上昇」-「下落」	全 産 業	5	16	13	26	27	31	32
	製 造 業	10	20	21	34	37	38	44
	非 製 造 業	2	13	6	18	17	24	21
販売価格判断 「上昇」-「下落」	全 産 業	▲ 13	▲ 5	▲ 5	1	0	3	7
	製 造 業	▲ 14	▲ 6	▲ 4	0	0	1	7
	非 製 造 業	▲ 13	▲ 4	▲ 4	1	0	5	7

3. 設備・雇用人員判断D. I.

(%ポイント)

		調 査 時 期						
		20年6月	20年9月	20年12月	21年3月		21年6月	
					最近	先行き	最近	先行き
生産・営業用設備判断 「過剰」-「不足」	全 産 業	10	4	1	▲ 1	▲ 1	▲ 1	▲ 5
	製 造 業	16	13	4	▲ 2	▲ 2	▲ 4	▲ 9
	非 製 造 業	3	▲ 3	▲ 2	1	1	3	0
雇用人員判断 「過剰」-「不足」	全 産 業	▲ 2	▲ 6	▲ 16	▲ 17	▲ 20	▲ 19	▲ 22
	製 造 業	22	19	4	2	▲ 1	▲ 6	▲ 10
	非 製 造 業	▲ 25	▲ 29	▲ 36	▲ 36	▲ 38	▲ 30	▲ 34

4. 企業金融関連判断D. I.

(%ポイント)

		調 査 時 期						
		20年6月	20年9月	20年12月	21年3月		21年6月	
					最近	先行き	最近	先行き
資金繰り判断 「楽である」-「苦しい」	全 産 業	▲ 5	0	5	7	/	9	/
	製 造 業	▲ 10	▲ 6	▲ 3	6	/	12	/
	非 製 造 業	1	6	11	9	/	8	/
金融機関の貸出態度判断 「緩い」-「厳しい」	全 産 業	10	15	11	12	/	14	/
	製 造 業	11	21	13	16	/	18	/
	非 製 造 業	10	11	11	9	/	10	/
借入金利水準判断 「上昇」-「低下」	全 産 業	▲ 1	▲ 5	▲ 6	0	4	▲ 3	1
	製 造 業	2	▲ 7	▲ 7	▲ 1	2	▲ 9	▲ 4
	非 製 造 業	▲ 3	▲ 3	▲ 5	1	7	1	5

## II. 事業計画

### 1. 売上高

(前年比・%)

	20年度		21年度		上期		下期	
		修正率	(計画)	修正率	(計画)	修正率	(計画)	修正率
全産業	▲ 4.6	1.1	5.1	1.2	8.5	0.5	2.1	1.9
製造業	▲ 9.8	2.4	8.7	3.1	16.2	2.8	2.7	3.4
非製造業	1.2	▲ 0.1	1.4	▲ 0.6	1.4	▲ 1.7	1.4	0.4
中小企業	▲ 5.1	1.0	3.3	1.7	7.7	3.3	▲ 0.4	0.3
製造業	▲ 2.4	1.8	2.6	0.6	3.5	0.9	1.9	0.3
非製造業	▲ 5.7	0.8	3.5	2.0	8.6	3.8	▲ 0.9	0.4

(注) 修正率は前回調査との対比(以下同じ)。

(注) 中小企業は資本金2千万円以上1億円未満の先(以下同じ)。

(参考:ここまでの推移)

(前年比・%)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
全産業	▲ 2.5	5.8	▲ 0.8	▲ 2.7	▲ 4.6	5.1
製造業	▲ 4.7	11.2	▲ 1.2	▲ 4.4	▲ 9.8	8.7
非製造業	0.2	0.1	▲ 0.4	▲ 0.7	1.2	1.4

### 2. 経常利益

(前年比・%)

	20年度		21年度		上期		下期	
		修正率	(計画)	修正率	(計画)	修正率	(計画)	修正率
全産業	10.2	4.5	1.2	▲ 0.6	14.1	▲ 5.1	▲ 7.9	3.7
製造業	0.7	3.5	▲ 2.5	0.0	61.0	▲ 4.8	▲ 32.1	5.8
非製造業	14.2	4.9	2.6	▲ 0.8	1.9	▲ 5.2	3.2	3.1
中小企業	8.0	12.5	▲ 5.3	11.7	13.5	22.2	▲ 14.3	5.8
製造業	2.4	7.4	▲ 13.9	3.5	▲ 15.0	15.3	▲ 13.2	▲ 3.3
非製造業	11.1	15.3	▲ 0.9	15.7	34.5	25.8	▲ 14.8	10.2

(参考:ここまでの推移)

(前年比・%)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
全産業	10.6	3.4	▲ 10.4	6.1	10.2	1.2
製造業	67.4	14.8	▲ 40.9	39.3	0.7	▲ 2.5
非製造業	▲ 3.4	▲ 1.8	5.3	▲ 3.5	14.2	2.6

### 3. 設備投資額

ソフトウェアを含む<除く土地投資額>

(前年比・%)

	20年度		21年度	
		修正率	(計画)	修正率
全産業	6.7	▲ 5.8	▲ 4.0	4.0
製造業	17.6	▲ 8.8	▲ 5.7	10.7
非製造業	▲ 15.1	3.7	0.7	▲ 10.1
中小企業	68.5	6.0	▲ 52.3	▲ 18.1
製造業	225.3	0.4	▲ 68.3	3.3
非製造業	▲ 16.1	19.8	▲ 18.6	▲ 30.0

ソフトウェア・研究開発を含む<除く土地投資額>

(前年比・%)

	20年度		21年度	
		修正率	(計画)	修正率
全産業	6.7	▲ 3.5	1.4	2.8
製造業	13.5	▲ 4.5	0.9	6.1
非製造業	▲ 15.8	1.2	3.5	▲ 9.6
中小企業	67.4	5.8	▲ 51.2	▲ 17.2
製造業	216.1	0.3	▲ 66.6	4.7
非製造業	▲ 16.2	19.8	▲ 18.6	▲ 30.0

(参考:ここまでの推移)

ソフトウェアを含む<除く土地投資額>

(前年比・%)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度					21年度(計画)		
					調査時期					調査時期		
					20年3月	20年6月	20年9月	20年12月	21年3月	21年6月	21年3月	21年6月
全産業	2.3	▲ 7.8	11.0	▲ 11.7	27.8	26.7	24.8	21.9	13.4	6.7	▲ 13.1	▲ 4.0
製造業	13.4	▲ 11.1	24.2	▲ 17.0	35.3	44.2	42.4	39.2	29.1	17.6	▲ 22.3	▲ 5.7
非製造業	▲ 8.4	▲ 0.9	▲ 11.6	1.3	11.1	▲ 8.8	▲ 11.7	▲ 12.7	▲ 18.1	▲ 15.1	16.2	0.7

### 4. 新卒採用

(前年比・%)

	20年度	21年度(計画)		22年度
		調査時期	調査時期	
全産業	▲ 4.6	▲ 16.5	▲ 17.3	10.8
製造業	▲ 1.1	▲ 25.7	▲ 31.4	21.9
非製造業	▲ 7.9	▲ 7.7	▲ 3.7	3.1

本稿は、直前の営業日までに利用可能であった情報をもとに記述しています。

2021年9月7日  
日本銀行水戸事務所

## 茨城県金融経済概況

### 1. 要 旨

県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響から、サービス消費を中心に引き続き厳しい状態にあるが、基調としては持ち直しつつある。

主要支出項目をみると、輸出は、海外経済が国・地域ごとにばらつきを伴いつつ総じてみれば回復している中、増加している。国内需要の面では、個人消費は、感染症再拡大の影響からサービス消費を中心に下押し圧力がやや強まっており、持ち直しの動きが一服している。住宅投資は持ち直しつつある一方、公共投資は基調として減速している。設備投資をみると、6月企業短期経済観測調査結果（茨城県）では、2021年度は前年度を下回る計画となっている。このような内外需要を反映して、足もとの生産は増加している。この間、雇用・所得環境をみると、全体として弱い動きがみられている。

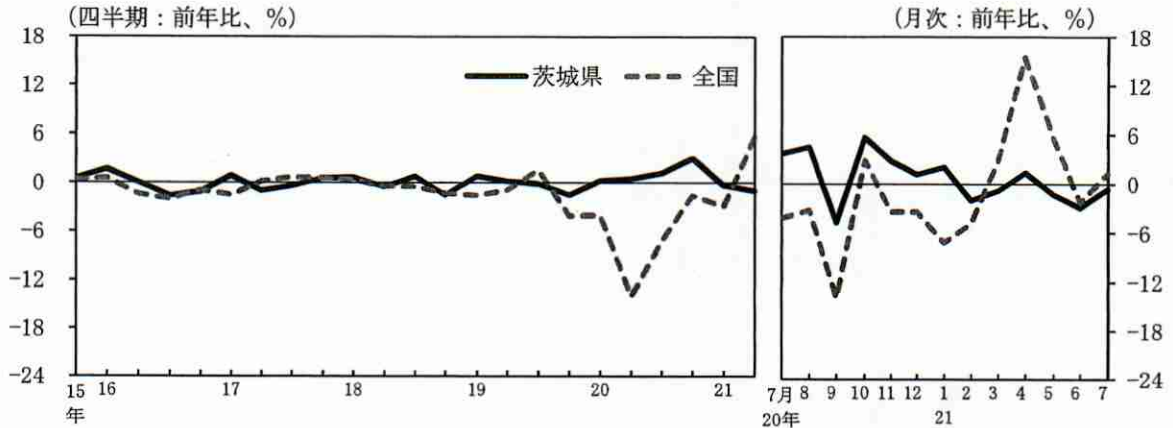
なお、金融面をみると、預金、貸出ともに増加した。貸出約定平均金利は低下した。

## 2. 実体経済

### (1) 個人消費

7月の百貨店・スーパー販売額は、3か月連続で前年を下回った。

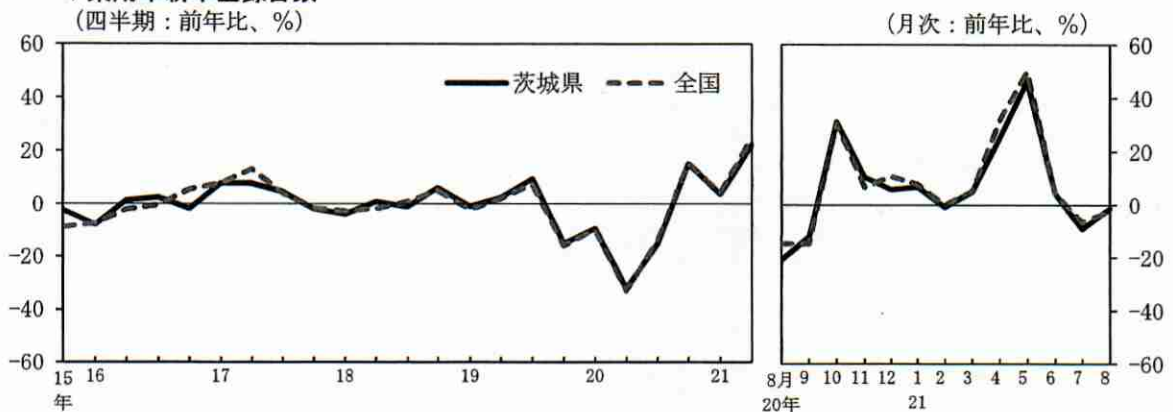
#### ▽百貨店・スーパー販売額



(出所) 経済産業省「商業動態統計」

8月の乗用車新車登録台数は、2か月連続で前年を下回った。

#### ▽乗用車新車登録台数



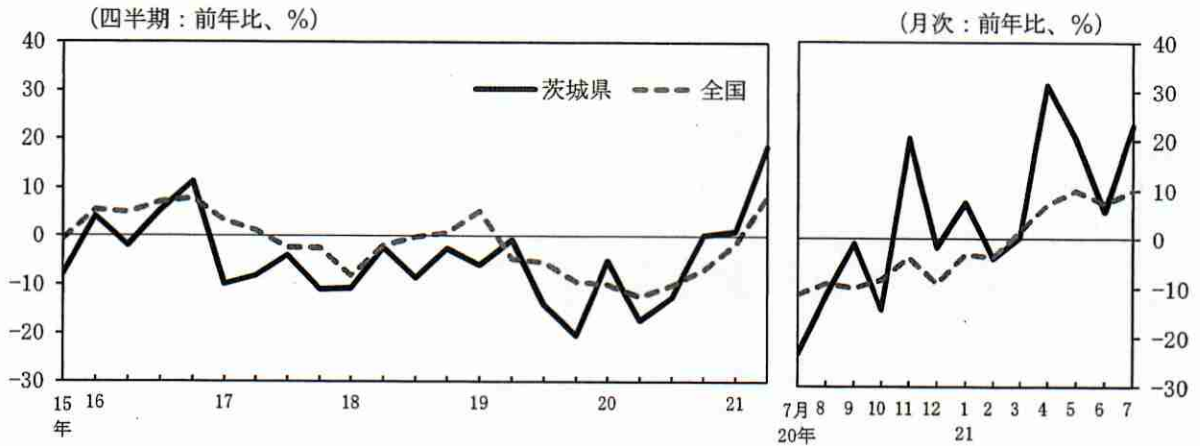
(出所) 茨城県自動車販売店協会、日本自動車販売協会連合会「自動車登録統計情報」、  
全国軽自動車協会連合会「軽自動車新車販売」

最近の家電販売状況は、昨年的大幅な増加の反動等がみられるものの、巣ごもり需要やテレワーク関連需要などから、底堅く推移。

## (2) 住宅投資

7月の新設住宅着工戸数は、持家、貸家系、分譲のいずれも前年を上回り、全体でも前年を上回った。

### ▽新設住宅着工戸数

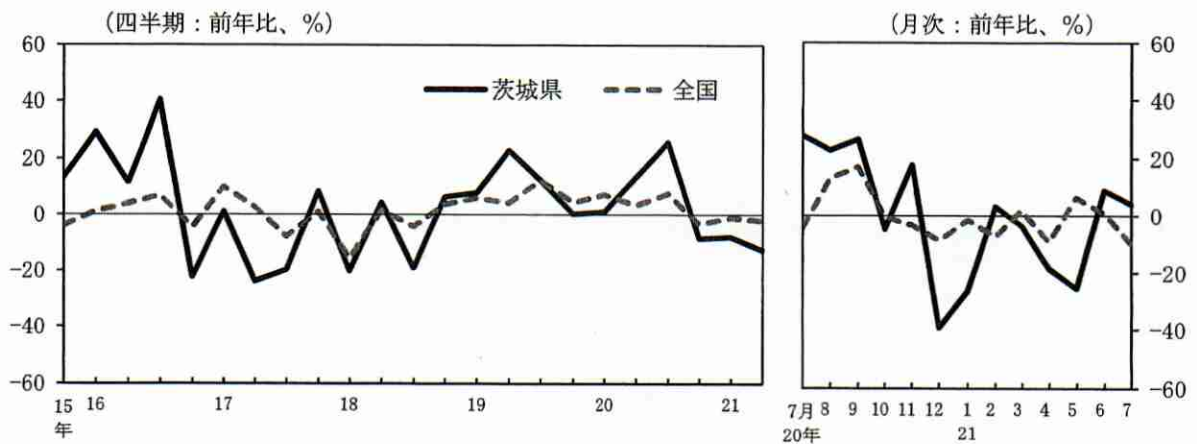


(出所)国土交通省「建築着工統計」

## (3) 公共投資

7月の公共工事請負金額は、2か月連続で前年を上回った。

### ▽公共工事請負金額



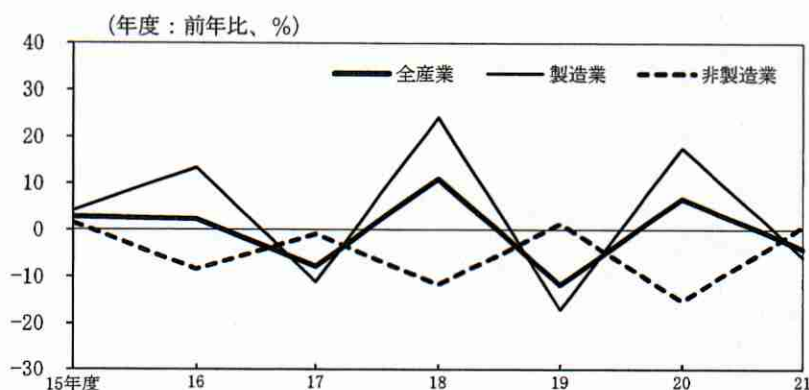
(出所)東日本建設業保証茨城支店「茨城県内の公共工事の動向」、東日本建設業保証「公共工事前払金保証統計」



#### (4) 設備投資

6月企業短期経済観測調査結果(茨城県)をみると、2021年度の設備投資は、前年度の大型投資の反動などから、全体では前年度を下回る計画となっている。ただし、前年度に凍結していた計画を復活させる動きのほか、デジタル化や事業再構築等に向けた投資計画が見受けられるなど、企業の前向きな投資スタンスもうかがわれる。

##### ▽設備投資



(出所)日本銀行水戸事務所

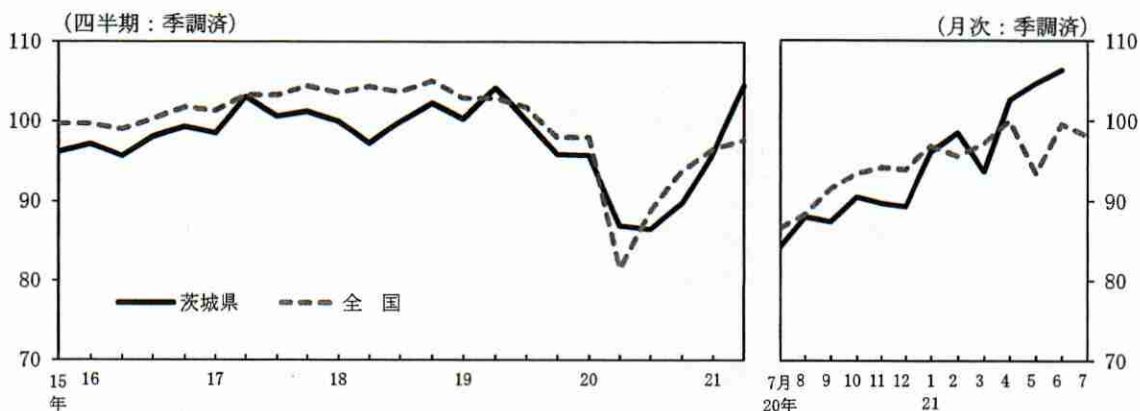
#### (5) 輸 出

海外経済が、国・地域ごとにばらつきを伴いつつ、総じてみれば回復している中、増加している。

#### (6) 生 産

6月の鉱工業生産指数(原指数)は、5か月連続で前年を上回った。足もとでは、海外経済の回復などを背景に、増加している。

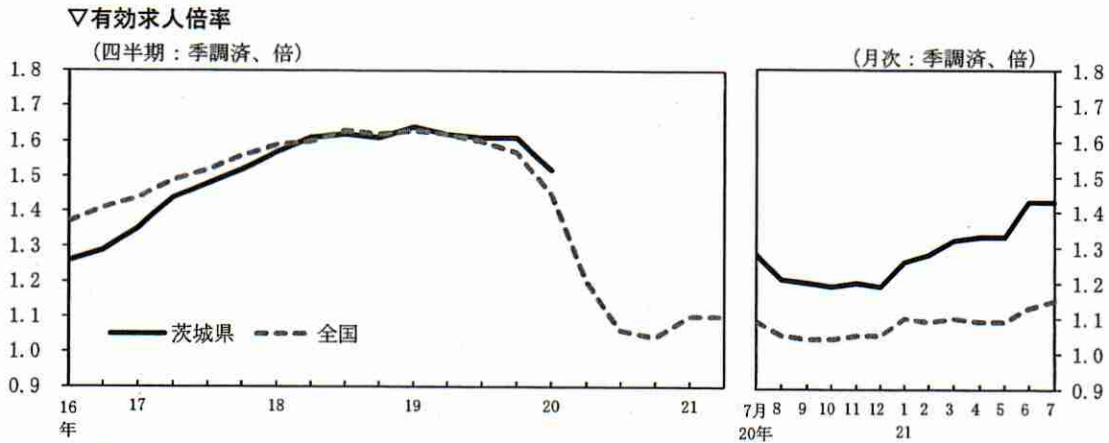
##### ▽鉱工業生産指数



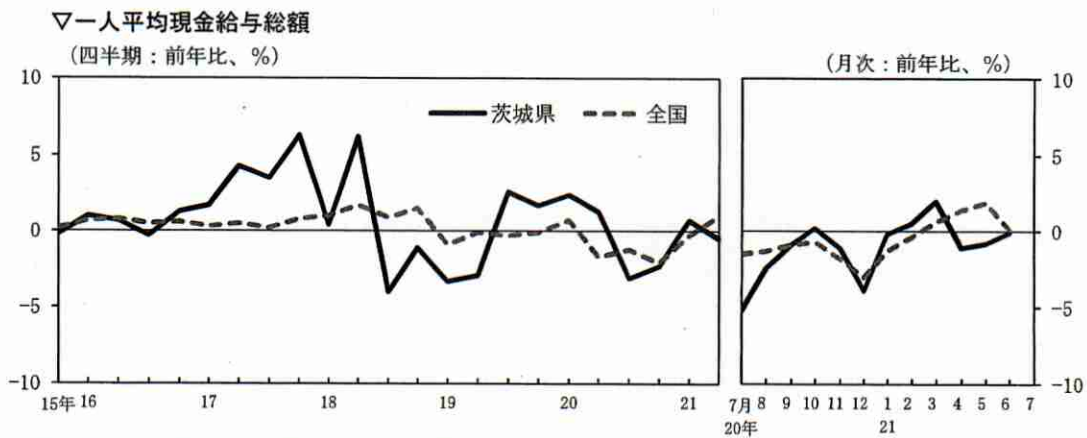
(出所)茨城県「茨城県鉱工業指数」、経済産業省「鉱工業指数統計」

## (7) 雇用・所得環境

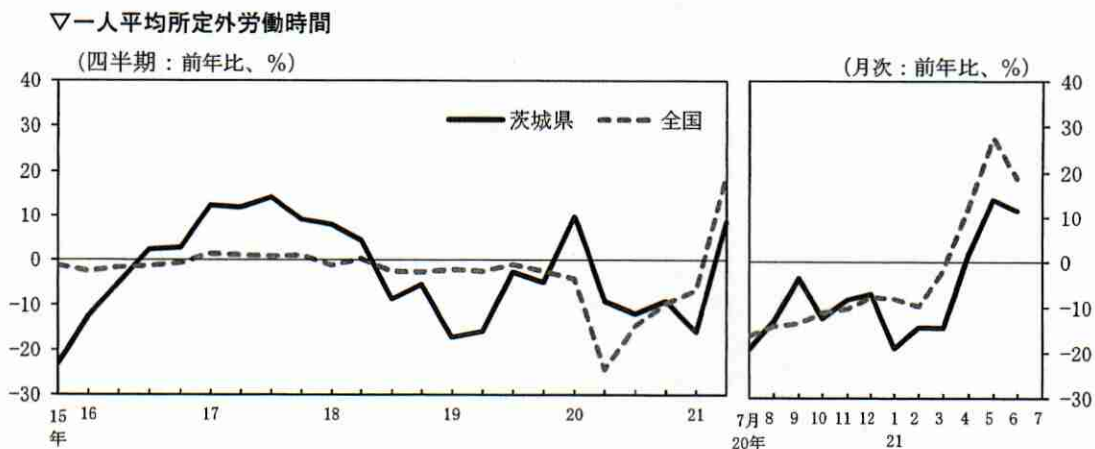
雇用・所得環境は、7月の有効求人倍率(季節調整済)は1.43倍と前月と同水準。6月の一人平均所定外労働時間は前年を上回った一方、一人平均現金給与総額は前年を下回った。足もとでは、製造業で生産の増加を受け労働需給が引き締まる動きがみられるものの、感染症の影響により、全体として弱い動きがみられている。



(出所)厚生労働省「一般職業紹介状況」



(出所)茨城県「毎月勤労統計調査地方調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」

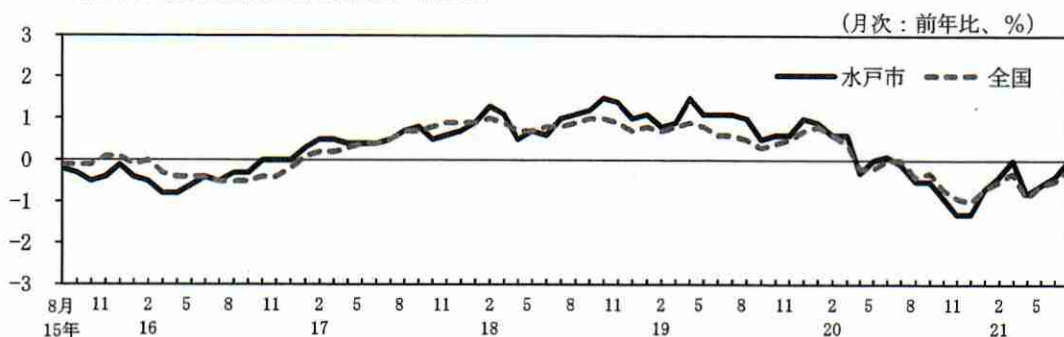


(出所)茨城県「毎月勤労統計調査地方調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」

## (8) 物 価

7月の水戸市の消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)前年比は、0.0%と前年並みとなった。

▽消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)



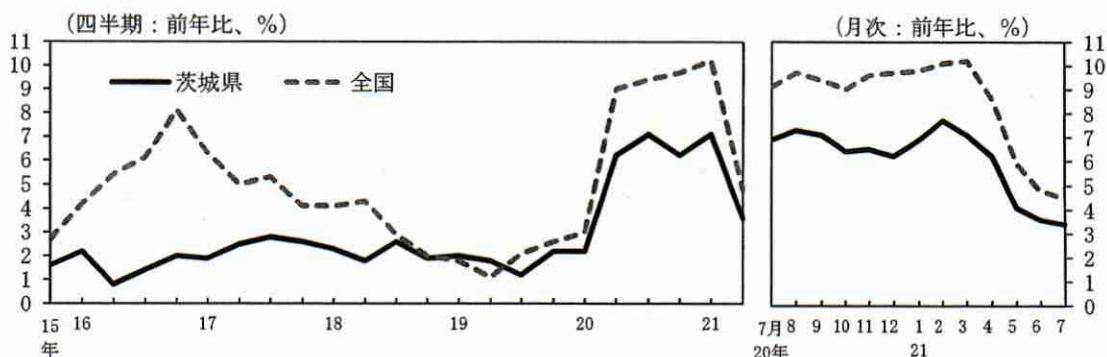
(出所)総務省「消費者物価指数」

## 3. 金 融

### (1) 預金

7月末の県内金融機関の預金残高(末残)は、14兆6,919億円(前年比+3.4%)と前年を上回った。

▽預金

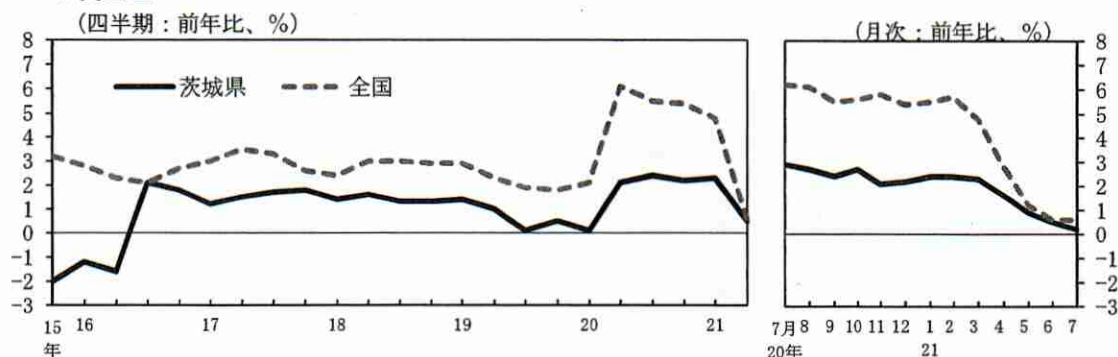


(出所)日本銀行水戸事務所、日本銀行「都道府県別預金・現金・貸出金」

### (2) 貸出

7月末の県内金融機関の貸出残高(末残)は、6兆5,882億円(前年比+0.2%)と前年を上回った。

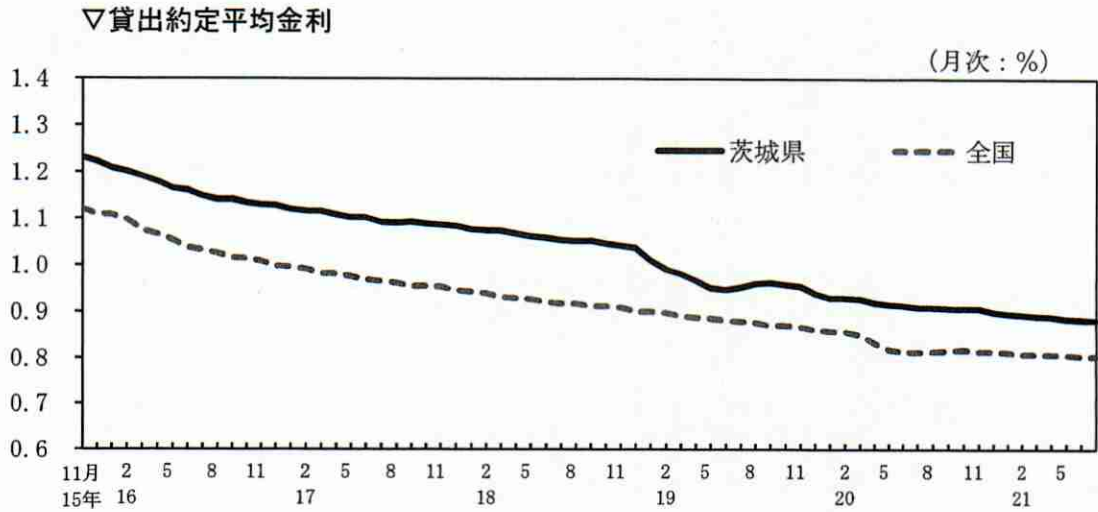
▽貸出金



(出所)日本銀行水戸事務所、日本銀行「都道府県別預金・現金・貸出金」

### (3) 貸出約定平均金利

7月末の県内金融機関の貸出約定平均金利(ストックベース<総合>)は、0.882%と前月を下回った。



(出所) 日本銀行水戸事務所、日本銀行「貸出約定平均金利の推移」

以 上

本資料に関する問い合わせ先: 日本銀行水戸事務所  
TEL: 029-224-2734(代表)

I. 実体経済  
 (1) 個人消費

(前年比、%)

	個人消費関連							
	百貨店・スーパー販売額		乗用車新車登録台数					
	茨城県	全国	茨城県			全国		
			普通・小型	軽自動車		普通・小型	軽自動車	
2019年	▲ 0.2	▲ 1.3	▲ 1.1	▲ 1.8	0.5	▲ 2.1	▲ 2.5	▲ 1.1
2020年	1.3	▲ 6.6	▲ 11.2	▲ 13.6	▲ 6.3	▲ 11.4	▲ 12.2	▲ 10.0
2020年 7~9月	1.2	▲ 7.2	▲ 15.3	▲ 20.6	▲ 4.0	▲ 14.1	▲ 17.2	▲ 8.2
10~12月	3.0	▲ 1.6	15.2	17.4	11.1	15.4	15.2	15.6
2021年 1~3月	▲ 0.3	▲ 2.9	3.7	1.7	7.7	4.2	2.2	7.9
4~6月	▲ 1.0	5.7	22.2	18.3	30.6	24.9	21.4	32.1
2021年 3月	▲ 0.8	2.9	5.1	2.3	10.8	5.2	2.3	10.9
4月	1.4	15.5	25.1	19.6	36.4	31.5	26.3	41.7
5月	▲ 1.3	5.7	46.4	31.7	86.3	50.0	34.1	88.8
6月	▲ 2.9	▲ 2.3	4.5	7.6	▲ 1.3	4.5	8.8	▲ 3.2
7月 p	▲ 0.6 p	1.3	▲ 9.3	1.9	▲ 27.8	▲ 6.4	2.5	▲ 21.5
8月	n.a.	n.a.	▲ 1.2	7.7	▲ 15.2	▲ 2.5	3.7	▲ 12.8
出所	経済産業省		茨城県自動車販売店協会			日本自動車販売協会連合会		全国軽自動車協会連合会

(注) 1. 既存店ベース。

2. p は速報値。

(2) 住宅投資

(前年比、%)

	新設住宅着工戸数				
	茨城県	全国			全国
		持家	貸家系	分譲	
2019年	▲ 10.7	▲ 0.9	▲ 22.9	▲ 13.5	▲ 4.0
2020年	▲ 9.1	▲ 10.4	▲ 14.3	2.7	▲ 9.9
2020年 7~9月	▲ 12.6	▲ 14.3	▲ 13.6	▲ 7.1	▲ 10.1
10~12月	0.2	2.1	▲ 10.5	10.4	▲ 7.0
2021年 1~3月	1.0	10.7	▲ 14.6	0.6	▲ 1.6
4~6月	18.5	11.8	2.0	53.9	8.1
2021年 2月	▲ 4.0	12.8	▲ 33.7	11.5	▲ 3.7
3月	0.3	6.5	▲ 6.1	▲ 6.1	1.5
4月	31.3	2.2	▲ 14.6	157.6	7.1
5月	20.4	23.6	▲ 5.6	51.6	9.9
6月	5.7	10.9	27.3	▲ 23.5	7.3
7月	22.9	16.7	26.2	38.7	9.9
出所	国土交通省				

(注) 貸家系は貸家と給与住宅の合計。

## (3) 公共投資

(前年比、%)

	公共工事請負金額					
	茨城県					全国
	うち	国	独立行政法人等	県	市町村	
2019年度	9.1	5.4	▲ 37.7	▲ 3.9	11.1	6.8
2020年度	7.3	31.0	129.3	7.1	▲ 1.2	2.3
2020年 7～9月	25.8	150.8	140.8	22.4	▲ 4.2	7.5
10～12月	▲ 8.6	10.8	▲ 46.5	21.1	▲ 26.4	▲ 3.4
2021年 1～3月	▲ 8.0	5.2	22.8	▲ 36.0	38.1	▲ 1.1
4～6月	▲ 12.6	42.0	▲ 43.2	▲ 14.9	▲ 6.0	▲ 2.2
2021年 2月	3.3	192.2	▲ 32.4	▲ 53.1	▲ 21.4	▲ 7.3
3月	▲ 3.5	▲ 42.1	▲ 39.7	▲ 21.7	157.8	1.9
4月	▲ 18.4	23.7	282.8	▲ 18.3	▲ 54.3	▲ 9.2
5月	▲ 25.4	45.6	▲ 63.3	▲ 16.5	24.9	6.3
6月	8.9	45.9	21.4	▲ 9.6	▲ 0.5	0.7
7月	4.0	▲ 20.2	79.0	8.5	8.1	▲ 9.9
出所	東日本建設業保証茨城支店					東日本建設業保証

- (注) 1. 公共工事請負金額（茨城県）は工事場所ベース。  
 2. 公共工事請負金額（全国）は、北海道建設業信用保証（株）、東日本建設業保証（株）、西日本建設業保証（株）による請負金額の合計。

## (4) 設備投資

(前年比、%)

	企業短期経済観測調査					
	茨城県			全国		
		製造業	非製造業		製造業	非製造業
2019年度	▲ 11.7	▲ 17.0	1.3	1.6	1.9	1.4
2020年度	6.7	17.6	▲ 15.1	▲ 9.7	▲ 9.6	▲ 9.8
修正率	▲ 5.8	▲ 8.8	3.7	▲ 4.3	▲ 4.6	▲ 4.1
2021年度（計画）	▲ 4.0	▲ 5.7	0.7	10.2	13.5	8.1
修正率	4.0	10.7	▲ 10.1	2.9	3.6	2.5
出所	日本銀行水戸事務所			日本銀行		

- (注) 1. ソフトウェア投資を含み、土地投資は含まない。  
 2. 修正率は前回調査からの変化率。

## (5) 生産

(前年比、%)

	鉱工業指数 < 季節調整済 >											
	生産				出荷				在庫			
	茨城県		全国		茨城県		全国		茨城県		全国	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
2019年	99.8	▲ 0.1	101.1	▲ 3.0	98.6	▲ 0.9	100.2	▲ 2.7	101.0	3.2	101.7	1.2
2020年	90.1	▲ 9.7	90.6	▲ 10.4	89.3	▲ 9.4	89.6	▲ 10.6	84.7	▲ 16.1	93.2	▲ 8.4
2020年 7~9月	86.5	▲ 14.5	88.8	▲ 13.0	86.2	▲ 14.4	87.8	▲ 13.5	90.2	▲ 11.4	97.6	▲ 5.7
10~12月	89.8	▲ 5.4	93.9	▲ 3.5	90.7	▲ 3.7	93.0	▲ 3.5	87.0	▲ 16.1	96.0	▲ 8.4
2021年 1~3月	96.1	▲ 0.4	96.6	▲ 1.0	94.7	▲ 0.8	94.9	▲ 1.4	88.0	▲ 13.0	94.8	▲ 9.8
4~6月	104.5	20.0	97.7	19.9	101.7	20.3	95.6	18.8	85.9	▲ 10.0	95.7	▲ 5.0
2021年 2月	98.5	0.7	95.6	▲ 2.0	97.0	▲ 4.3	94.4	▲ 3.2	90.8	▲ 10.9	94.4	▲ 9.5
3月	93.7	2.7	97.2	3.4	92.9	5.0	94.8	3.4	88.0	▲ 13.0	94.8	▲ 9.8
4月	102.5	12.4	100.0	15.8	103.4	17.0	97.7	16.2	86.3	▲ 12.0	94.7	▲ 9.8
5月	104.6	24.5	93.5	21.1	98.3	22.4	92.3	21.5	87.4	▲ 10.4	93.7	▲ 8.7
6月	106.3	24.3	99.6	23.0	103.4	22.1	96.7	19.2	85.9	▲ 10.0	95.7	▲ 5.0
7月	n. a.	n. a.	p 98.1	p 11.6	n. a.	n. a.	p 96.1	p 10.8	n. a.	n. a.	p 95.1	p ▲ 4.3
出 所	茨城県		経済産業省		茨城県		経済産業省		茨城県		経済産業省	

(注) 1. 2015年=100。鉱工業指数の前年比は原指数の前年比。年ベースの指数は原指数。  
2. p は速報値。

## (6) 雇用・所得環境

(前年比、%)

	有効求人倍率 (季節調整済・倍)		常用労働者数		一人平均 現金給与総額		一人平均 所定外労働時間	
	茨城県	全国	茨城県	全国	茨城県	全国	茨城県	全国
2019年	1.62	1.60	▲ 0.4	2.0	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 10.4	▲ 1.9
2020年	1.33	1.18	▲ 0.8	1.0	▲ 0.6	▲ 1.2	▲ 5.2	▲ 13.2
2020年 7~9月	—	1.06	▲ 1.1	0.6	▲ 3.1	▲ 1.2	▲ 11.9	▲ 14.6
10~12月	—	1.04	▲ 1.7	0.7	▲ 2.3	▲ 2.1	▲ 9.1	▲ 9.6
2021年 1~3月	—	1.10	▲ 0.8	0.6	0.7	▲ 0.3	▲ 15.9	▲ 6.6
4~6月	n. a.	1.10	0.4	1.5	▲ 0.5	1.0	8.7	19.1
2021年 2月	1.28	1.09	▲ 1.1	0.6	0.5	▲ 0.4	▲ 14.3	▲ 9.7
3月	1.32	1.10	▲ 0.1	0.7	2.0	0.6	▲ 14.4	▲ 1.9
4月	1.33	1.09	▲ 0.1	1.2	▲ 1.1	1.4	1.8	12.2
5月	1.33	1.09	0.8	1.8	▲ 0.8	1.9	14.1	27.6
6月	1.43	1.13	0.3	1.6	▲ 0.1	0.1	11.6	18.8
7月	1.43	1.15	n. a.	n. a.	n. a.	n. a.	n. a.	n. a.
出 所	厚生労働省		茨城県	厚生労働省	茨城県	厚生労働省	茨城県	厚生労働省

(注) 1. 有効求人倍率は、新規学卒者を除きパートタイムを含む。  
2. 常用労働者数、一人平均現金給与総額、一人平均所定外労働時間の前年比は2015年=100の指数で算出。事業所規模5人以上。

## (7) 物価

(前年比、%)

	消費者物価指数 (生鮮食品を除く総合)	
	水戸市	全 国
2019年	1.0	0.6
2020年	▲ 0.2	▲ 0.2
2020年 7月	▲ 0.1	0.0
8月	▲ 0.5	▲ 0.4
9月	▲ 0.5	▲ 0.3
10月	▲ 0.9	▲ 0.7
11月	▲ 1.3	▲ 0.9
12月	▲ 1.3	▲ 1.0
2021年 1月	▲ 0.7	▲ 0.7
2月	▲ 0.4	▲ 0.5
3月	0.0	▲ 0.3
4月	▲ 0.8	▲ 0.9
5月	▲ 0.6	▲ 0.6
6月	▲ 0.4	▲ 0.5
7月	0.0	▲ 0.2
出 所	総務省	

(注) 2020年=100。

基準改定が実施され、2021年1月以降の前年比が遡及改訂された。

## (8) 企業倒産

(前年比、%)

	茨城県			
	件数 (件)	負債総額 (百万円)		
		前年比		前年比
2019年	128	0.8	16,287	4.5
2020年	118	▲ 7.8	11,103	▲ 31.8
2020年 7~9月	32	▲ 13.5	2,400	▲ 41.9
10~12月	25	▲ 28.6	1,844	▲ 71.7
2021年 1~3月	32	▲ 17.9	2,330	▲ 45.8
4~6月	25	13.6	3,692	44.1
2021年 2月	10	0.0	670	▲ 35.1
3月	11	▲ 31.3	944	▲ 30.4
4月	5	▲ 44.4	424	▲ 70.0
5月	14	1300.0	2,720	6700.0
6月	6	▲ 50.0	548	▲ 50.6
7月	8	▲ 42.9	428	▲ 57.1
出 所	東京商工リサーチ			

(注) 負債総額100万円以上の企業倒産。



## II. 金融

### (1) 実質預金、貸出、貸出約定平均金利

(前年比、%、残高は億円)

(月中変化幅、%ポイント、%)

	実質預金		貸出		貸出約定平均金利 (総合、ストックベース)		
	茨城県	全 国	茨城県	全 国		茨城県	全 国
2020年 3月	2.2	3.0	0.1	2.1	2021年 4月中	▲ 0.001	▲ 0.001
6月	6.2	9.0	2.1	6.1	5月中	▲ 0.005	▲ 0.001
9月	7.1	9.4	2.4	5.5	6月中	▲ 0.001	▲ 0.002
12月	6.2	9.7	2.2	5.4	7月中	▲ 0.002	▲ 0.001
2021年 2月	7.7	10.1	2.4	5.7	7月末	0.882	0.804
3月	7.1	10.2	2.3	4.8	出 所	日本銀行 水戸事務所	日本銀行
4月	6.2	8.6	1.6	2.8			
5月	4.1	5.9	0.9	1.2			
6月	3.6	4.8	0.5	0.6			
7月	3.4	4.5	0.2	0.6			
7月末残高	146,919	8,966,889	65,882	5,368,013			
出 所	日本銀行 水戸事務所	日本銀行	日本銀行 水戸事務所	日本銀行			

#### (注) 【実質預金、貸出】

- 「茨城県」は、国内銀行（ゆうちょ銀行等を除く）の茨城県内店舗、および、県内に本店を置く信用金庫の全店舗。
- 銀行勘定を集計。ただし、国内銀行については、特別国際金融取引勘定（オフショア勘定）を除く。
- 実質預金は、預金から切手手形を控除したもの。
- 貸出金については、中央政府向け貸出を除く。
- 「全国」は、日本銀行「都道府県別預金・現金・貸出金」（本行ホームページ掲載）の全国計。詳しくは「都道府県別預金・現金・貸出金」の注釈をご参照ください。

#### 【貸出約定平均金利】

- 「茨城県」は、茨城県内に本店を置く、国内銀行（ゆうちょ銀行等を除く）、信用金庫の貸出金利を貸出金残高で加重平均したもの（総合・ストックベース）。
- 貸出金利、貸出金残高は銀行勘定の円貸出のうち、金融機関向け貸出を除いたもの。
- 「全国」は、日本銀行「貸出約定平均金利の推移」（本行ホームページ掲載）における国内銀行の総合・ストックベース。詳しくは「貸出約定平均金利の推移」の注釈をご参照ください。

### (2) 銀行券

(億円)

	発行	還 収	発行・還収 (▲) 超	
				前年実績
2019年	7,858	1,677	6,181	5,927
2020年	7,838	1,067	6,770	6,181
2020年 7～9月	1,494	108	1,385	1,407
10～12月	2,515	100	2,414	2,439
2021年 1～3月	1,518	224	1,294	727
4～6月	1,791	155	1,635	2,242
2021年 3月	721	39	682	427
4月	708	31	676	812
5月	363	82	281	368
6月	719	41	677	1,062
7月	751	22	728	496
8月	592	21	570	411
出 所	日本銀行水戸事務所			



茨城労働局発表  
令和3年8月31日(火)  
午前10時30分解禁

## 【照会先】

茨城労働局職業安定部職業安定課  
課長 清水 いずみ  
地方労働市場情報官 喜古 朋幸  
電話 029-224-6218

報道関係者 各位

## 県内の雇用情勢の概況（令和3年7月分）

## 基調判断

「県内の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しており、一部に持ち直しの動きが見られるところであるが、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響を引き続き注視していく必要がある。」

- 有効求人倍率（季節調整値）は、1.43倍となり、前月と同水準となりました。（1.43倍は全国8番目）  
⇒資料 P3、P4、P5
  - ※ 有効求人数（季節調整値）は、51,369人で前月より2.6%減となり、5か月振りの減少となりました。
  - ※ 有効求職者数（季節調整値）は、36,033人で前月より2.1%減となり、3か月連続の減少となりました。
- 新規求人倍率（季節調整値）は、2.23倍となり、前月より0.26ポイント下回りました。  
⇒資料 P4、P5
- 正社員有効求人倍率（原数値）は、1.00倍となり、前年同月と比べ0.12ポイント上回りました。  
（※3か月連続の増加）  
⇒資料 P6、P9
- 新規求人（原数値）は、前年同月に比べ11.7%増となり、2か月連続の増加となりました。  
これを産業別で見ると、前年同月比で「製造業（36.4%増・622人増）」、「サービス業（他に分類されないもの）（26.3%増・576人増）」、「卸売業、小売業（20.8%増・367人増）」などで増加しました。  
一方、「宿泊業、飲食サービス業（10.2%減・76人減）」などは減少しました。  
⇒資料 P4、P5、P7、P8、P11
- 新規求職者（原数値）は、前年同月に比べ10.8%減となり、2か月連続の減少となりました。  
新規求職を雇用形態別にみると、「パートタイムを除く常用」が前年同月に比べ10.8%減少、「常用的パートタイム」も同比10.6%減少しました。  
⇒資料 P4、P5、P6、P11
- 失業の動き（雇用保険業務）  
雇用保険失業給付受給資格決定件数は、前年同月に比べ20.2%減となり、3か月連続の減少となりました。  
雇用保険受給者実人員は、前年同月に比べ15.0%減となり、2か月連続の減少となりました。  
雇用保険被保険者資格喪失者数は、前年同月に比べ0.4%増、うち事業主都合離職者数は同比20.3%減。  
雇用保険被保険者資格取得者数は、前年同月に比べ1.6%減。  
⇒資料 P10

※新規学卒者は除く

## 【最近の雇用失業情勢 資料目次】

- P 3 …… 有効求人倍率、求人・求職の推移（季節調整値）  
受給資格決定件数、受給者実人員の推移
- P 4 …… 一般職業紹介状況推移（新規学卒者を除きパートタイムを含む）
- P 5 …… 第1表 一般職業紹介状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）
- P 6 …… 第2表 雇用形態別常用職業紹介状況（新規学卒者を除く）
- P 7 …… 第3表 主要産業別、規模別一般新規求人状況
  - ① 主要産業別、規模別一般新規求人状況（新規学卒者を除く）
  - ② 主要産業における対前年同月比の推移（新規学卒者を除く）
- P 8 …… 第4表 産業別一般新規求人状況（パートを含み、新規学卒者を除く）
- P 9 …… 第5表 正社員求人・求職の状況
- P 10 …… 第6表 雇用保険被保険者得喪及び受給状況
- P 11 …… 第7表 公共職業安定所別求職・求人・就職・充足状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）
- P 12 …… 【別途資料1】一般職業紹介状況一覧表
- P 13 …… 【別途資料2】季節調整済有効求人倍率（新規学卒者を除きパートタイムを含む）
- P 14 …… 【別途資料3】都道府県別有効求人倍率（季節調整値）
- P 15 …… ハローワークのマッチング機能に関する業務の評価・改善の取組について

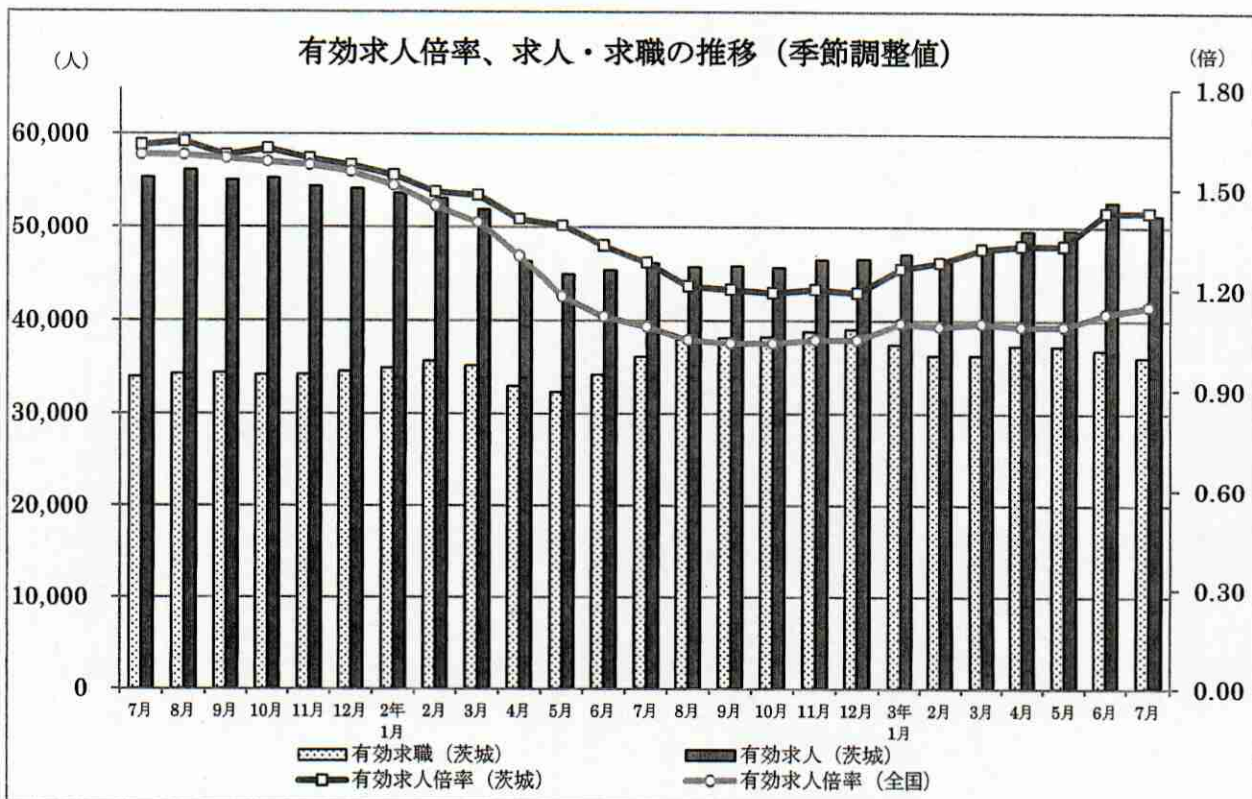
### ～ 用語の解説 ～

#### 【職業紹介関係】

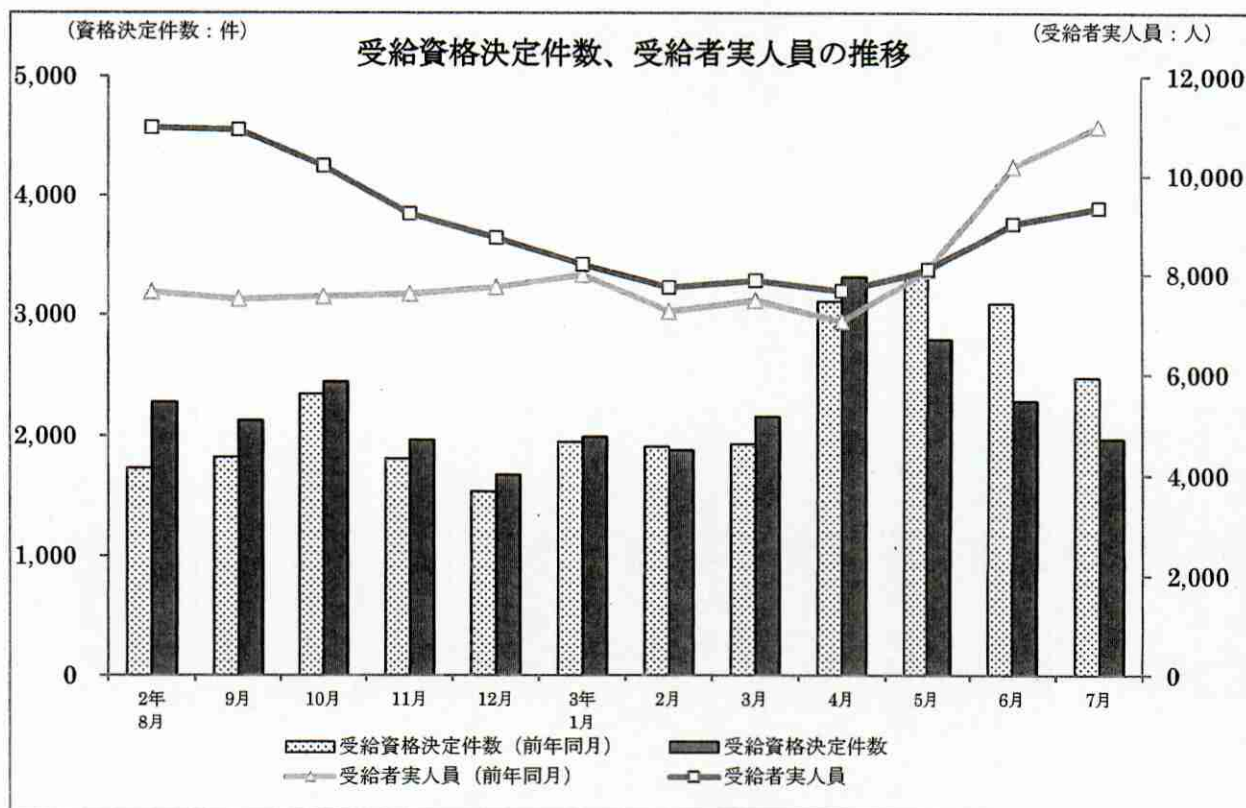
- \*新規求人数…ハローワークにおいて当該期間中に受け付けた求人数
- \*有効求人数…「前月から繰り越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数
- \*新規求職者数…ハローワークにおいて当該期間中に新たに受け付けた求職申込の件数
- \*有効求職者数…「前月から繰り越された有効求職者数」と当月の「新規求職者数」の合計数
- \*求人倍率…求職者数に対する求人数の割合。
  - ⇒新規求人倍率：新規求人数÷新規求職者数
  - ⇒有効求人倍率：有効求人数÷有効求職者数
 なお、求人倍率の「季節調整値」とは、1年を周期として繰り返す季節的変動要因を一定の方法により取り除いて計算した数値をいう。（12月までの1年分のデータが集まった段階で過去の全データが修正の対象となり、毎年1月分の公表に併せて「季節調整値替え」が行われる。）
  - ⇒正社員有効求人倍率：正社員の有効求人数÷パートタイムを除く常用の有効求職者数
 ただし、パートタイムを除く常用の有効求職者には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。
- \*就職件数…県内のハローワークにおいて求職申込を受け付けた求職者に対して、全国のハローワークで受理した求人を紹介、就職が確認された件数
- \*充足数…県内のハローワークにおいて受け付けた求人に対して、全国のハローワークで紹介、就職が確認された件数
- \*一般…以下のパートタイム以外の就業形態
- \*パートタイム…一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の一週間の所定労働時間に比べ短い就業形態
- \*常用…雇用契約において雇用期間の定めのない、又は、4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの

#### 【雇用保険関係】

- \*受給資格決定件数…受付した離職票を審査して、失業給付を受ける資格が有ると決定した件数
- \*受給者実人員…失業給付を実際に受けた受給資格者の数



（注）令和2年12月以前の数値は、令和3年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。



一般職業紹介状況推移(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

	月間有効求職者数		月間有効求人数		有効求人倍率		新規求職申込件数		新規求人数		新規求人倍率		就職件数
	季節調整値 (人)	原数値 (人)	季節調整値 (人)	原数値 (人)	季節調整値 (倍)	原数値 (倍)	季節調整値 (件)	原数値 (件)	季節調整値 (人)	原数値 (人)	季節調整値 (倍)	原数値 (倍)	原数値 (件)
平成28年度	-	39,075	-	50,009	-	1.28	-	9,841	-	18,066	-	1.84	3,304
平成29年度	-	36,467	-	54,694	-	1.50	-	9,141	-	19,542	-	2.14	3,134
平成30年度	-	34,566	-	55,994	-	1.62	-	8,855	-	19,672	-	2.22	2,929
令和元年度	-	34,386	-	54,463	-	1.58	-	8,550	-	19,036	-	2.23	2,741
令和2年度	-	36,398	-	46,363	-	1.27	-	8,191	-	16,389	-	2.00	2,224
2年 1月	34,903	31,923	53,658	54,456	1.54	1.71	8,451	9,100	18,069	20,214	2.14	2.22	1,980
2年 2月	35,633	34,282	53,102	55,797	1.49	1.63	8,855	9,188	19,013	20,054	2.15	2.18	2,424
2年 3月	35,172	36,297	51,951	54,977	1.48	1.51	8,216	9,202	17,467	17,404	2.13	1.89	3,884
2年 4月	32,936	35,423	46,376	46,346	1.41	1.31	7,429	9,557	14,992	14,325	2.02	1.50	2,449
2年 5月	32,271	34,260	44,950	42,310	1.39	1.23	7,608	7,458	16,430	14,935	2.16	2.00	1,684
2年 6月	34,205	35,971	45,404	42,687	1.33	1.19	9,538	9,488	16,619	15,729	1.74	1.66	2,320
2年 7月	36,117	36,893	46,183	44,245	1.28	1.20	8,924	8,453	16,534	16,108	1.85	1.91	2,267
2年 8月	37,964	37,665	45,750	44,422	1.21	1.18	8,495	7,413	16,073	15,190	1.89	2.05	1,919
2年 9月	38,147	38,296	45,837	45,665	1.20	1.19	8,053	8,153	16,514	16,232	2.05	1.99	2,349
2年 10月	38,247	38,846	45,676	46,780	1.19	1.20	8,220	8,606	16,182	19,066	1.97	2.22	2,397
2年 11月	38,848	37,458	46,540	48,070	1.20	1.28	8,279	6,894	16,452	16,245	1.99	2.36	2,097
2年 12月	39,067	34,969	46,626	47,354	1.19	1.35	8,060	5,998	16,104	14,722	2.00	2.45	1,984
3年 1月	37,410	34,148	47,132	48,362	1.26	1.42	7,606	8,005	16,885	19,335	2.22	2.42	1,843
3年 2月	36,237	35,034	46,328	49,182	1.28	1.40	7,833	8,468	16,061	17,115	2.05	2.02	2,140
3年 3月	36,265	37,817	47,693	50,936	1.32	1.35	8,147	9,795	17,384	17,664	2.13	1.80	3,240
3年 4月	37,267	40,137	49,597	49,334	1.33	1.23	8,825	11,428	19,977	18,475	2.26	1.62	2,637
3年 5月	37,243	39,586	49,688	46,697	1.33	1.18	8,133	8,018	15,669	14,290	1.93	1.78	2,204
3年 6月	36,817	38,695	52,755	49,273	1.43	1.27	8,297	8,210	20,677	18,973	2.49	2.31	2,460
3年 7月	36,033	36,721	51,369	48,826	1.43	1.33	8,230	7,540	18,315	18,000	2.23	2.39	2,219
3年 8月													
3年 9月													
3年 10月													
3年 11月													
3年 12月													

平成28年度	-	▲ 4.6	-	5.5	-	0.12	-	▲ 6.6	-	5.2	-	0.21	▲ 4.9
平成29年度	-	▲ 6.7	-	9.4	-	0.22	-	▲ 7.1	-	8.2	-	0.30	▲ 5.1
平成30年度	-	▲ 5.2	-	2.4	-	0.12	-	▲ 3.1	-	0.7	-	0.08	▲ 6.5
令和元年度	-	▲ 0.5	-	▲ 2.7	-	▲ 0.04	-	▲ 3.4	-	▲ 3.2	-	0.01	▲ 6.4
令和2年度	-	5.9	-	▲ 14.9	-	▲ 0.31	-	▲ 4.2	-	▲ 13.9	-	▲ 0.23	▲ 18.9
2年 1月	0.9	1.9	▲ 1.0	▲ 3.2	▲ 0.03	▲ 0.08	▲ 1.3	▲ 0.1	▲ 4.2	▲ 9.6	▲ 0.06	▲ 0.23	▲ 12.1
2年 2月	2.1	3.9	▲ 1.0	▲ 4.4	▲ 0.05	▲ 0.14	4.8	▲ 0.6	5.2	▲ 4.6	0.01	▲ 0.09	▲ 11.3
2年 3月	▲ 1.3	3.6	▲ 2.2	▲ 6.1	▲ 0.01	▲ 0.16	▲ 7.2	▲ 1.0	▲ 8.1	▲ 6.2	▲ 0.02	▲ 0.10	6.5
2年 4月	▲ 6.4	▲ 3.0	▲ 10.7	▲ 14.3	▲ 0.07	▲ 0.17	▲ 9.6	▲ 14.0	▲ 14.2	▲ 22.9	▲ 0.11	▲ 0.17	▲ 23.1
2年 5月	▲ 2.0	▲ 6.1	▲ 3.1	▲ 19.9	▲ 0.02	▲ 0.22	2.4	▲ 19.0	9.6	▲ 20.9	▲ 0.14	▲ 0.05	▲ 42.0
2年 6月	6.0	2.4	1.0	▲ 18.7	▲ 0.06	▲ 0.30	25.4	17.9	1.2	▲ 11.8	▲ 0.42	▲ 0.56	▲ 20.8
2年 7月	5.6	6.2	1.7	▲ 16.8	▲ 0.05	▲ 0.33	▲ 6.4	▲ 1.4	▲ 0.5	▲ 16.6	0.11	▲ 0.34	▲ 18.1
2年 8月	5.1	10.4	▲ 0.9	▲ 18.3	▲ 0.07	▲ 0.41	▲ 4.8	▲ 5.3	▲ 2.8	▲ 23.0	0.04	▲ 0.47	▲ 19.9
2年 9月	0.5	11.4	0.2	▲ 16.6	▲ 0.01	▲ 0.40	▲ 5.2	▲ 2.4	2.7	▲ 11.8	0.16	▲ 0.21	▲ 13.5
2年 10月	0.3	12.0	▲ 0.4	▲ 16.6	▲ 0.01	▲ 0.42	2.1	▲ 0.5	▲ 2.0	▲ 10.7	▲ 0.08	▲ 0.25	▲ 17.1
2年 11月	1.6	12.7	1.9	▲ 13.6	▲ 0.01	▲ 0.39	0.7	▲ 2.9	1.7	▲ 16.1	0.02	▲ 0.37	▲ 18.4
2年 12月	0.6	13.4	0.2	▲ 13.8	▲ 0.01	▲ 0.43	▲ 2.6	▲ 3.9	▲ 2.1	▲ 15.0	0.01	▲ 0.32	▲ 11.4
3年 1月	▲ 4.2	7.0	1.1	▲ 11.2	0.07	▲ 0.29	▲ 5.6	▲ 12.0	4.8	▲ 4.3	0.22	0.20	▲ 6.9
3年 2月	▲ 3.1	2.2	▲ 1.7	▲ 11.9	0.02	▲ 0.23	3.0	▲ 7.8	▲ 4.9	▲ 14.7	▲ 0.17	▲ 0.16	▲ 11.7
3年 3月	0.1	4.2	2.9	▲ 7.4	0.04	▲ 0.16	4.0	6.4	8.2	1.5	0.08	▲ 0.09	▲ 16.6
3年 4月	2.8	13.3	4.0	6.4	0.01	▲ 0.08	8.3	19.6	14.9	29.0	0.13	0.12	7.7
3年 5月	▲ 0.1	15.5	0.2	10.4	0.00	▲ 0.05	▲ 7.8	7.5	▲ 21.6	▲ 4.3	▲ 0.33	▲ 0.22	30.9
3年 6月	▲ 1.1	7.6	6.2	15.4	0.10	0.08	2.0	▲ 13.5	32.0	20.6	0.56	0.65	6.0
3年 7月	▲ 2.1	▲ 0.5	▲ 2.6	10.4	0.00	0.13	▲ 0.8	▲ 10.8	▲ 11.4	11.7	▲ 0.26	0.48	▲ 2.1
3年 8月													
3年 9月													
3年 10月													
3年 11月													
3年 12月													

(注)季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和2年12月以前の数値は、令和3年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。  
▲は減少を表す。年度の数値は月平均のもの。

第1表 一般職業紹介状況(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

令和3年7月

項目		年月	3年	3年	2年	対前月増減率、差	対前年同月増減率、差
			7月	6月	7月	(%、ポイント)	(%、ポイント)
全数	1 月間有効求職者数 (人)		36,721	38,695	36,893	▲ 5.1	▲ 0.5
	2 新規求職申込件数 (件)		7,540	8,210	8,453	▲ 8.2	▲ 10.8
	3 月間有効求人数 (人)		48,826	49,273	44,245	▲ 0.9	10.4
	4 新規求人数 (人)		18,000	18,973	16,108	▲ 5.1	11.7
	5 就職件数 (件)		2,219	2,460	2,267	▲ 9.8	▲ 2.1
	6 充足数 (人)		2,103	2,353	2,125	▲ 10.6	▲ 1.0
	7 有効求人倍率(3/1) (倍)		1.33	1.27	1.20	0.06	0.13
	季節調整値		1.43	1.43	1.28	0.00	0.15
	8 新規求人倍率(4/2) (倍)		2.39	2.31	1.91	0.08	0.48
	季節調整値		2.23	2.49	1.85	▲ 0.26	0.38
9 就職率(5/2×100) (%)		29.4	30.0	26.8	▲ 0.6	2.6	
10 充足率(6/4×100) (%)		11.7	12.4	13.2	▲ 0.7	▲ 1.5	
常用	11 月間有効求職者数 (人)		36,593	38,556	36,737	▲ 5.1	▲ 0.4
	12 新規求職申込件数 (件)		7,511	8,175	8,415	▲ 8.1	▲ 10.7
	13 月間有効求人数 (人)		43,094	43,127	39,658	▲ 0.1	8.7
	14 新規求人数 (人)		16,044	16,188	14,511	▲ 0.9	10.6
	15 就職件数 (件)		2,027	2,277	2,124	▲ 11.0	▲ 4.6
	16 充足数 (人)		1,924	2,167	2,004	▲ 11.2	▲ 4.0
	17 有効求人倍率(13/11) (倍)		1.18	1.12	1.08	0.06	0.10
	18 新規求人倍率(14/12) (倍)		2.14	1.98	1.72	0.16	0.42
	19 就職率(15/12×100) (%)		27.0	27.9	25.2	▲ 0.9	1.8
	20 充足率(16/14×100) (%)		12.0	13.4	13.8	▲ 1.4	▲ 1.8

(注) 1 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和2年12月以前の数値は、令和3年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

2 ▲は減少である。

第2表 雇用形態別常用職業紹介状況(新規学卒者を除く)

令和3年7月

項目		年月	3年	3年	2年	対前月増減率、差	対前年同月増減率、差
			7月	6月	7月	(%、ポイント)	(%、ポイント)
パートタイムを除く常用	1 月間有効求職者数 (人)		22,687	23,306	23,433	▲ 2.7	▲ 3.2
	2 新規求職申込件数 (件)		4,893	5,223	5,485	▲ 6.3	▲ 10.8
	3 月間有効求人数 (人)		27,082	26,908	24,281	0.6	11.5
	4 新規求人数 (人)		9,992	9,827	8,940	1.7	11.8
	5 就職件数 (件)		1,150	1,233	1,162	▲ 6.7	▲ 1.0
	6 充足数 (人)		1,094	1,162	1,083	▲ 5.9	1.0
	7 有効求人倍率(3/1) (倍)		1.19	1.15	1.04	0.04	0.15
	8 新規求人倍率(4/2) (倍)		2.04	1.88	1.63	0.16	0.41
	9 就職率(5/2×100) (%)		23.5	23.6	21.2	▲ 0.1	2.3
	10 充足率(6/4×100) (%)		10.9	11.8	12.1	▲ 0.9	▲ 1.2
正社員	11 月間有効求人数 (人)		22,637	22,422	20,706	1.0	9.3
	12 新規求人数 (人)		8,326	8,189	7,618	1.7	9.3
	13 就職件数 (件)		945	1,014	921	▲ 6.8	2.6
	14 充足数 (人)		904	962	863	▲ 6.0	4.8
	15 有効求人倍率(11/1) (倍)		1.00	0.96	0.88	0.04	0.12
	16 充足率(14/12×100) (%)		10.9	11.7	11.3	▲ 0.8	▲ 0.4
常用的パートタイム	17 月間有効求職者数 (人)		13,906	15,250	13,304	▲ 8.8	4.5
	18 新規求職申込件数 (件)		2,618	2,952	2,930	▲ 11.3	▲ 10.6
	19 月間有効求人数 (人)		16,012	16,219	15,377	▲ 1.3	4.1
	20 新規求人数 (人)		6,052	6,361	5,571	▲ 4.9	8.6
	21 就職件数 (件)		877	1,044	962	▲ 16.0	▲ 8.8
	22 充足数 (人)		830	1,005	921	▲ 17.4	▲ 9.9
	23 有効求人倍率(19/17) (倍)		1.15	1.06	1.16	0.09	▲ 0.01
	24 新規求人倍率(20/18) (倍)		2.31	2.15	1.90	0.16	0.41
	25 就職率(21/18×100) (%)		33.5	35.4	32.8	▲ 1.9	0.7
	26 充足率(22/20×100) (%)		13.7	15.8	16.5	▲ 2.1	▲ 2.8

(注) 1 ▲は減少である。

2 正社員の有効求人倍率は正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の月間有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

第3表 主要産業別、規模別一般新規求人状況

○ 主要産業別、規模別一般新規求人状況(新規学卒者を除く)

令和3年7月

産業・規模		全数	パートを除く			パートタイム
			常用	臨時・季節		
新規 求人 数 (人)	合計	18,000	11,137	9,992	1,145	6,863
	D 建設業	1,661	1,549	1,536	13	112
	E 製造業	2,329	1,667	1,603	64	662
	G 情報通信業	307	291	248	43	16
	H 運輸業, 郵便業	933	733	713	20	200
	I 卸売業, 小売業	2,135	742	661	81	1,393
	L 学術研究, 専門・技術サービス業	369	302	238	64	67
	M 宿泊業, 飲食サービス業	672	265	265	0	407
	N 生活関連サービス業, 娯楽業	963	524	523	1	439
	O 教育, 学習支援業	244	91	88	3	153
	P 医療, 福祉	4,885	2,592	2,587	5	2,293
	R サービス業(他に分類されないもの)	2,769	2,014	1,180	834	755
	(規模別)					
	29人以下	11,141	7,028	6,196	832	4,113
30~99人	4,071	2,567	2,413	154	1,504	
100~299人	1,921	968	842	126	953	
300~499人	467	311	293	18	156	
500~999人	356	228	213	15	128	
1,000人以上	44	35	35	0	9	
対 前 年 同 月 比	合計	11.7	15.1	11.8	55.4	6.7
	D 建設業	6.7	5.1	5.1	0.0	36.6
	E 製造業	36.4	30.8	33.4	▲ 11.1	52.9
	G 情報通信業	15.8	23.8	13.2	168.8	▲ 46.7
	H 運輸業, 郵便業	8.9	8.8	7.1	150.0	9.3
	I 卸売業, 小売業	20.8	5.5	5.1	9.5	30.8
	L 学術研究, 専門・技術サービス業	▲ 1.1	6.3	▲ 12.2	392.3	▲ 24.7
	M 宿泊業, 飲食サービス業	▲ 10.2	▲ 8.3	▲ 8.3	-	▲ 11.3
	N 生活関連サービス業, 娯楽業	7.1	16.2	16.0	-	▲ 2.0
	O 教育, 学習支援業	▲ 3.6	3.4	1.1	200.0	▲ 7.3
	P 医療, 福祉	6.2	14.0	14.4	▲ 58.3	▲ 1.4
	R サービス業(他に分類されないもの)	26.3	32.8	17.3	63.2	11.7
	(規模別)					
	29人以下	13.6	17.2	12.4	73.0	7.8
30~99人	11.3	18.5	16.3	67.4	0.8	
100~299人	7.6	▲ 7.5	▲ 8.3	▲ 1.6	29.0	
300~499人	27.9	46.7	40.9	350.0	2.0	
500~999人	▲ 17.0	13.4	8.7	200.0	▲ 43.9	
1,000人以上	▲ 29.0	▲ 38.6	16.7	▲ 100.0	80.0	

○ 主要産業における対前年同月比の推移(新規学卒者を除く)

産業	2年					3年						
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
合計	▲ 23.0	▲ 11.8	▲ 10.7	▲ 16.1	▲ 15.0	▲ 4.3	▲ 14.7	1.5	29.0	▲ 4.3	20.6	11.7
D 建設業	2.8	10.2	▲ 8.1	▲ 12.8	5.2	14.9	▲ 0.7	6.8	16.3	▲ 2.0	0.1	6.7
E 製造業	▲ 36.7	▲ 20.8	▲ 29.5	▲ 23.6	▲ 10.0	▲ 14.7	4.8	23.3	42.1	17.8	64.1	36.4
G 情報通信業	▲ 10.2	▲ 36.1	▲ 20.5	▲ 19.8	13.0	10.3	▲ 32.8	20.0	60.3	21.7	13.9	15.8
H 運輸業, 郵便業	▲ 25.8	▲ 9.0	▲ 21.6	▲ 12.4	▲ 6.9	1.4	▲ 13.7	8.9	10.0	12.0	20.0	8.9
I 卸売業, 小売業	15.4	▲ 27.3	▲ 17.9	▲ 10.0	▲ 18.6	10.3	▲ 5.3	43.7	55.7	▲ 56.6	87.0	20.8
L 学術研究, 専門・技術サービス業	▲ 25.7	▲ 15.8	▲ 24.8	▲ 21.5	▲ 6.6	▲ 14.0	▲ 15.7	19.0	9.6	9.5	26.0	▲ 1.1
M 宿泊業, 飲食サービス業	▲ 50.1	▲ 41.9	▲ 22.9	▲ 33.0	▲ 32.6	▲ 21.5	▲ 30.4	22.1	27.7	42.9	▲ 14.0	▲ 10.2
N 生活関連サービス業, 娯楽業	▲ 34.1	▲ 37.8	▲ 15.2	▲ 32.4	▲ 26.1	▲ 8.4	▲ 23.4	▲ 7.1	31.1	4.4	2.0	7.1
O 教育, 学習支援業	▲ 30.2	4.7	14.3	1.2	▲ 27.3	▲ 23.0	▲ 23.0	▲ 41.3	62.6	17.9	4.8	▲ 3.6
P 医療, 福祉	▲ 30.2	▲ 7.9	9.8	▲ 8.2	▲ 13.1	▲ 14.5	▲ 12.9	▲ 8.6	24.4	6.6	2.3	6.2
R サービス業(他に分類されないもの)	▲ 32.4	▲ 22.5	▲ 12.4	▲ 23.0	▲ 19.7	34.3	▲ 17.6	7.7	29.6	21.6	37.0	26.3

(注) 平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。▲は減少を表す。



第4表 産業別一般新規求人状況(パートを含み、新規学卒者を除く)

産 業	令和3年7月				
	令和3年 7月	令和3年 6月	令和2年 7月	対前年同月差 (人)	対前年同月比 (%)
合 計	18,000	18,973	16,108	1,892	11.7
A, B 農, 林, 漁業(01~04)	204	216	180	24	13.3
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業(05)	5	8	3	2	66.7
D 建設業(06~08)	1,661	1,719	1,556	105	6.7
06 総合工事業	974	892	816	158	19.4
E 製造業(09~32)	2,329	2,397	1,707	622	36.4
09 食料品製造業	531	576	440	91	20.7
10 飲料・たばこ・飼料製造業	18	38	17	1	5.9
11 繊維工業	27	40	33	▲ 6	▲ 18.2
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	55	32	57	▲ 2	▲ 3.5
13 家具・装備品製造業	24	24	13	11	84.6
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	71	73	47	24	51.1
15 印刷・同関連業	27	29	35	▲ 8	▲ 22.9
16 化学工業	133	94	63	70	111.1
17 石油製品・石炭製品製造業	2	5	1	1	100.0
18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	152	277	160	▲ 8	▲ 5.0
19 ゴム製品製造業	31	25	18	13	72.2
21 窯業・土石製品製造業	146	109	80	66	82.5
22 鉄鋼業	47	33	21	26	123.8
23 非鉄金属製造業	49	29	28	21	75.0
24 金属製品製造業	278	262	223	55	24.7
25 はん用機械器具製造業	156	112	56	100	178.6
26 生産用機械器具製造業	77	111	76	1	1.3
27 業務用機械器具製造業	82	76	36	46	127.8
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	48	59	19	29	152.6
29 電気機械器具製造業	136	144	136	0	0.0
30 情報通信機械器具製造業	18	29	13	5	38.5
31 輸送用機械器具製造業	155	144	75	80	106.7
25~31< 輸出型産業 小計 >	672	675	411	261	63.5
20, 32 その他の製造業	66	76	60	6	10.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業(33~36)	14	8	10	4	40.0
G 情報通信業(37~41)	307	279	265	42	15.8
39 情報サービス業	293	251	232	61	26.3
H 運輸業, 郵便業(42~49)	933	1,032	857	76	8.9
I 卸売業, 小売業(50~61)	2,135	3,116	1,768	367	20.8
50~55 卸売業	447	326	399	48	12.0
56~61 小売業	1,688	2,790	1,369	319	23.3
J 金融業, 保険業(62~67)	71	131	151	▲ 80	▲ 53.0
K 不動産業, 物品賃貸業(68~70)	147	119	176	▲ 29	▲ 16.5
L 学術研究, 専門・技術サービス業(71~74)	369	383	373	▲ 4	▲ 1.1
M 宿泊業, 飲食サービス業(75~77)	672	493	748	▲ 76	▲ 10.2
76 飲食店	566	413	637	▲ 71	▲ 11.1
N 生活関連サービス業, 娯楽業(78~80)	963	621	899	64	7.1
O 教育, 学習支援業(81, 82)	244	240	253	▲ 9	▲ 3.6
P 医療, 福祉(83~85)	4,885	4,714	4,599	286	6.2
83 医療業	1,295	1,335	1,191	104	8.7
85 社会保険・社会福祉・介護事業	3,566	3,356	3,389	177	5.2
Q 複合サービス事業(86, 87)	102	104	108	▲ 6	▲ 5.6
R サービス業(他に分類されないもの)(88~96)	2,769	3,130	2,193	576	26.3
91 職業紹介・労働者派遣業	1,477	1,487	847	630	74.4
92 その他の事業サービス業	994	1,298	1,003	▲ 9	▲ 0.9
S, T 公務(他に分類されるものを除く)・その他(97・98・99)	190	263	262	▲ 72	▲ 27.5

(注)平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。▲は減少を表す。

第5表 正社員求人・求職の状況

	全体の有効求人倍率 (原数値)	正社員 有効求人 倍率	有効求人数			構成比(%)		有効求職者数		
			合計	正社員	パート、 派遣、契約 社員等	正社員	パート、 派遣、契約 社員等	合計	常用 フルタイム	パート、 臨時・季節
30年度	1.62	1.10	671,924	291,078	380,846	43.3	56.7	414,795	265,783	149,012
元年度	1.58	1.12	653,554	289,633	363,921	44.3	55.7	412,634	257,457	155,177
2年度	1.35	0.92	556,359	255,481	300,878	45.9	54.1	436,780	276,330	160,450
2年4月	1.31	0.95	46,346	21,234	25,112	45.8	54.2	35,423	22,454	12,969
5月	1.23	0.90	42,310	19,589	22,721	46.3	53.7	34,260	21,709	12,551
6月	1.19	0.88	42,687	19,953	22,734	46.7	53.3	35,971	22,573	13,398
7月	1.20	0.88	44,245	20,706	23,539	46.8	53.2	36,893	23,433	13,460
8月	1.18	0.86	44,422	20,708	23,714	46.6	53.4	37,665	23,987	13,678
9月	1.19	0.86	45,665	20,917	24,748	45.8	54.2	38,296	24,437	13,859
10月	1.20	0.88	46,780	21,608	25,172	46.2	53.8	38,846	24,524	14,322
11月	1.28	0.93	48,070	21,830	26,240	45.4	54.6	37,458	23,521	13,937
12月	1.35	0.98	47,354	21,724	25,630	45.9	54.1	34,969	22,090	12,879
3年1月	1.42	1.01	48,362	22,061	26,301	45.6	54.4	34,148	21,766	12,382
2月	1.40	1.00	49,182	22,150	27,032	45.0	55.0	35,034	22,182	12,852
3月	1.35	0.97	50,936	23,001	27,935	45.2	54.8	37,817	23,654	14,163
4月	1.23	0.92	49,334	22,525	26,809	45.7	54.3	40,137	24,355	15,782
5月	1.18	0.93	46,697	22,045	24,652	47.2	52.8	39,586	23,813	15,773
6月	1.27	0.96	49,273	22,422	26,851	45.5	54.5	38,695	23,306	15,389
7月	1.33	1.00	48,826	22,637	26,189	46.4	53.6	36,721	22,687	14,034
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
4年1月										
2月										
3月										

前年同月比(差・増減率)

2年4月	▲ 0.17	▲ 0.13	▲ 14.3	▲ 13.7	▲ 14.7	0.3	▲ 0.3	▲ 3.0	▲ 1.9	▲ 5.0
5月	▲ 0.22	▲ 0.17	▲ 19.9	▲ 18.6	▲ 21.0	0.8	▲ 0.8	▲ 6.1	▲ 3.4	▲ 10.5
6月	▲ 0.30	▲ 0.24	▲ 18.7	▲ 17.4	▲ 19.8	0.7	▲ 0.7	2.4	4.9	▲ 1.4
7月	▲ 0.33	▲ 0.26	▲ 16.8	▲ 16.3	▲ 17.2	0.3	▲ 0.3	6.2	8.1	3.1
8月	▲ 0.41	▲ 0.29	▲ 18.3	▲ 16.1	▲ 20.1	1.2	▲ 1.2	10.4	11.6	8.4
9月	▲ 0.40	▲ 0.26	▲ 16.6	▲ 13.4	▲ 19.2	1.7	▲ 1.7	11.4	13.3	8.2
10月	▲ 0.42	▲ 0.26	▲ 16.6	▲ 12.5	▲ 19.9	2.2	▲ 2.2	12.0	13.6	9.2
11月	▲ 0.39	▲ 0.26	▲ 13.6	▲ 10.6	▲ 15.9	1.5	▲ 1.5	12.7	14.6	9.8
12月	▲ 0.43	▲ 0.25	▲ 13.8	▲ 8.4	▲ 17.8	2.7	▲ 2.7	13.4	14.1	12.1
3年1月	▲ 0.29	▲ 0.16	▲ 11.2	▲ 6.6	▲ 14.7	2.2	▲ 2.2	7.0	7.9	5.4
2月	▲ 0.23	▲ 0.09	▲ 11.9	▲ 5.5	▲ 16.5	3.0	▲ 3.0	2.2	3.2	0.5
3月	▲ 0.16	▲ 0.06	▲ 7.4	▲ 1.5	▲ 11.7	2.7	▲ 2.7	4.2	4.2	4.2
4月	▲ 0.08	▲ 0.03	6.4	6.1	6.8	▲ 0.2	0.2	13.3	8.5	21.7
5月	▲ 0.05	0.03	10.4	12.5	8.5	0.9	▲ 0.9	15.5	9.7	25.7
6月	0.08	0.08	15.4	12.4	18.1	▲ 1.2	1.2	7.6	3.2	14.9
7月	0.13	0.12	10.4	9.3	11.3	▲ 0.4	0.4	▲ 0.5	▲ 3.2	4.3
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
4年1月										
2月										
3月										

(注)1. 正社員有効求人倍率＝正社員有効求人数／常用フルタイム有効求職者数。なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

2. 「パート、派遣、契約社員等」とは、パートタイム労働者、派遣労働者、臨時・季節労働者、契約社員、準社員、嘱託等の、正社員・正職員でない者である。

3. ▲は減少を表す。

第6表 雇用保険被保険者得喪及び受給状況

	雇用保険被保険資格取得・喪失状況						雇用保険受給状況				
	①資格 取得者数		②資格 喪失者数		③②のうち 事業主都合 離職者数		④受給 資格決定 件数		⑤受給者 実人員		
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比	
平成28年度	141,361 (11,780)	8.4	122,771 (10,231)	1.8	6,586 (549)	▲ 5.5	27,052 (2,254)	▲ 6.9	7,934	▲ 6.4	
平成29年度	143,533 (11,961)	1.5	125,496 (10,458)	2.2	5,833 (486)	▲ 11.4	25,572 (2,131)	▲ 5.5	7,277	▲ 8.3	
平成30年度	140,156 (11,680)	▲ 2.4	130,296 (10,858)	3.8	5,966 (497)	2.3	25,227 (2,102)	▲ 1.4	7,001	▲ 3.8	
令和元年度	138,637 (11,553)	▲ 1.1	129,024 (10,752)	▲ 1.0	6,985 (582)	17.1	24,994 (2,082)	▲ 0.9	7,444	6.3	
令和2年度	131,336 (10,945)	▲ 5.3	122,760 (10,230)	▲ 4.9	7,292 (608)	4.4	28,484 (2,374)	14.0	9,184	23.4	
令和2年	4月	17,143	▲ 25.3	22,755	▲ 1.9	1,498	▲ 5.4	3,108	13.3	7,063	9.2
	5月	19,170	8.3	11,323	0.0	787	73.7	3,309	6.9	8,090	11.2
	6月	14,268	19.0	9,136	▲ 2.3	676	41.7	3,092	53.8	10,183	41.7
	7月	9,430	▲ 16.7	9,579	▲ 11.3	542	▲ 2.7	2,472	16.2	10,998	44.0
	8月	7,970	▲ 18.4	8,331	▲ 9.7	427	▲ 12.7	2,274	31.4	10,973	43.5
	9月	9,095	▲ 1.0	8,670	▲ 2.5	521	30.9	2,127	16.8	10,926	45.7
	10月	9,978	▲ 5.3	11,004	▲ 0.2	636	▲ 13.5	2,441	4.3	10,202	35.0
	11月	8,764	▲ 9.6	7,428	▲ 12.0	433	16.7	1,964	8.7	9,231	21.4
	12月	8,128	▲ 3.3	7,105	▲ 4.6	447	19.2	1,673	9.1	8,737	12.9
令和3年	1月	8,222	▲ 7.2	9,802	▲ 7.5	395	▲ 34.8	1,991	2.3	8,199	2.6
	2月	9,202	8.7	8,057	▲ 2.8	482	13.1	1,877	▲ 1.6	7,736	6.6
	3月	9,966	2.0	9,570	▲ 8.4	448	▲ 13.0	2,156	11.8	7,874	5.3
	4月	18,790	9.6	22,148	▲ 2.7	1,421	▲ 5.1	3,312	6.6	7,665	8.5
	5月	16,344	▲ 14.7	10,189	▲ 10.0	457	▲ 41.9	2,791	▲ 15.7	8,099	0.1
	6月	13,503	▲ 5.4	9,268	1.4	530	▲ 21.6	2,286	▲ 26.1	9,025	▲ 11.4
	7月	9,277	▲ 1.6	9,621	0.4	432	▲ 20.3	1,973	▲ 20.2	9,349	▲ 15.0

(注1)各年度の( )及び各年度の受給者実人員は月平均の数値。▲は減少を表す。

(注2)令和2年4月分以降は速報値であり、修正があり得る。

第7表 公共職業安定所別求職・求人・就職・充足状況(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

令和3年7月

項目 所別		月間有効 求職者数	新規 求職者数	月間有効 求人数	新規 求人数	就職 件数	充足数	有効 求人倍率	新規 求人倍率	就職率	
県央	水戸	原数値	7,046	1,504	10,587	3,730	466	510	1.50	2.48	31.0
		前年同月比	▲ 4.6	▲ 8.7	4.7	11.2	▲ 8.1	▲ 6.8	0.13	0.45	0.2
	(笠間)	原数値	1,137	221	987	433	105	68	0.87	1.96	47.5
		前年同月比	▲ 1.6	▲ 11.6	14.9	44.3	11.7	23.6	0.13	0.76	9.9
	常陸大宮	原数値	1,523	307	1,520	587	117	94	1.00	1.91	38.1
		前年同月比	▲ 8.3	▲ 18.6	8.1	13.1	8.3	19.0	0.15	0.53	9.5
県央計	原数値	9,706	2,032	13,094	4,750	688	672	1.35	2.34	33.9	
	前年同月比	▲ 4.9	▲ 10.7	5.8	13.9	▲ 3.0	▲ 1.3	0.14	0.51	2.7	
県北	日立	原数値	2,124	506	2,313	846	139	132	1.09	1.67	27.5
		前年同月比	3.1	2.2	10.7	2.4	▲ 0.7	▲ 3.6	0.08	0.00	▲ 0.8
	高萩	原数値	1,204	257	1,104	367	95	84	0.92	1.43	37.0
		前年同月比	▲ 4.2	▲ 14.0	32.1	4.3	18.8	25.4	0.25	0.25	10.2
	県北計	原数値	3,328	763	3,417	1,213	234	216	1.03	1.59	30.7
		前年同月比	0.3	▲ 3.9	16.8	3.0	6.4	5.9	0.15	0.11	3.0
県南	土浦	原数値	6,262	1,267	12,366	4,534	304	346	1.97	3.58	24.0
		前年同月比	7.9	▲ 4.9	5.9	5.7	7.4	3.6	▲ 0.04	0.36	2.8
	常総	原数値	2,448	493	3,610	1,331	125	123	1.47	2.70	25.4
		前年同月比	▲ 1.7	▲ 19.0	29.9	29.6	1.6	▲ 9.6	0.35	1.01	5.2
	石岡	原数値	1,648	339	1,562	565	105	71	0.95	1.67	31.0
		前年同月比	4.2	▲ 8.1	12.0	▲ 9.0	0.0	▲ 23.7	0.07	▲ 0.01	2.5
	龍ヶ崎	原数値	4,143	756	3,622	1,389	182	151	0.87	1.84	24.1
		前年同月比	1.5	▲ 7.5	7.7	11.8	▲ 9.5	▲ 0.7	0.05	0.32	▲ 0.5
	県南計	原数値	14,501	2,855	21,160	7,819	716	691	1.46	2.74	25.1
		前年同月比	3.9	▲ 8.7	10.1	8.9	0.6	▲ 3.4	0.08	0.44	2.3
県西	筑西	原数値	2,343	427	3,608	1,315	137	135	1.54	3.08	32.1
		前年同月比	▲ 8.2	▲ 27.5	26.7	24.3	▲ 18.0	▲ 14.6	0.42	1.28	3.7
	(下妻)	原数値	1,145	241	1,018	384	75	55	0.89	1.59	31.1
		前年同月比	▲ 9.2	▲ 24.5	26.5	16.0	▲ 21.9	0.0	0.25	0.55	1.0
	古河	原数値	2,617	558	3,277	1,365	152	127	1.25	2.45	27.2
		前年同月比	▲ 1.2	▲ 14.7	17.4	34.1	▲ 3.2	2.4	0.20	0.89	3.2
	県西計	原数値	6,105	1,226	7,903	3,064	364	317	1.29	2.50	29.7
		前年同月比	▲ 5.5	▲ 21.5	22.6	27.3	▲ 13.3	▲ 5.9	0.29	0.96	2.8
鹿行	常陸鹿嶋	原数値	3,081	664	3,252	1,154	217	207	1.06	1.74	32.7
		前年同月比	4.1	▲ 4.5	▲ 0.7	▲ 1.5	5.3	10.1	▲ 0.05	0.06	3.1
	鹿行計	原数値	3,081	664	3,252	1,154	217	207	1.06	1.74	32.7
		前年同月比	4.1	▲ 4.5	▲ 0.7	▲ 1.5	5.3	10.1	▲ 0.05	0.06	3.1
合計	原数値	36,721	7,540	48,826	18,000	2,219	2,103	1.33	2.39	29.4	
	前年同月比	▲ 0.5	▲ 10.8	10.4	11.7	▲ 2.1	▲ 1.0	0.13	0.48	2.6	

項目 地域別		月間有効 求職者数	新規 求職者数	月間有効 求人数	新規 求人数	就職 件数	充足数	有効 求人倍率	新規 求人倍率	就職率
県央	前年同月比	▲ 4.9	▲ 10.7	5.8	13.9	▲ 3.0	▲ 1.3	0.14	0.51	2.7
	前月比	▲ 5.9	▲ 5.2	1.8	▲ 6.6	▲ 10.9	▲ 9.4	0.10	▲ 0.03	▲ 2.1
県北	前年同月比	0.3	▲ 3.9	16.8	3.0	6.4	5.9	0.15	0.11	3.0
	前月比	▲ 4.7	▲ 2.6	▲ 1.9	▲ 6.0	▲ 17.9	▲ 21.2	0.03	▲ 0.06	▲ 5.7
県南	前年同月比	3.9	▲ 8.7	10.1	8.9	0.6	▲ 3.4	0.08	0.44	2.3
	前月比	▲ 5.3	▲ 10.2	▲ 2.8	▲ 9.0	▲ 8.0	▲ 6.9	0.04	0.04	0.6
県西	前年同月比	▲ 5.5	▲ 21.5	22.6	27.3	▲ 13.3	▲ 5.9	0.29	0.96	2.8
	前月比	▲ 3.4	▲ 10.1	1.8	11.1	▲ 6.4	▲ 17.4	0.06	0.48	1.2
鹿行	前年同月比	4.1	▲ 4.5	▲ 0.7	▲ 1.5	5.3	10.1	▲ 0.05	0.06	3.1
	前月比	▲ 5.4	▲ 10.3	▲ 3.8	▲ 7.2	▲ 8.1	▲ 1.9	0.02	0.06	0.8
合計	前年同月比	▲ 0.5	▲ 10.8	10.4	11.7	▲ 2.1	▲ 1.0	0.13	0.48	2.6
	前月比	▲ 5.1	▲ 8.2	▲ 0.9	▲ 5.1	▲ 9.8	▲ 10.6	0.06	0.08	▲ 0.6

(注) ( )は出張所。 ▲は減少を表す。 求人倍率は前年同月及び前月との差。

一般職業紹介状況一覧表(令和3年7月分)

《 茨 城 県 》					
＜季節調整値＞		7月	前月比(P)	当県の位置	
1	有効求人倍率(倍)	1.43	0.00	全国8番目	
2	新規求人倍率(倍)	2.23	▲ 0.26	全国18番目	
＜新規＞		7月	前月比(%・P)	前年比(%・P)	備考
3	新規求職(件)	7,540	▲ 8.2	▲ 10.8	前年比2か月連続の減少
4	新規求人(人)	18,000	▲ 5.1	11.7	前年比2か月連続の増加
5	求人倍率(倍)	2.39	0.08	0.48	—
＜有効＞		7月	前月比(%・P)	前年比(%・P)	備考
6	有効求職(人)	36,721	▲ 5.1	▲ 0.5	前年比14か月振りの減少
7	有効求人(人)	48,826	▲ 0.9	10.4	前年比4か月連続の増加
8	求人倍率(倍)	1.33	0.06	0.13	—
＜雇用保険＞		7月	前月比(%)	前年比(%)	備考
9	受給資格決定件数(件)	1,973	▲ 13.7	▲ 20.2	前年比3か月連続の減少
10	受給者実人員(人)	9,349	3.6	▲ 15.0	前年比2か月連続の減少

注:( )は単位

産業別新規求人状況			
主な産業	7月	前月比(%)	前年比(%)
全産業	18,000	▲ 5.1	11.7
建設業	1,661	▲ 3.4	6.7
製造業	2,329	▲ 2.8	36.4
情報通信業	307	10.0	15.8
運輸業、郵便業	933	▲ 9.6	8.9
卸売業、小売業	2,135	▲ 31.5	20.8
学術研究、専門・技術サービス業	369	▲ 3.7	▲ 1.1
宿泊業、飲食サービス業	672	36.3	▲ 10.2
生活関連サービス業、娯楽業	963	55.1	7.1
教育、学習支援業	244	1.7	▲ 3.6
医療、福祉	4,885	3.6	6.2
サービス業	2,769	▲ 11.5	26.3

(注1) 全国の数値は厚生労働省「職業安定業務統計」・「雇用保険事業月報」より。  
 (注2) 雇用保険関係数値は速報値のため修正があり得る。

< 全 国 >				
＜季節調整値＞		7月	前月比(P)	
11	有効求人倍率(倍)	1.15	0.02	
12	新規求人倍率(倍)	1.98	▲ 0.10	
＜新規＞		7月	前月比(%・P)	前年比(%・P)
13	新規求職(件)	358,703	▲ 3.9	▲ 7.7
14	新規求人(人)	757,908	▲ 4.9	8.3
15	求人倍率(倍)	2.11	▲ 0.02	0.31
＜有効＞		7月	前月比(%・P)	前年比(%・P)
16	有効求職(人)	1,915,744	▲ 4.0	2.5
17	有効求人(人)	2,121,072	0.1	8.3
18	求人倍率(倍)	1.11	0.05	0.06
＜雇用保険＞		7月	前月比(%)	前年比(%)
19	受給資格決定件数(件)	102,043	▲ 11.4	▲ 24.4
20	受給者実人員(人)	485,281	1.6	▲ 9.0

産業別新規求人状況			
主な産業	7月	前月比(%)	前年比(%)
全産業	757,908	▲ 4.9	8.3
建設業	76,778	▲ 11.2	4.2
製造業	78,838	▲ 2.6	40.8
情報通信業	19,073	▲ 3.2	6.3
運輸業、郵便業	43,688	1.1	10.6
卸売業、小売業	92,961	▲ 3.3	1.7
学術研究、専門・技術サービス業	19,940	▲ 6.8	8.4
宿泊業、飲食サービス業	48,763	▲ 7.3	▲ 0.9
生活関連サービス業、娯楽業	24,192	▲ 1.9	5.7
教育、学習支援業	11,766	▲ 17.1	▲ 0.4
医療、福祉	201,996	▲ 0.6	9.2
サービス業	100,806	▲ 7.2	11.5

【別途資料2】季節調整済有効求人倍率(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年計	年度計	備 考
1963	S38	0.71	0.74	0.77	0.90	0.89	0.98	1.07	1.26	1.20	1.28	1.16	1.34	1.02	1.19	オリンピック景気(S37年11月～38年10月)
1964	39	1.27	1.51	1.45	1.46	1.52	1.55	1.52	1.41	1.28	1.33	1.47	1.54	1.44	1.43	
1965	40	1.46	1.37	1.27	1.11	1.17	1.10	1.04	0.93	0.96	0.93	0.83	0.80	1.08	0.95	
1966	41	0.85	0.83	0.93	0.99	1.00	1.03	1.15	1.28	1.36	1.43	1.39	1.43	1.14	1.32	いざなぎ景気(S40年11月～45年7月)
1967	42	1.52	1.64	1.67	1.76	1.75	1.88	1.98	1.84	1.70	1.80	1.79	1.95	1.77	1.84	
1968	43	1.84	1.91	1.91	1.71	1.85	1.80	1.90	1.93	1.85	1.83	1.72	1.83	1.84	1.84	
1969	44	1.86	1.86	1.97	2.18	2.12	2.26	2.35	2.32	2.38	2.45	2.46	2.73	2.24	2.37	
1970	45	2.57	2.44	2.17	2.24	2.41	2.55	2.04	1.97	2.14	2.19	2.15	2.08	2.24	2.11	
1971	46	1.91	1.86	1.89	1.81	1.79	1.71	1.74	1.60	1.41	1.45	1.37	1.28	1.63	1.49	列島改造景気(S47年1月～48年11月) 第1次オイルショック(S48年11月)
1972	47	1.28	1.34	1.35	1.45	1.46	1.49	1.51	1.67	1.88	2.03	2.24	2.51	1.66	2.08	
1973	48	2.98	2.94	3.12	3.07	3.11	3.31	3.38	3.38	3.43	3.16	3.30	2.99	3.18	3.11	
1974	49	2.90	2.68	2.73	2.52	2.48	2.05	1.82	1.49	1.51	1.46	1.29	1.18	1.95	1.46	
1975	50	0.96	0.93	0.88	0.75	0.73	0.74	0.76	0.78	0.76	0.81	0.80	0.80	0.81	0.81	
1976	51	0.87	0.95	1.01	1.02	1.07	1.09	1.14	1.09	1.10	1.10	1.06	1.04	1.04	1.07	第2次オイルショック(S55年2月)
1977	52	1.07	1.05	1.04	1.03	0.99	0.92	0.92	0.88	0.93	0.88	0.84	0.85	0.95	0.89	
1978	53	0.83	0.80	0.82	0.86	0.89	0.92	0.91	0.97	0.98	0.95	0.98	1.01	0.91	0.96	
1979	54	1.05	1.03	1.04	1.09	1.14	1.18	1.27	1.23	1.27	1.30	1.30	1.25	1.18	1.24	
1980	55	1.23	1.25	1.30	1.22	1.28	1.18	1.07	1.02	1.05	1.12	1.02	1.03	1.14	1.07	
1981	56	0.98	0.96	0.94	0.96	0.99	1.01	1.12	1.05	1.03	1.01	1.02	1.01	1.01	1.01	半導体景気(S58年3月～60年6月) 円高不況(S60年7月～61年11月)
1982	57	1.03	0.99	0.97	0.91	0.89	0.92	0.91	0.89	0.88	0.89	0.88	0.90	0.92	0.89	
1983	58	0.89	0.88	0.83	0.87	0.85	0.83	0.88	0.92	0.97	0.96	0.97	0.97	0.90	0.94	
1984	59	0.98	1.02	1.05	1.06	1.06	1.05	1.06	1.08	1.11	1.10	1.06	1.10	1.06	1.09	
1985	60	1.14	1.17	1.13	1.14	1.14	1.15	1.05	1.06	1.04	1.04	1.00	0.98	1.09	1.03	
1986	61	0.96	0.94	0.91	0.91	0.85	0.82	0.80	0.83	0.84	0.84	0.85	0.88	0.87	0.86	プラザ合意(S60年8月) バブル景気(S61年12月～H3年2月)
1987	62	0.89	0.91	0.93	0.90	0.92	0.95	1.02	1.07	1.11	1.20	1.21	1.27	1.03	1.13	
1988	63	1.31	1.31	1.35	1.44	1.52	1.57	1.57	1.54	1.58	1.61	1.62	1.60	1.50	1.58	
1989	H元	1.63	1.64	1.66	1.70	1.77	1.77	1.78	1.86	1.80	1.83	1.89	1.93	1.77	1.86	
1990	2	1.96	2.05	2.05	2.09	2.09	2.15	2.19	2.17	2.14	2.15	2.21	2.20	2.12	2.16	
1991	3	2.21	2.19	2.20	2.20	2.17	2.22	2.17	2.12	2.00	2.00	1.94	1.95	2.11	2.00	バブル崩壊(H3年2月) 第1次平成不況(H5年10月) 阪神淡路大震災(H7年1月)
1992	4	1.87	1.76	1.70	1.62	1.59	1.53	1.48	1.45	1.40	1.37	1.31	1.25	1.52	1.36	
1993	5	1.20	1.14	1.10	1.04	1.00	0.95	0.93	0.87	0.85	0.81	0.78	0.75	0.94	0.84	
1994	6	0.74	0.72	0.74	0.74	0.74	0.72	0.71	0.72	0.72	0.69	0.66	0.65	0.71	0.70	
1995	7	0.68	0.69	0.72	0.70	0.69	0.68	0.66	0.67	0.68	0.70	0.69	0.74	0.69	0.70	
1996	8	0.72	0.72	0.71	0.72	0.73	0.73	0.74	0.75	0.76	0.79	0.81	0.80	0.75	0.78	震災景気、さび波景気(H9年5月) 第2次平成不況、デフレ不況(H11年1月) IT景気(H12年11月)
1997	9	0.82	0.83	0.84	0.82	0.81	0.87	0.85	0.83	0.80	0.80	0.78	0.75	0.82	0.78	
1998	10	0.71	0.68	0.67	0.67	0.65	0.64	0.62	0.61	0.60	0.58	0.57	0.57	0.63	0.60	
1999	11	0.56	0.54	0.55	0.52	0.52	0.51	0.53	0.53	0.53	0.53	0.54	0.56	0.53	0.54	
2000	12	0.56	0.58	0.59	0.61	0.62	0.64	0.64	0.67	0.70	0.72	0.72	0.73	0.65	0.68	
2001	13	0.72	0.72	0.70	0.69	0.68	0.67	0.66	0.63	0.59	0.56	0.52	0.51	0.83	0.58	第3次平成不況、IT不況(H14年1月)
2002	14	0.50	0.50	0.52	0.51	0.51	0.51	0.51	0.51	0.51	0.52	0.53	0.54	0.52	0.52	
2003	15	0.55	0.55	0.54	0.56	0.56	0.58	0.59	0.61	0.63	0.65	0.67	0.70	0.60	0.64	
2004	16	0.71	0.72	0.72	0.72	0.71	0.74	0.76	0.81	0.83	0.85	0.87	0.87	0.77	0.81	
2005	17	0.86	0.87	0.89	0.91	0.88	0.86	0.86	0.86	0.85	0.87	0.85	0.87	0.87	0.88	
2006	18	0.90	0.90	0.92	0.91	0.91	0.93	0.94	0.94	0.95	0.95	0.97	0.99	0.94	0.96	いざなぎ景気(H20年2月) サブプライム不況(H21年3月)
2007	19	0.99	0.99	0.99	1.03	1.04	1.03	1.00	0.98	0.98	0.92	0.93	0.92	0.98	0.97	
2008	20	0.93	0.92	0.94	0.95	0.96	0.92	0.91	0.88	0.84	0.79	0.75	0.71	0.87	0.76	
2009	21	0.61	0.54	0.49	0.46	0.43	0.40	0.39	0.38	0.38	0.39	0.38	0.38	0.43	0.40	
2010	22	0.40	0.41	0.44	0.44	0.45	0.47	0.48	0.50	0.52	0.53	0.55	0.56	0.48	0.52	
2011	23	0.58	0.60	0.60	0.61	0.61	0.62	0.64	0.67	0.68	0.72	0.74	0.74	0.65	0.69	東日本大震災(H23年5月)
2012	24	0.74	0.76	0.77	0.80	0.82	0.82	0.82	0.81	0.81	0.79	0.79	0.78	0.79	0.80	
2013	25	0.78	0.79	0.79	0.77	0.77	0.78	0.80	0.83	0.85	0.87	0.90	0.93	0.82	0.87	
2014	26	0.95	0.98	1.01	1.04	1.05	1.05	1.05	1.07	1.08	1.09	1.10	1.12	1.05	1.08	
2015	27	1.10	1.10	1.11	1.12	1.10	1.12	1.14	1.16	1.16	1.17	1.16	1.17	1.13	1.16	
2016	28	1.20	1.19	1.21	1.21	1.22	1.26	1.26	1.26	1.27	1.28	1.29	1.29	1.24	1.28	熊本地震(H28年4月)
2017	29	1.32	1.34	1.38	1.41	1.45	1.47	1.47	1.49	1.49	1.51	1.50	1.53	1.45	1.50	
2018	30	1.54	1.54	1.61	1.62	1.63	1.61	1.63	1.62	1.65	1.61	1.59	1.61	1.60	1.62	
2019	R元	1.63	1.63	1.63	1.60	1.64	1.65	1.63	1.64	1.60	1.62	1.59	1.57	1.62	1.58	台風19号(R元年10月)
2020	2	1.54	1.49	1.48	1.41	1.39	1.33	1.28	1.21	1.20	1.19	1.20	1.19	1.33	1.27	
2021	3	1.26	1.28	1.32	1.33	1.33	1.43	1.43								

(注1) 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和2年12月以前の数値は、令和3年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

(注2) 令和3年1月分公表時に新季節指数により改訂となった有効求人倍率は下線で示している。

## 令和3年7月分 都道府県別有効求人倍率(季節調整値)

都道府県	有効求人倍率	対前月差
全国	1.15	0.02
北海道	1.04	0.01
青森	1.09	0.03
岩手	1.27	0.05
宮城	1.36	0.02
秋田	1.62	0.12
山形	1.35	0.09
福島	1.34	0.04
茨城	1.43	0.00
栃木	1.09	0.00
群馬	1.36	0.09
埼玉	0.96	-0.02
千葉	0.89	0.01
東京	1.19	0.04
神奈川	0.82	0.02
新潟	1.37	0.02
富山	1.48	0.07
石川	1.35	-0.03
福井	1.83	0.04
山梨	1.29	0.03
長野	1.44	0.04
岐阜	1.44	0.05
静岡	1.22	0.08
愛知	1.26	0.06
三重	1.26	0.05
滋賀	0.96	0.04
京都	1.14	0.01
大阪	1.14	-0.03
兵庫	0.97	0.00
奈良	1.23	0.00
和歌山	1.12	-0.02
鳥取	1.43	-0.01
島根	1.55	0.05
岡山	1.45	0.00
広島	1.36	0.00
山口	1.36	0.00
徳島	1.22	0.02
香川	1.35	0.02
愛媛	1.32	-0.02
高知	1.06	-0.05
福岡	1.08	-0.01
佐賀	1.26	0.07
長崎	1.07	0.04
熊本	1.35	-0.06
大分	1.20	0.02
宮崎	1.37	0.04
鹿児島	1.32	0.04
沖縄	0.76	-0.04

順位	都道府県	有効求人倍率
1	福井	1.83
2	秋田	1.62
3	島根	1.55
4	富山	1.48
5	岡山	1.45
6	長野	1.44
6	岐阜	1.44
8	茨城	1.43
8	鳥取	1.43
10	新潟	1.37
10	宮崎	1.37
12	宮城	1.36
12	群馬	1.36
12	広島	1.36
12	山口	1.36
16	山形	1.35
16	石川	1.35
16	香川	1.35
16	熊本	1.35
20	福島	1.34
21	愛媛	1.32
21	鹿児島	1.32
23	山梨	1.29
24	岩手	1.27
25	愛知	1.26
25	三重	1.26
25	佐賀	1.26
28	奈良	1.23
29	静岡	1.22
29	徳島	1.22
31	大分	1.20
32	東京	1.19
33	京都	1.14
33	大阪	1.14
35	和歌山	1.12
36	青森	1.09
36	栃木	1.09
38	福岡	1.08
39	長崎	1.07
40	高知	1.06
41	北海道	1.04
42	兵庫	0.97
43	埼玉	0.96
43	滋賀	0.96
45	千葉	0.89
46	神奈川	0.82
47	沖縄	0.76

地域別	有効求人倍率	対前月差
北海道	1.04	0.01
東北	1.32	0.05
南関東	1.01	0.01
北関東・甲信	1.32	0.02
北陸	1.45	0.02
東海	1.27	0.06
近畿	1.09	-0.01
中国	1.41	0.01
四国	1.25	-0.01
九州	1.14	0.00

## ハローワークのマッチング機能に関する業務の評価・改善の取組について

### ●令和3年度主要指標実績(月別及び年度計)

(1) 就職件数(常用)														(件)
ハローワーク名	3年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4年1月	2月	3月	合計	
局計	2,411	2,011	2,277	2,027	0	0	0	0	0	0	0	0	8,726	
水戸	601	499	587	500									2,187	
日立	143	125	160	124									552	
筑西	243	182	221	198									844	
土浦	308	283	285	286									1,162	
古河	163	127	137	145									572	
常総	145	123	137	119									524	
石岡	110	97	118	97									422	
常陸大宮	141	117	124	114									496	
龍ヶ崎	226	190	190	162									768	
高萩	116	97	96	82									391	
常陸鹿嶋	215	171	222	200									808	

※就職件数とは、ハローワークの職業紹介により常用就職した件数。

(2) 求人充足件数(常用)														(件)
ハローワーク名	3年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4年1月	2月	3月	合計	
局計	2,399	1,938	2,167	1,924	0	0	0	0	0	0	0	0	8,428	
水戸	687	513	578	522									2,300	
日立	126	135	148	115									524	
筑西	228	162	210	184									784	
土浦	348	322	311	312									1,293	
古河	143	114	142	121									520	
常総	148	134	119	112									513	
石岡	100	82	98	66									346	
常陸大宮	103	90	99	88									380	
龍ヶ崎	189	120	166	140									615	
高萩	106	86	99	72									363	
常陸鹿嶋	221	180	197	192									790	

※求人充足件数とは、ハローワークの常用求人充足件数。

(3) 雇用保険受給者の早期再就職件数														(件)
ハローワーク名	3年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4年1月	2月	3月	合計	
局計	659	721	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,380	
水戸	132	130											262	
日立	29	42											71	
筑西	61	60											121	
土浦	90	150											240	
古河	48	32											80	
常総	54	60											114	
石岡	30	46											76	
常陸大宮	22	30											52	
龍ヶ崎	113	90											203	
高萩	22	28											50	
常陸鹿嶋	58	53											111	

※雇用保険受給者の早期再就職件数とは、基本手当の支給残日数を所定給付日数の3分の2以上残して早期に再就職する件数(集計システムの都合上、他の2指標より1か月遅れての公表となります)。



茨城県各種指標

区分	県内総生産		鉱工業生産指数		鉱工業生産者出荷指数		倒産件数		有効求人倍率		消費者物価指数		毎月労働統計調査				区分
	名目 (百万円)	前年比 (%)	前期比		前期比		件数 (件)	前年同月比 (%)	(倍)	前年同月比 (%)	実数	名目賃金指数 平成27年=100	実数	名目賃金指数 平成27年=100	実数	名目賃金指数 平成27年=100	
			平成27年=100	(%)	平成27年=100	(%)											
27年	12,970,155	4.5	100.0	△ 1.3	100.0	△ 1.5	121	△ 17.7	1.13	100.0	0.8	307,529	100.0	257,278	100.0	100.0	27年
28年	13,053,194	0.6	97.7	△ 2.3	100.3	0.3	132	9.1	1.24	99.6	△ 0.4	309,543	100.7	258,112	101.1	100.3	28年
29年	13,808,427	5.8	100.7	3.1	100.4	0.1	110	△ 16.7	1.45	100.2	0.6	322,357	104.8	267,186	104.5	103.9	29年
30年	14,035,454	1.6	99.9	△ 0.8	99.5	△ 0.9	127	15.5	1.60	101.4	1.2	323,847	105.2	264,010	103.5	102.6	30年
元年	13,953,538	△ 0.6	99.8	△ 0.1	98.6	△ 0.9	128	0.8	1.62	102.1	0.7	322,187	104.8	262,739	102.2	102.1	元年
2年	13,107,348	△ 6.1	90.1	△ 9.7	89.3	△ 0.9	118	△ 7.8	1.33	102.0	△ 0.1	320,476	104.2	263,256	101.9	102.3	2年
31年 1月			101.5	0.7	100.9	0.2	11	△ 21.4	1.65	101.6	0.6	268,356	87.3	257,967	85.7	100.3	31年 1月
2月	3,454,824	△ 1.6	100.4	△ 1.1	100.0	△ 0.9	9	50.0	1.64	101.7	0.2	259,558	84.4	258,413	82.8	100.4	2月
3月			99.1	△ 1.3	96.4	△ 3.6	7	△ 69.6	1.63	101.5	0.5	280,456	91.2	260,079	89.6	101.1	3月
4月			101.3	2.2	101.1	4.9	11	57.1	1.60	102.1	1.3	267,776	87.1	264,624	85.6	102.9	4月
元年 5月	3,442,873	2.5	106.3	4.9	102.9	1.8	6	△ 40.0	1.62	102.0	1.1	274,585	89.3	264,534	87.3	102.8	元年 5月
6月			104.6	△ 1.6	102.3	△ 0.6	12	71.4	1.63	101.8	1.0	473,887	154.1	260,857	150.8	101.4	6月
7月			101.6	△ 2.9	100.0	△ 2.2	14	100.0	1.61	102.1	1.2	363,827	118.3	264,336	115.4	102.7	7月
8月	3,514,499	0.5	99.2	△ 2.4	97.9	△ 2.1	13	85.7	1.62	102.4	0.8	273,864	89.0	263,133	86.5	102.3	8月
9月			99.5	0.3	99.5	1.6	10	11.1	1.59	102.2	0.2	269,680	87.7	263,710	85.4	102.5	9月
10月			96.1	△ 3.4	96.6	△ 2.9	16	128.6	1.62	102.6	0.4	266,199	86.6	264,561	83.9	102.8	10月
11月	3,559,663	△ 2.9	95.5	△ 0.6	94.6	△ 2.1	12	△ 42.9	1.61	102.7	0.6	277,274	90.2	264,780	87.3	102.9	11月
12月			96.0	0.5	96.4	1.9	7	△ 22.2	1.60	102.6	1.0	590,976	192.2	265,879	186.6	103.3	12月
2年 1月			97.5	1.6	94.8	△ 1.7	13	18.2	1.54	102.3	0.7	279,505	90.9	264,071	88.5	102.6	2年 1月
2月	3,436,504	△ 2.1	96.4	△ 1.1	96.4	1.7	10	11.1	1.49	102.2	0.5	265,756	86.4	264,569	84.1	102.8	2月
3月			93.4	△ 3.1	91.0	△ 5.6	16	128.6	1.48	102.1	0.6	282,147	91.7	264,973	89.6	103.0	3月
4月			91.2	△ 2.4	88.4	△ 2.9	9	△ 18.2	1.41	101.7	△ 0.3	281,535	91.5	266,395	89.7	103.5	4月
5月	3,031,571	△ 11.9	84.0	△ 7.9	80.3	△ 9.2	1	△ 83.3	1.39	102.2	0.2	274,327	89.2	260,407	86.9	101.2	5月
6月			85.6	1.9	84.7	5.5	12	0.0	1.33	102.1	0.4	473,797	154.1	262,518	150.3	102.0	6月
7月			84.2	△ 1.6	85.4	0.8	14	0.0	1.28	102.2	0.1	344,884	112.1	263,074	109.3	102.3	7月
8月	3,180,787	△ 9.5	88.0	4.5	86.7	1.5	9	△ 30.8	1.21	102.0	△ 0.4	267,302	86.9	258,985	84.9	100.7	8月
9月			87.4	△ 0.7	86.4	△ 0.3	9	△ 10.0	1.20	102.1	0.0	267,189	86.9	260,256	84.7	101.2	9月
10月			90.5	3.5	92.1	6.6	11	△ 31.3	1.19	102.1	△ 0.5	266,802	86.8	263,807	84.7	102.5	10月
11月	3,453,458	△ 3.0	89.7	△ 0.9	89.8	△ 2.5	6	△ 50.0	1.20	101.3	△ 1.3	274,401	89.2	263,825	87.7	102.5	11月
12月			89.3	△ 0.4	90.1	0.3	8	14.3	1.19	101.1	△ 1.5	268,062	184.7	266,196	182.1	103.5	12月
3年 1月			96.2	7.7	94.1	4.4	11	△ 15.4	1.26	101.8	△ 0.5	278,954	90.7	261,918	88.7	101.8	3年 1月
2月	3,441,532	0.1	98.5	2.4	97.0	3.1	10	0.0	1.28	101.9	△ 0.3	267,083	86.8	264,718	84.8	102.9	2月
3月			93.7	△ 4.9	92.9	△ 4.2	11	△ 31.3	1.32	102.1	0.0	287,443	93.5	267,910	91.3	104.1	3月
4月			102.5	9.4	103.4	11.3	5	△ 44.4	1.33	101.9	0.2	278,342	90.5	270,305	88.5	105.1	4月
5月							14	1300.0	1.33	102.4	0.2					105.1	5月
資料出所	茨城県内総生産											茨城県企画部統計課				資料出所	
	四半期速報 県内総生産(支出側、名目原系列) ※年度値											茨城県労働局 職業安定部 毎月の雇用情勢 有効求人倍率 (季節調整値)				資料出所	
	茨城県鉱工業指数											茨城県企画部統計課				資料出所	
	東京商工リサーチ 全国企業倒産状況 (負債総額1千万以上)											茨城県企画部統計課 毎月労働統計調査(地方調査)月報(規模5人以上) 指数は、平成27年=100とする				資料出所	
	水戸市消費者物価指数											茨城県企画部統計課				資料出所	

# 全国各種指標

区分	国内総生産		鉱工業生産指数		鉱工業生産者出荷指数		倒産件数		有効求人倍率	消費者物価指数		毎月労働統計調査		区分						
	名目 (10億円)	前年比 (%)	平成27年=100	前年比 (%)	前年比 (%)	件数	前年同月比 (%)	前年同月比 (%)		実数	実数	実数	実数		実数					
27年	540,739.4	3.3	100.0	△ 1.2	100.0	△ 1.4	8,812	△ 9.4	1.20	100.0	0.8	315,856	100.0	27年						
28年	544,827.2	0.8	100.0	0.0	99.7	△ 0.3	8,446	△ 4.2	1.36	99.9	△ 0.1	317,862	100.7	28年						
29年	555,687.4	2.0	103.1	3.1	102.2	2.5	8,405	△ 0.5	1.50	100.4	0.5	319,453	101.1	29年						
30年	556,419.1	0.1	104.2	1.1	103.0	0.8	8,235	△ 2.0	1.60	101.3	0.9	323,547	102.5	30年						
元年	558,264.8	0.3	101.1	△ 2.0	100.2	△ 0.8	8,383	1.8	1.60	101.8	1.4	322,552	102.1	元年						
2年	535,821.2	△ 4.0	90.6	△ 13.6	89.6	△ 13.4	7,773	△ 7.3	1.18	101.8	0.5	318,387	99.8	2年						
31年1月			102.3	0.9	101.2	0.5	666	4.9	1.64	101.5	0.2	272,120	86.2	31年1月						
2月	139,115.3	0.2	103.3	△ 0.7	102.4	△ 0.1	589	△ 4.5	1.62	101.5	0.2	264,571	83.9	2月						
3月			102.8	△ 2.3	101.3	△ 2.2	662	△ 16.1	1.63	101.5	0.5	281,346	89.2	3月						
4月			102.7	△ 1.8	102.0	△ 2.4	645	△ 0.8	1.62	101.8	0.9	276,520	87.6	4月						
元年5月	138,929.0	0.8	104.2	△ 0.6	102.8	△ 0.4	695	△ 9.4	1.61	101.8	0.7	275,217	87.2	元年5月						
6月			101.5	△ 2.2	99.5	△ 3.8	734	6.4	1.61	101.6	0.7	374,654	143.1	6月						
7月			102.2	△ 1.6	102.0	△ 0.1	802	14.2	1.60	101.6	0.5	451,442	118.7	7月						
8月	137,343.2	1.6	100.5	△ 3.1	100.0	△ 3.0	678	△ 2.3	1.60	101.8	0.3	276,695	87.7	8月						
9月			102.4	△ 1.1	101.8	△ 0.3	702	13.0	1.59	101.9	0.2	271,893	86.2	9月						
10月			98.3	△ 7.3	98.2	△ 6.2	780	6.8	1.58	102.2	0.2	272,218	86.3	10月						
11月	144,439.2	0.1	97.7	△ 6.9	96.8	△ 6.0	727	1.3	1.57	102.3	0.5	285,429	90.5	11月						
12月			97.9	△ 6.8	97.0	△ 6.1	704	13.2	1.55	102.3	0.8	564,630	179.0	12月						
2年1月			99.1	△ 3.2	98.1	△ 3.1	773	16.1	1.51	102.2	0.7	275,175	87.2	2年1月						
2月	137,553.4	△ 1.1	98.7	△ 4.6	98.5	△ 3.9	651	10.7	1.45	102	0.4	266,662	84.5	2年2月						
3月			96.2	△ 6.6	93.8	△ 7.5	740	11.8	1.40	101.9	0.4	281,554	89.2	3月						
4月			86.3	△ 16.4	84.1	△ 17.9	743	15.2	1.30	101.9	0.1	274,747	87.1	4月						
5月	126,571.0	△ 9.0	77.2	△ 27.0	75.9	△ 26.9	314	△ 54.8	1.18	101.8	0.1	268,771	85.2	5月						
6月			81.0	△ 20.5	81.1	△ 18.4	780	6.3	1.12	101.7	0.1	442,704	140.3	6月						
7月			86.6	△ 15.6	85.4	△ 16.6	789	△ 1.6	1.09	101.9	0.3	368,860	116.9	7月						
8月	131,227.0	△ 4.5	88.3	△ 12.2	87.4	△ 12.6	667	△ 1.6	1.05	102	0.2	273,209	86.6	8月						
9月			91.6	△ 10.8	90.7	△ 11.1	565	△ 19.5	1.04	102	0	269,329	85.4	9月						
10月			93.5	△ 4.8	92.7	△ 5.5	624	△ 20.0	1.04	101.8	-0.4	270,402	85.7	10月						
11月	143,245.0	△ 0.8	94.2	△ 3.5	93.5	△ 3.3	569	△ 21.7	1.05	101.3	-0.9	280,486	88.9	11月						
12月			94.0	△ 3.9	92.9	△ 4.1	558	△ 20.7	1.05	101.1	-1.2	547,696	173.6	12月						
3年1月			96.9	△ 2.2	95.6	△ 2.5	474	△ 38.7	1.10	101.6	-0.6	271,763	86.1	3年1月						
2月	134,678.3	△ 2.1	95.6	△ 3.1	94.4	△ 4.1	446	△ 31.4	1.09	101.6	-0.4	265,693	84.2	2月						
3月			97.2	△ 1.0	94.8	1.0	634	△ 14.3	1.10	101.8	-0.2	282,898	89.7	3月						
4月			100.0	13.7	97.7	13.6	477	△ 35.8	1.09	101.4	-0.4	278,680	88.3	4月						
5月				△ 77.2		△ 75.9	472	50.3	1.09	101.7	-0.1			5月						
資料出所	内閣府(経済社会総合研究所)										厚生労働省		東京商工リサーチ		総務省統計局		厚生労働省政策統括官		資料出所	
	国内総生産(GDP)速報 国内総生産(支出側名目集計) ※年賦値										一般競争入札 労働力(標準) (季節調整済)		消費者物価指数(CPI)結果 平成27年=100		毎月労働統計調査(規模5人以上) 指数は平成27年=100					



報道関係者 各位

令和3年8月13日

【照会先】

政策統括官付 労使関係担当参事官室

参事官 川口 秀人

室長補佐 富永 哲史

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 7766)

(直通電話) 03(3502)6735

**令和3年 民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況を公表します**

～賃上げ額は5,854円、賃上げ率は1.86%～

厚生労働省では、労使交渉の実情を把握するため、民間主要企業の春季賃上げ要求・妥結状況を毎年、集計しています。

このたび、令和3年の集計結果を以下のとおりまとめましたので、お知らせします。

【集計対象】

妥結額（定期昇給込みの賃上げ額）などを把握できた、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業343社。

【集計結果】

平均妥結額は5,854円で、前年（6,286円）に比べ432円の減。

また、現行ベース（交渉前の平均賃金）に対する賃上げ率は1.86%で、前年（2.00%）に比べ0.14ポイントの減。

（第1表・第2表）

第1表 令和3年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況

産 業	集 計 企業数	平 均 年 齢	現 行 ベ ー ス	要 求 額	妥 結 額	賃 上 げ 率	(参考) 令和2年		
							社 数	妥 結 額	賃 上 げ 率
	社	歳	円	円	円	%	社	円	%
1 建 設	20	35.7	336,500	7,811	6,462	1.92%	24	7,206	2.21%
2 食 料 品 ・ た ば こ	31	37.9	306,533	10,288	5,944	1.94%	26	6,162	1.95%
3 織 維	11	39.8	309,914	6,705	6,088	1.96%	11	7,080	2.30%
4 紙 ・ パ ル プ	4	40.6	295,450	5,141	4,716	1.60%	4	5,226	1.71%
5 化 学	34	38.3	338,645	6,938	6,569	1.94%	32	7,482	2.16%
6 ゴ ム 製 品	9	39.1	300,170	4,952	4,952	1.65%	6	5,316	1.76%
7 窯 業	5	37.4	290,874	5,491	5,369	1.85%	5	5,906	1.95%
8 鉄 鋼	14	35.2	294,626	6,475	3,711	1.26%	15	3,816	1.29%
9 非 鉄 金 属	9	39.8	309,748	6,046	5,255	1.70%	8	5,389	1.77%
10 機 械	18	38.8	317,793	8,123	6,240	1.96%	20	6,870	2.21%
11 電 気 機 器	12	39.8	325,640	8,157	6,816	2.09%	10	6,620	2.04%
12 造 船	9	37.5	324,798	5,798	5,726	1.76%	8	6,877	2.12%
13 精 密 機 器	4	39.8	344,436	7,726	6,311	1.83%	5	7,068	2.11%
14 自 動 車	42	38.9	329,619	7,121	6,633	2.01%	30	7,302	2.21%
15 そ の 他 製 造	7	39.7	299,765	8,334	6,370	2.12%	7	6,431	2.13%
16 電 力 ・ ガ ス	8	37.1	321,513	7,852	5,296	1.65%	8	4,767	1.43%
17 運 輸	8	42.4	290,453	10,642	4,424	1.52%	6	4,337	1.50%
18 卸 ・ 小 売	73	39.7	298,883	8,835	6,147	2.06%	73	6,348	2.12%
19 金 融 ・ 保 険	6	39.5	312,375	7,281	6,915	2.21%	5	7,638	2.49%
20 サ ー ビ ス	19	38.4	298,015	7,532	4,286	1.44%	18	5,967	2.04%
平 均	343	38.9	314,357	7,762	5,854	1.86%	321	6,286	2.00%

(注)

1. 本年の集計対象企業は、妥結額（定期昇給込みの賃上げ額）などを把握できた、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業343社である。ただし、要求額については、具体的な要求額が把握できた329社について算出している。なお、数値は、各企業の組合員数による加重平均である。

2. 妥結額は、原則として定期昇給込みの賃上げ額を用いたが、一部に年齢ポイント（30歳、35歳など）での妥結額（定期昇給込みの賃上げ額）を含んでいる。

第2表 民間主要企業における春季賃上げ状況の推移

年	現行ベース (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	分散係数	年	現行ベース (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	分散係数
昭和					6	291,694	9,118	3.13	0.12
40	29,635	3,150	10.6	0.16	7	296,006	8,376	2.83	0.10
41	32,095	3,403	10.6	0.12	8	305,066	8,712	2.86	0.10
42	35,037	4,371	12.5	0.07	9	308,106	8,927	2.90	0.11
43	38,800	5,296	13.6	0.07	10	312,914	8,323	2.66	0.12
44	43,339	6,865	15.8	0.07	11	316,745	7,005	2.21	0.15
45	49,503	9,166	18.5	0.06	12	315,347	6,499	2.06	0.14
46	57,459	9,727	16.9	0.07	13	315,359	6,328	2.01	0.15
47	66,243	10,138	15.3	0.08	14	316,399	5,265	1.66	0.15
48	75,446	15,159	20.1	0.05	15	321,308	5,233	1.63	0.16
49	88,209	28,981	32.9	0.07	16	319,788	5,348	1.67	0.18
50	116,783	15,279	13.1	0.16	17	316,940	5,422	1.71	0.16
51	131,349	11,596	8.8	0.10	18	316,723	5,661	1.79	0.18
52	143,109	12,536	8.8	0.07	19	314,910	5,890	1.87	0.14
53	156,615	9,218	5.9	0.20	20	308,948	6,149	1.99	0.13
54	166,026	9,959	6.0	0.10	21	307,991	5,630	1.83	0.16
55	173,320	11,679	6.74	0.06	22	303,151	5,516	1.82	0.17
56	182,690	14,037	7.68	0.06	23	303,453	5,555	1.83	0.17
57	194,154	13,613	7.01	0.06	24	303,238	5,400	1.78	0.18
58	203,655	8,964	4.40	0.15	25	304,330	5,478	1.80	0.17
59	209,617	9,354	4.46	0.12	26	306,469	6,711	2.19	0.18
60	215,998	10,871	5.03	0.09	27	309,431	7,367	2.38	0.22
61	222,869	10,146	4.55	0.14	28	310,671	6,639	2.14	0.20
62	232,118	8,275	3.56	0.18	29	311,022	6,570	2.11	0.19
63	238,409	10,573	4.43	0.12	30	311,183	7,033	2.26	0.20
平成					令和				
元	246,549	12,747	5.17	0.11	元	311,255	6,790	2.18	0.19
2	252,752	15,026	5.94	0.08	2	315,051	6,286	2.00	0.20
3	264,082	14,911	5.65	0.08	3	314,357	5,854	1.86	0.20
4	276,275	13,662	4.95	0.11					
5	284,444	11,077	3.89	0.12					

(注)

1. 平成15年までの主要企業の集計対象は、原則として、東証又は大証1部上場企業のうち資本金20億円以上かつ従業員数1,000人以上の労働組合がある企業である。(昭和54年以前は単純平均、昭和55年以降は加重平均。)

平成16年以降の集計対象は、原則として、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合がある企業である。(加重平均)

2. 分散係数は、妥結額の四分位分散係数で、次の式により計算した。

なお、四分位分散係数は、妥結額の企業間のばらつきが大きいほど、その値は大きくなり、ばらつきが小さいほど値は小さくなる。

第3 四分位数 - 第1 四分位数

$$\text{四分位分散係数} = \frac{\text{第3 四分位数} - \text{第1 四分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

第3表 令和3年春季賃上げ交渉における要求提出時期別企業数

要 求 提出時期		令和3年				令和2年(参考)			
		要求提出企業数		累 計		要求提出企業数		累 計	
		社	(%)	社	(%)	社	(%)	社	(%)
2 月	上旬以前	9	2.8%	9	2.8%	31	10.1%	31	10.1%
	中 旬	132	41.3%	141	44.1%	140	45.8%	171	55.9%
	下 旬	105	32.8%	246	76.9%	86	28.1%	257	84.0%
3 月	上 旬	42	13.1%	288	90.0%	20	6.5%	277	90.5%
	中 旬	13	4.1%	301	94.1%	13	4.2%	290	94.8%
	下 旬	8	2.5%	309	96.6%	7	2.3%	297	97.1%
4 月	上 旬	5	1.6%	314	98.1%	3	1.0%	300	98.0%
	中 旬	2	0.6%	316	98.8%	2	0.7%	302	98.7%
	下 旬	3	0.9%	319	99.7%	2	0.7%	304	99.3%
5 月	上 旬	0	0.0%	319	99.7%	0	0.0%	304	99.3%
	中旬以降	1	0.3%	320	100.0%	2	0.7%	306	100.0%
計		320	100.0%	320	100.0%	306	100.0%	306	100.0%

(注) 1. (%)は構成比。

2. 令和3年の集計対象企業343社のうち、23社は要求提出時期を把握できなかったため、本表の集計からは除外している。

第4表 令和3年春季賃上げ交渉における妥結時期別企業数

妥結時期		令和3年				令和2年(参考)			
		妥結企業数		累 計		妥結企業数		累 計	
		社	(%)	社	(%)	社	(%)	社	(%)
3 月	上旬以前	6	1.8%	6	1.8%	14	4.5%	14	4.5%
	中 旬	185	56.2%	191	58.1%	184	59.4%	198	63.9%
	下 旬	53	16.1%	244	74.2%	33	10.6%	231	74.5%
4 月	上 旬	14	4.3%	258	78.4%	29	9.4%	260	83.9%
	中 旬	5	1.5%	263	79.9%	4	1.3%	264	85.2%
	下 旬	24	7.3%	287	87.2%	11	3.5%	275	88.7%
5 月	上 旬	1	0.3%	288	87.5%	1	0.3%	276	89.0%
	中 旬	34	10.3%	322	97.9%	13	4.2%	289	93.2%
	下 旬	7	2.1%	329	100.0%	20	6.5%	309	99.7%
6 月	上 旬	0	0.0%	329	100.0%	0	0.0%	309	99.7%
	中旬以降	0	0.0%	329	100.0%	1	0.3%	310	100.0%
計		329	100.0%	329	100.0%	310	100.0%	310	100.0%

(注) 1. (%)は構成比。

2. 令和3年の集計対象企業343社のうち、14社は妥結時期を把握できなかったため、本表の集計からは除外している。

課、企画法 制課、人事 課、会計課、 国際課、公 文書監理 室、情報管 理室及び政 策立案参事 官以外の部 局又は機関	(略)	(略)
課、企画法 制課、人事 課、会計課、 国際課、公 文書監理 室、情報管 理室及び事 務総局に置 く参事官以 外の部局又 は機関	(略)	(略)

2 この決定による改正は、令和3年9月1日から効力を発生する。

秋田労働局最低賃金公示第1号

最低賃金の改正決定に関する公示  
北海道労働局最低賃金公示第1号  
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の  
規定に基づき、北海道最低賃金（昭和55年北海道  
労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のよ  
うに改正する決定をしたので、同法第14条第1項  
の規定により公示する。  
令和3年9月1日  
北海道労働局長 上田 国土  
第4号中「1時間861円」を「1時間889円」に  
改める。

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の  
規定に基づき、秋田県最低賃金（昭和55年秋田労  
働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のよう  
に改正する決定をしたので、同法第14条第1項の  
規定により公示する。  
令和3年9月1日  
秋田労働局長 甲斐 三照  
第4号中「1時間792円」を「1時間822円」に  
改める。

福島労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の  
規定に基づき、福島県最低賃金（昭和55年福島労  
働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のよう  
に改正する決定をしたので、同法第14条第1項の  
規定により公示する。  
令和3年9月1日  
福島労働局長 河西 直人  
第4号中「1時間800円」を「1時間828円」に  
改める。

茨城労働局最低賃金公示第1号  
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の  
規定に基づき、茨城県最低賃金（昭和55年茨城労  
働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のよう  
に改正する決定をしたので、同法第14条第1項の  
規定により公示する。  
令和3年9月1日  
茨城労働局長 下角 圭司  
第4号中「1時間851円」を「1時間879円」に  
改める。

栃木労働局最低賃金公示第1号  
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の  
規定に基づき、栃木県最低賃金（昭和55年栃木労  
働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のよう  
に改正する決定をしたので、同法第14条第1項の  
規定により公示する。  
令和3年9月1日  
栃木労働局長 藤浪 竜哉  
第4号中「1時間854円」を「1時間882円」に  
改める。

埼玉労働局最低賃金公示第1号  
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の  
規定に基づき、埼玉県最低賃金（昭和55年埼玉労  
働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のよう  
に改正する決定をしたので、同法第14条第1項の  
規定により公示する。  
令和3年9月1日  
埼玉労働局長 増田 嗣郎  
第4号中「1時間928円」を「1時間956円」に  
改める。

千葉労働局最低賃金公示第1号  
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の  
規定に基づき、千葉県最低賃金（昭和55年千葉労  
働基準局最低賃金公示第7号）の一部を次のよう  
に改正する決定をしたので、同法第14条第1項の  
規定により公示する。  
令和3年9月1日  
千葉労働局長 江原 由明  
第4号中「1時間925円」を「1時間953円」に  
改める。

新潟労働局最低賃金公示第1号  
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の  
規定に基づき、新潟県最低賃金（昭和55年新潟労  
働基準局最低賃金公示第3号）の一部を次のよう  
に改正する決定をしたので、同法第14条第1項の  
規定により公示する。  
令和3年9月1日  
新潟労働局長 岩瀬 信也  
第4号中「1時間831円」を「1時間859円」に  
改める。

富山労働局最低賃金公示第1号  
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の  
規定に基づき、富山県最低賃金（昭和56年富山労  
働基準局最低賃金公示第3号）の一部を次のよう  
に改正する決定をしたので、同法第14条第1項の  
規定により公示する。  
令和3年9月1日  
富山労働局長 杉 良太  
第4号中「1時間849円」を「1時間877円」に  
改める。

福井労働局最低賃金公示第1号  
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の  
規定に基づき、福井県最低賃金（昭和55年福井労  
働基準局最低賃金公示第5号）の一部を次のよう  
に改正する決定をしたので、同法第14条第1項の  
規定により公示する。  
令和3年9月1日  
福井労働局長 山崎 直紀  
第4号中「1時間830円」を「1時間858円」に  
改める。

山梨労働局最低賃金公示第1号  
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の  
規定に基づき、山梨県最低賃金（昭和55年山梨労  
働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のよう  
に改正する決定をしたので、同法第14条第1項の  
規定により公示する。  
令和3年9月1日  
山梨労働局長 生方 勝  
第4号中「1時間838円」を「1時間866円」に  
改める。

宮城労働局最低賃金公示第1号  
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の  
規定に基づき、宮城県最低賃金（昭和55年宮城労  
働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のよう  
に改正する決定をしたので、同法第14条第1項の  
規定により公示する。  
令和3年9月1日  
宮城労働局長 毛利 正  
第4号中「1時間825円」を「1時間853円」に  
改める。



## 令和3年度特定最低賃金改正状況

## 鉄鋼業 最低賃金

都道府県	地賃ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	令第6条5 項適用
愛知	A	976					
千葉	A	995	1023	28			有
大阪	A	968					
神奈川	A						
東京	A						
兵庫	B	964	992	28			有
広島	B	970					
静岡	B	935				非鉄金属を含む	
★茨城	B	945					
福岡	C	976	980	4			有
北海道	C	967	979	12			有
岡山	C	962					
山口	C	967				非鉄金属を含む	
和歌山	C	949					
群馬	C	921					
宮城	C	925					
大分	D	951					
島根	D	922	954	32			有
青森	D	903	929	26			無
岩手	D	852				金属製品を含む	

みんなチエツク！  
最低賃金。

会社員、パート、  
アルバイトの方、学生さんなど  
働くすべての人と  
雇う人のためのルールだよ。

## 茨城県 最低賃金

令和3年  
10月1日から  
[時間額]

879

28円  
UP

円

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!

最低賃金に関する特設サイト  
<http://www.saiteichingin.info/>  
最低賃金制度 特設サイト



最低賃金に関するお問い合わせは茨城労働局または最寄りの労働基準監督署へ  
茨城労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/>



# 最低賃金制度って何？

働くすべての人に、  
賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの  
働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



## 確認の方法は？

<sup>(※1)</sup> 確認したい賃金を時間額にして、  
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。<sup>(※2)</sup>

1 時間給の場合	<table border="1"> <tr><th>時間給</th></tr> <tr><td>円</td></tr> </table> $\geq$ <table border="1"> <tr><th>最低賃金額(時間額)</th></tr> <tr><td>円</td></tr> </table>	時間給	円	最低賃金額(時間額)	円				
時間給									
円									
最低賃金額(時間額)									
円									
2 日給の場合	<table border="1"> <tr><th>日給</th></tr> <tr><td>円</td></tr> </table> $\div$ <table border="1"> <tr><th>1日の平均所定労働時間</th></tr> <tr><td>時間</td></tr> </table> $=$ <table border="1"> <tr><th>時間額</th></tr> <tr><td>円</td></tr> </table> $\geq$ <table border="1"> <tr><th>最低賃金額(時間額)</th></tr> <tr><td>円</td></tr> </table>	日給	円	1日の平均所定労働時間	時間	時間額	円	最低賃金額(時間額)	円
日給									
円									
1日の平均所定労働時間									
時間									
時間額									
円									
最低賃金額(時間額)									
円									
3 月給の場合	<table border="1"> <tr><th>月給</th></tr> <tr><td>円</td></tr> </table> $\div$ <table border="1"> <tr><th>1か月の平均所定労働時間</th></tr> <tr><td>時間</td></tr> </table> $=$ <table border="1"> <tr><th>時間額</th></tr> <tr><td>円</td></tr> </table> $\geq$ <table border="1"> <tr><th>最低賃金額(時間額)</th></tr> <tr><td>円</td></tr> </table>	月給	円	1か月の平均所定労働時間	時間	時間額	円	最低賃金額(時間額)	円
月給									
円									
1か月の平均所定労働時間									
時間									
時間額									
円									
最低賃金額(時間額)									
円									
4 上記 1, 2, 3 が 組み合わさっている場合	<p>例えば、基本給が日給で 各手当（職務手当など）が 月給の場合</p> <p>① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す ③ ①と②を合計した額 <math>\geq</math> 最低賃金額（時間額）</p>								

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精算手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で  
自分の地域の  
最低賃金を  
チェックしましょう！

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さんへ

## 業務改善 助成金

賃金引上げを支援する助成金を  
積極的に利用しましょう。

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。 [詳しくは、こちら](#) [業務改善助成金](#) [検索](#)

業務改善  
助成金の  
動画も  
あります。



### 支給の要件

- 1 事業場内最低賃金の引き上げ
- 2 引上げ後の賃金額の支払い
- 3 生産性向上に資する機器・設備などを導入
- 4 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に要した  
費用の一部を助成

### 助成金 支給までの 流れ

- 1 交付申請書・事業実施計画などを、最寄りの都道府県労働局に提出 [審査](#)
- 2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
- 3 労働局に事業実施結果を報告 [審査](#)
- 4 支給

専門家による  
無料相談を  
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方  
改革推進支援センターにご相談ください。

[詳しくは、こちら](#) [働き方改革推進支援センター](#) [検索](#)

働き方改革  
推進支援  
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

[詳しくは、こちら](#) [働き方改革推進支援資金](#) [検索](#)

リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷物の紙へ  
リサイクルできます。

